

明石市こども養育支援

ネットワークの奇跡

こどもの立場で歩んだ10年間の軌跡



2021年 4月

明 石 市

はしがき

多くのこどもにとって、親の離婚や別居は、これまでの生活や考え方に大きな変化を与える一大事件である。しかし、離婚や別居の際には、親は自分達のことですぐ一杯で、心の中で泣いているこどもを一人の人間としてではなくあたかも持ち物として扱っており、こどもの代弁者が誰もいないという状況が見受けられる。

従来は、「法は家庭に入らず」という概念のもと、離婚という民々の問題に公（行政）は介入すべきでないという考え方が一般的であった。しかし、家庭内における虐待が顕在化してきた今、むしろ行政が家庭に積極的に関与すべき時代が到来している。

明石市では、2011年から「こどもを核としたまちづくり」に取り組み、まちの未来でもあるこどもに対する総合的な支援を行ってきた。明石市こども養育支援ネットワークは、2012年4月に民法第766条が改正施行されたことを受けて、養育支援制度研究会とも連携し、マスコミによる好意的な報道を追い風に、低予算にして市議会の理解も得た上で、こども総合支援施策の一環として、全国に先駆けて2014年から取組を開始した。取組にあたっては、こどもの立場、基礎自治体の責務、普遍性の3つを基本理念に掲げて、当事者のニーズに即した支援策を段階的に実施してきた。これまでの取組の中には、「参考書式の配布」のように明石市から全国に広まったものがある一方で、「こどもの養育費緊急支援事業」（養育費の公的立替）のように国で実施する方が望ましいものもあった。

明石市こども養育支援ネットワークは、これまでタブー視されてきた離婚のテーマに行政として初めて風穴を開け、実現困難と思われてきたことを次々に実現するという奇跡を起こしてきた。まさに歴史的快挙というべきである。

この冊子は、明石市が、市民に最も身近な基礎自治体として、こどもの立場に立って、こどもに寄り添って歩んできた10年間の軌跡をまとめたものである。本書が、親の離婚や別居に心を痛めている全国すべてのこどもたちの笑顔のために役立つのであれば、望外の喜びである。

目 次

序章	こどもに冷たい日本社会	1
1	こどもが泣いている	2
2	法は家庭に入らず	3
第1章	3年間の準備期間	5
1	こどもを核としたまちづくり	6
2	民法第766条の改正	7
3	養育支援制度研究会との出会い	8
4	マスコミによる好意的な報道	9
5	市議会の承認—サンキュー予算	12
第2章	明石市こども養育支援ネットワークの誕生	13
1	3つの基本理念	14
(1)	こどもの立場で	14
(2)	基礎自治体の責務	15
(3)	普遍性	16
2	はじめの三歩	17
(1)	参考書式の配布	17
(2)	こども養育専門相談	18
(3)	関係機関との連携	19
3	半年後の四歩	22
(1)	パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布	22
(2)	こどもと親の交流ノート（養育手帳）	31
(3)	親子交流サポート事業	32
(4)	無戸籍者のための相談窓口	33

4	こどもと親の心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(1)	こどもふれあいキャンプ・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(2)	離婚前講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」 ・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(3)	離婚後の子育てガイダンス・・・・・・・・・・・・・・・・	44

第3章 すべてのこどもに愛情を！～面会交流支援～

47

1	総論・・・・・・・・・・・・・・・・	48
2	こどもの情報共有—養育手帳・・・・・・・・・・	49
3	場所の提供—親子交流サポート事業・・・・・・・・	52
4	親子の架け橋—面会交流のコーディネート・・	53

第4章 すべてのこどもに栄養を！～養育費確保支援～

63

1	総論・・・・・・・・・・・・・・・・	64
2	こどもの養育費に関する検討会の設置・・・・・	65
3	養育費の民間保証—養育費立替パイロット事業・・	69
4	養育費の公的立替—こどもの養育費緊急支援事業・・	74
5	取決め費用の補助—養育費取決めサポート事業・・	79

第5章 すべての親が約束を！～取決め支援～

81

1	総論・・・・・・・・・・・・・・・・	82
2	ひながたの提供—参考書式の配布・・・・・・・・	83
3	相談体制の充実—こども養育専門相談・・・・・・・・	91
4	公費による助成—養育費取決めサポート事業・・	94

第6章 全国への広がり

97

1	国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・	98
2	自治体の動き・・・・・・・・・・・・・・・・	99

メッセージ特集

105

序章 こどもに冷たい日本社会



Ⅰ こどもが泣いている

「本当は離婚なんてしてほしくない。
自分にとってはいいお父さんなんだ！」



これは、親が離婚しようとしている小学生の男の子が、母親の代理人弁護士に対して泣きながら訴えた声である。

多くのこどもにとって、親が離婚や別居をするということは、自分の人生が大きく変わる一大事件である。親の離婚や別居に直面したこどもの受け止め方は様々であり、安心してほしかった気持ちになるこどももいれば、不安な気持ちでいっぱいになり心の中で人知れず涙の雨を降らせているこどももいる。

しかしながら、親は自分自身のことしか考える余裕がなく、こどもの心の叫びに気付いていない。そのような親は、こどもを心と人格をもった一人の人間として尊重しておらず、あたかも自分の持ち物であるかのように扱ってしまっている。

厚生労働省の調査によれば、１年間の離婚件数は約２０万件で、このうち未成年のこどもがいる離婚は、全体の約６０％を占めている。

毎日、日本全国のどこかで、親が離婚したことによって心を痛めているこどもがいるにもかかわらず、こどもの声を代弁する者がいないのが実情である。冒頭の少年の声は、こうした日本社会の由々しき事態を如実に物語っている。

2 法は家庭に入らず

もっとも、従来の社会は、涙の雨を降らせているこどもに対して傘を差し出すことをしなかった。その理由は、「法は家庭に入らず」という古代ローマ法に由来する考え方が社会に深く根付いていたからである。

これは、家庭内の問題については法が関与せず、自治的解決にゆだねるべきという考え方である。離婚や別居は個人や家族の問題であるため、「民」vs「民」の問題に「公」である行政が介入すべきではないという固定観念が社会全体に浸透していた。いわば、離婚のテーマは、長い間、行政からタブー視されていたのである。

一方、諸外国では、日本よりもかなり早い時期から、離婚時のこどもを支援する行政や司法のシステムが十分位置付いていた。たとえば、養育費確保支援策として、養育費の立替払いや強制徴収の制度が導入されている。

このように、先進国であるはずの日本は、離婚等のこども養育支援の分野においては極めて後進国であり、従来の固定観念に縛られて、長い間、こどもに冷たい社会を放置し続けたのである。



第1章 3年間の準備期間



1 こどもを核としたまちづくり

このようなこどもに冷たい社会に1つの転機が訪れたのは、2011年である。

その年の5月、市長選で「頑張るこどもたちをまち全体で応援する」ことを掲げて69票差の僅差で当選した泉房穂が、明石市長に就任した。

泉は、明石市のビジョンとして、「こどもを核としたまちづくり」を掲げて、こどもの立場に立った Children First の施策を段階的に進めてきた。こども施策を全体的に所管する部署として「こども未来部」（後に「こども局」に組織再編）を新設し、こども部門の予算や職員数を大幅に増やし、明石市こども総合支援条例を制定した。

明石市こども養育支援ネットワーク（離婚等のこども養育支援）も、こども総合支援策の一環として位置付け、2012年4月1日付で採用した5人の弁護士資格を有する職員を中心に、徐々に準備を進めてきた。

人口約30万人・面積約50㎢の基礎自治体が、これまでタブー視されてきたテーマに遂に風穴を開け、こどもの立場に立って歩み始めたのである。



2 民法第766条の改正

同じ頃、遅まきながら国も動き始めた。

2012年4月1日に改正施行された民法第766条に、養育費の分担と面会交流が、こどもの監護について必要な事項の具体例として示されるとともに、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」ことが明記されたのである。

この法改正によって、養育費や面会交流の重要性が社会全体で認識されるようになり、徐々に機運が高まってきた。

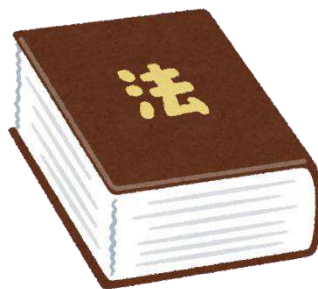
明石市の市民相談においても、「養育費を取り決めるためにはどうすればよいか?」、「こどもを別れた夫に会わせないといけないのか?」といった養育費や面会交流に関する相談が増えてきた。

民法

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

…(略)…



3 養育支援制度研究会との出会い

民法改正をきっかけに、学者や弁護士も動き始めた。

2012年12月、家族法分野を専門とする大学教授や離婚問題に精通している弁護士らが集まって、離婚等のこども養育支援についての研究会の立上げを協議し、2013年2月に「養育支援制度研究会」を発足させた。

発足当初の主なメンバーは、以下の方々である。

棚村政行 氏（早稲田大学法学学術院教授）

若林昌子 氏

（前公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）理事長）

鶴岡健一 氏

（公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）事務局長）

榊原富士子 氏（弁護士）

片山登志子氏（弁護士）

福市航介 氏（弁護士）

このうち、棚村氏にはその6年後の2019年に「明石市こどもの養育費に関する検討会」の会長に就任していただき、片山氏と福市氏にはその翌年の2014年に「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」の委員に就任していただいた。また、若林氏、鶴岡氏及び榊原氏は、明石市こども養育支援ネットワークの立上げ当初に明石市にお越しいただき、貴重な意見交換をさせていただいた。

この研究会との出会いが、明石市に大きな影響を与えたことは多言を要しない。



4 マスコミによる好意的な報道

遂には、マスコミも動き始めた。

2014年1月、マスコミ各社が立て続けに、離婚等のこども養育支援をテーマとした報道を行った。毎日新聞と読売新聞が同じ日（1月22日）に特集記事を掲載し、このテーマを取り上げた。

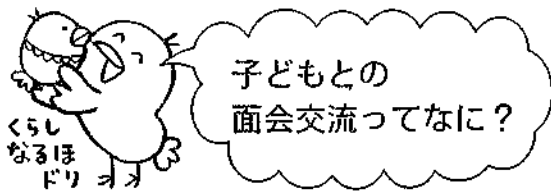
いずれの報道も、親の離婚や別居により影響を受けるこどもの現状を伝えて、明石市の取組を評価しており、明石市こども養育支援ネットワークにとって追い風となった。

これらの報道を見た市民らから明石市に対して、明石市の取組についての様々な意見が寄せられたが、賛成意見も多くあり、市民の理解や共感も深まってきた。



養育費や面会合意 市がひな型

離婚子の権利守って



なるほドリ 面会交流って聞き慣れない言葉だなあ。

記者 離れて暮らす親と子どもが定期的に会って交流することです。日本が批准している「子どもの権利条約」にも規定されているんですよ。回数の基準などはなく、2011年の厚生労働省の調査によると、面会交流経験のある母子家庭のうち、平均すると月2回まではいかないけど1回以上は交流している家庭が最も多いようです。

Q 養育費も面会交流も、ケンカしている親同士が話し合うのは難しそう。身近な相談窓口はないのかな。

A 養育費については裁判官らの研究でできた「簡易算定表」が目安になりますが、離婚後に必要な子どもとの生活費を計算し話し合うことが重要です。養育費や面会交流については養育費相談支援センター（東京都豊島区・電話相談03・3980・4108）や、都道府県、政令指定都市などにある母子家庭等就業・自立支援センターでも相談を受けているので利用してみてくださいね。

支援ネットでは相談体制も充実させる。これまでも実施していた弁護士や臨床心理士ら専門職員による法律相談や心理相談に加え、面会交流を仲介している「家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室」（大阪府中央区）の相談員による月1回の無料相談を始め、協議がまとまらない夫婦には、調停の申し立て方を助言したり、市役所内に今春設置予定の日本司法支援センター（法テラス）

兵庫県明石市は今年4月から、未成年の子どもを持つ夫婦が離婚や別居を検討する際、養育費と面会交流の取り決めや心のケアなど、子どもの視点に立った離婚の支援を関係機関と連携して行う「子ども養育支援ネットワーク」を始める方針を固めた。離婚後の子どもの養育方針を記入する用紙の配布や、民間団体からの相談員派遣を予定しており、全国初の取り組みだ。専門家は「離婚後の子どもの権利を守る画期的なシステム」と注目している。

【反橋希美】

明石が配布へ

市が配布するのは、「子どもの養育に関する合意書（仮称）」。養育費の額だけでなく支払いの期間や振込口座、面会交流の方法や頻度、場所を具体的に記入できる用紙で、離婚届の交付時に一緒に渡す。市への提出義務はなく、「話し合いの参考資料」との位置づけだが、署名と押印がなければならない。

分室や県弁護士会につないだりする。離婚後の子を巡る争いは近年増加している。司法統計によると、面会交流を申し立てる調停と審判は12年度は1万1459件で、02年度の約3倍に上った。昨年12月には東京都文京区で離婚調停中の男が子どもと無理心中を図り、2人とも死亡する事件が起きた。

画期的な支援策

棚村政行・早稲田大教授

（家族法）の話 子を巡る争いは一度こじれると、父母の対立になり、子の視点が忘れられがちになる。別居や離婚を検討する早い段階で、合意書という「ひな型」を提案されたり、法的、心理的なサポートが得られたい。成果が上がれば、他の自治体にも広がるのではないかと期待している。

2014年(平成26年)1月22日(水曜日)

市議

市議

市議

市議

離婚その前に養育計画

離婚時に、夫婦の間で養育費や子どもとの面会交流の取り決めがしっかり行われるよう、自治体などが促進策に乗り出す。兵庫県明石市は4月から、離婚後の子どもの養育に関する専門相談を設ける。また、弁護士らの研究会は養育計画を書き込める書式を作成し広く利用できるようにインターネットで公開する。

(小坂佳子)

「離婚するにしても、子どもの養育をどうするか決めるからにしてほしい」。弁護士 同市は離婚に関する相談を拡充し、4月から、市役所内



で月1回、無料の専門相談を開始する。担当するのは、面会交流支援などを行っている公益社団法人家庭問題情報センターだ。

2012年4月に施行された改正民法で、子どものいる夫婦が離婚する場合、養育費や面会交流など離婚後の子どもの養育について取り決めることが定められた。

ただ、強制力はなく、取り決めたかどうかのチェック欄が離婚届に設けられているだけで、取り決めがなくても離婚届は受理される。法務省が12年4月から13年9月の離婚届を調べたところ、「取り決めをしている」とチェックがあったものは57%にとどまっ

明石市では4月から、離婚時に子どもの養育について話し合ったための用紙を市役所の窓口で用意する(兵庫県明石市で)

書式作成、取り決め促す

ていた。

明石市では取り決めを促すため、離婚の相談に訪れたり、離婚届を取りに来たりした当事者に対し、養育費の支払い日や期間、支払い方法、面会交流の頻度や方法、連絡の取り方などを書き込める合意書の用紙を配布する。

合意書を作成した後は、速やかに公正証書にできるよう公証役場も紹介。当事者同士で話し合えない場合には、法テラスなども紹介する。2月には関係機関が参加する「明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議」を設け、連携強化を図る方針だ。

自治体でのこうした取り組みは珍しく、泉市長は「養育費や面会交流は子どもの権利で、夫婦の一方を支援するのではない。関係機関につながるなど自治体にできるサポートをしていきたい」と話す。

一方、家族法に詳しい弁護士や大学教授らでつくる「養育支援制度研究会」は、面会交流の頻度や、養育費の金額、支払い方法などを協議して文書にするための参考書式を作成した。今月25日に早稲田大学(東京)で開くシンポジウムで書式を公表する。同会のホームページから個人や行政が入手できるようにする。

東京都文京区は、この参考書式を窓口で置くことを検討している。来年度予算では区独自に、離婚に際しての相談先の案内書を作成する予定だ。

同研究会のメンバーで早大教授の棚村政行さん(家族法)は、「養育計画の取り決めが行われるよう、市民に近い自治体による支援が期待される。書式のほか様々な資料を無料で提供するので、広く活用してほしい」と話す。

5 市議会の承認—サンキュー予算

最後の砦は、市議会である。

一部の市民から共感を得始めたとはいえ、一方で、「法は家庭に入らず」という従来の考え方を強く主張する市民や市議会議員もいる。

こども養育支援施策は予算を伴うものであり、市民の代表である市議会の理解を得ないと始まらない。

そこで、市議会の理解を得るために、まずは低予算でスタートすることを心がけた。なお、予算を少なくしたのは、明石市と同様の取組を全国各地で実現できるようにすることも意識している。

2014年度当初予算は約39万円（サンキュー予算）を計上し、無事に可決された。予算の主な内訳は、FPICへの相談（こども養育専門相談）業務委託費用と消耗品費（参考書式やパンフレットの用紙代）である。

ちなみに、その後は毎年予算を少しずつ拡充していき、2020年度補正予算では、こどもの養育費緊急支援事業費（養育費立替費用）として1500万円が全会一致で可決されている。これはまさに、市民や市議会議員の理解の表れである。



第2章

明石市こども養育支援ネットワークの誕生



Ⅰ 3つの基本理念

(Ⅰ) こどもの立場で

2014年4月1日、明石市こども養育支援ネットワークは、3つの基本理念を掲げて、満を持して産声をあげた。

1つ目にして最も重要な基本理念は、こどもの立場に立つという点である。

母親の立場でもなく、父親の立場でもなく、離婚や別居の際に最も影響を受けるこどもの立場に立って、こどもの目線で、こどもに寄り添って、こどもの成長を応援する—これこそが、明石市こども養育支援ネットワークの根幹である。

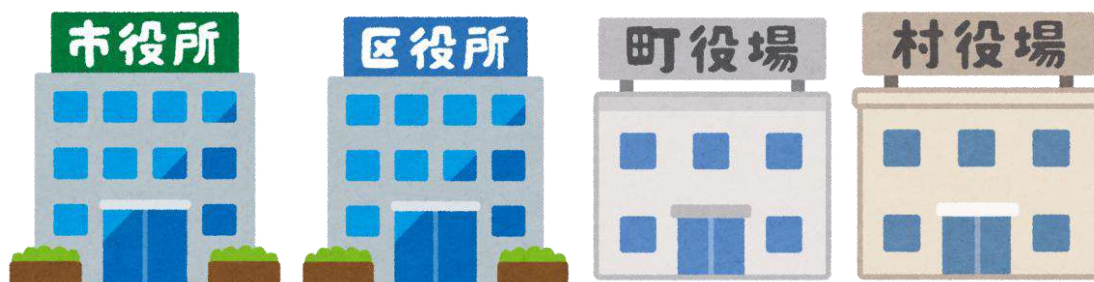


(2) 基礎自治体の責務

2つ目の基本理念は、基礎自治体の責務である。

従来の社会が固執していた「法は家庭に入らず」の考え方は、もはや時代遅れとなっている。近年、家庭内での虐待や暴力が増えて、こどもにとって家庭が必ずしも安住の地ではなくなりつつある。このような状況下において、こどもへの支援は、親や家族だけに任せるのではなく、社会（行政）全体で行う必要性が高まっている。

時代は変わった。今や、行政が家庭に関与して積極的に支援することが求められる時代であり、こどもに最も身近な基礎自治体として、こどもに寄り添って支援することは、市区町村の責務であるといっても過言ではない。



(3) 普遍性

3つ目の基本理念は、普遍性である。

言うまでもないことであるが、こどもの養育支援は、明石市だけにとどまらず、全国どこでも当たり前に行われていることが重要である。そのため、明石市で始めた取組は、他の自治体でも実現可能なものにすることを特に意識した。

具体的には、こどもや親に何かを強制したり義務付けたりするものではなく、支援策の利用はあくまでこどもや親の任意とすることにした。

また、予算についても、第1章5(12頁)で記したとおり、少ない金額(サンキュー予算)からスタートして、全国どこの自治体でも躊躇わずに取り組めるように配慮した。



2 はじめの三歩

これらの3つの基本理念を掲げて、2014年4月から、3つの取組を始めた。

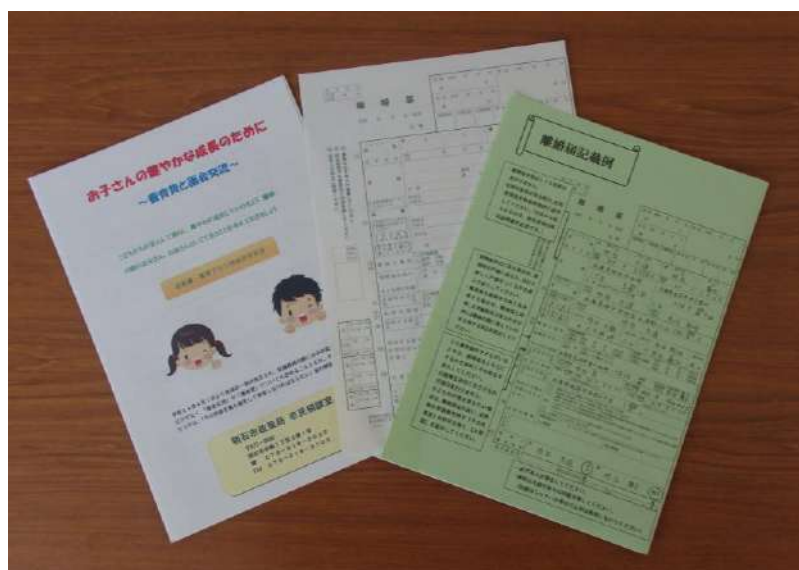
(1) 参考書式の配布

養育費や面会交流についての相談が増えたことを受けて、父母間の話し合いのきっかけや参考資料としてもらうため、「こどもの養育に関する合意書」と「こども養育プラン」の2種類の書式を作成した。

これらの書式を「合意書・養育プラン作成の手引き」に挟み込み、相談時や離婚届の配布時に配布している。

使い方としては、手引きを参考に、プランに父母が各自の希望を記載して、それをもとに合意書を作成することを想定している。

詳細については、第5章2（83頁）を参照されたい。



(2) こども養育専門相談

養育費や面会交流についてゆっくり時間をかけて相談したいとの声を受けて、専門家による総合相談を開始した。

公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室の相談員（家庭裁判所調査官経験者など）が、毎月１回（３枠）、養育費や面会交流など、離婚時等におけるこどもの養育に関する相談全般に応じている。

詳細については、第５章３（９１頁）を参照されたい。



(3) 関係機関との連携

① 明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議

関係機関と情報を共有して意見を交換し、より良い施策を実現するため、以下のメンバーで定期的に連絡会議を開催して、関係機関との連携を深めている。これまでに11回、会議を開催している。

会議には家庭裁判所が毎回参加しているが、行政が主催する会議に裁判所が出席するのは珍しい。

関係機関の多くは都道府県単位で存在するので、このような連絡会議を開催することは、どの自治体であっても難しいことではない。

【関係機関】

- 日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所
- 兵庫県弁護士会（4回目まで）
- 兵庫県社会福祉士会
- 兵庫県臨床心理士会
- 公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）
大阪ファミリー相談室
- 明石公証役場
- 公益財団法人あすのば
（6回目から）



【有識者】

- 片山登志子 氏（弁護士）
- 福市航介 氏（弁護士）
- 二宮周平 氏（立命館大学法学部教授）（2回目から）
- 田中通裕 氏（関西学院大学法学部教授）
（2回目から8回目まで）

【オブザーバー】

- 神戸家庭裁判所

② 法テラス明石市役所内窓口

離婚に関する相談の中には、弁護士に委任することが望ましいケースがある。そこで、相談者を弁護士にスムーズにつなげられるように、法テラスと連携して、明石市役所の市民相談室内に、法テラスの窓口を試行的に開設した。窓口には法テラスの事務職員1名が常駐し、必要に応じて相談者に弁護士を紹介した。

約2年間の開設期間（2014年5月9日～2016年3月30日）における相談件数は合計約1840件、このうち弁護士を紹介した件数は約520件であり、市民の司法アクセスの向上につながった。

広報あかし

<http://www.city.akashi.lg.jp/>
No.1165
5月15日
平成26年(2014年)
95th
AKASHI CITY

**明石市役所**
〒673-8686
兵庫県明石市中崎1丁目5番1号 TEL912-1111

市政へのご意見・ご要望は…
【市民相談室】TEL918-5050
受付時間／8:55～17:40
(土曜、日曜、休日と年末年始を除く)

休日・夜間の救急医療は…
【消防本部】TEL921-0119 FAX927-0119
【夜間休日応急診療所】TEL937-8499
【休日歯科急病センター】TEL918-5664

**市役所内に
法テラス窓口 オープン**



ふじい は「市民相談室」

法テラス明石市役所内窓口 藤井 慶太さん
明石市役所内に法テラス窓口が開所されると聞き、市民の方々のお役に立つべく、参りました。窓口では私がお話を伺います。お気軽にお越しください。

法的トラブル解決へ素早くサポート
5月9日、「日本司法支援センター（法テラス）」が市役所本庁舎2階に窓口を開設しました。これまでも、市の実施する弁護士による法律相談などで法テラスを紹介することが多くありましたが、法テラスを利用するためにはその都度、神戸や姫路まで行く必要がありました。今回、市民の皆さんに最も身近な市役所内に法テラス窓口が設置されたことで利用しやすくなり、法的トラブルを抱えた人の問題解決に向けて、素早くサポートすることができるようになります。
お問い合わせ／市民相談室（TEL 918-5002）

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害・・・

こんなとき、まずは法テラスへ



明石市役所内窓口

5月9日(金)
オープン

業務内容

■問題解決までの道案内（情報提供）

お困りごとの内容に応じて「法制度」や「相談窓口」などの情報を提供します。

どなたでも無料で、何度でもご利用いただけます。

■法律相談のご案内

（条件によって無料でご利用いただけます。）

■犯罪被害者支援の知識や経験がある弁護士の紹介など

受付日時

毎週火・水・金曜日

午前9時～正午 午後1時～午後5時

※年末年始と休日は除きます

場所

明石市役所本庁舎2階 市民相談室内
（明石市中崎1-5-1）



法テラスと自治体が連携した全国初の窓口です。
情報の提供は無料で何度でもご利用いただけます。

「法テラス」はこんなところ

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

お問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ「法制度」や「相談窓口」などの情報を無料でご案内しています。

経済的に余裕のない方には、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えをいたします。

ご利用イメージ

トラブルに
あてしまった

法テラスへ
電話・面談

解決に必要な
情報や窓口の案内

法律相談を
受ける（無料も有）

弁護士等の費用の
お立替え（条件あり）

法的トラブルでお悩みの皆さん まずはお気軽にお電話ください

法テラス明石市役所内窓口 ☎0503383-1104

※平日午前9時～午後5時までのうち、受付日時以外の時間帯は法テラス兵庫に電話が自動で転送されます。

3 半年後の四歩

それから半年後の2014年10月1日、おそろおそろ足を踏み出した最初の三歩が軌道に乗ってきたことから、さらに四歩前に進むことにした。

(1) パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布

① 経緯

序章1（2頁）で記したとおり、親の離婚で心を痛めているこどもの気持ちに気付いていない親が多く見受けられる。そこで、そのような親に対してこどもの気持ちを伝えて、こども目線で考えることの重要性を知ってもらうため、パンフレットを作成して、相談時や離婚届の配布時に、参考書式とともに配布している。

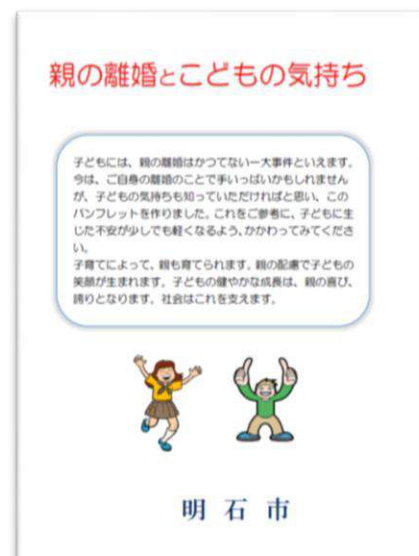
② 内容

こどもに接する際のアドバイス、年代別のこどもの気持ちと対応の仕方及び母子・父子家庭支援策を伝えるとともに、こども養育プランの作成を勧めている。

③ 効果

児童扶養手当の現況届提出者を対象としたアンケート結果によると、このパンフレットを参考にしてしている親が少なからずいることから、一定の効果は上がっている。

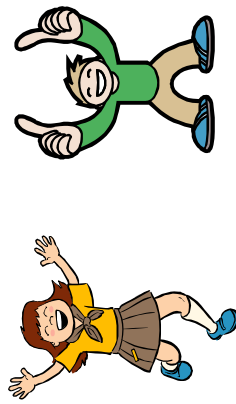
パンフレットは明石市役所内部で印刷しており、予算も紙代程度と僅かであることから、他の自治体でも同じように配布することは極めて容易である。親の離婚で涙の雨を降らせているこどもは全国各地に住んでいる。全国の自治体がこのパンフレットを配布して、こどものために傘を差し出すことを願わずにはいられない。



親の離婚とこどもの気持ち

子どもには、親の離婚はかつてない一大事件といえます。今は、ご自身の離婚のことで手いっぱいかもしれませんが、子どもの気持ちも知っていただければと思い、このパンフレットを作りました。これをご参考に、子どもに生じた不安が少しでも軽くなるよう、かかわってみてください。

子育てによって、親も育てられます。親の配慮で子どもの笑顔が生まれます。子どもの健やかな成長は、親の喜び、誇りとなります。社会はこれを支えます。



明 石 市

チェックしてみよう！

子どもの不安を少しでも取り除くために、次のようなことが大切だと言われています。あなたもできているかどうか、一度、チェックしてみてください。

- ☐ 離婚については、子どもの年齢や気持ちに配慮して伝える。
- ☐ 子どもに、「離婚はあなたのせいではない」と伝える。
- ☐ 子どもの気持ちや言いたいことを、きちんと聞く。
- ☐ 子どもの前で、相手のことを悪く言ったりしない。
- ☐ 子どもと一緒に過ごす時間をもつ。
- ☐ 子どもの成長に関心をもつ。
- ☐ 生活のうえでの小さな変更は、あらかじめ子どもに伝える。

あなたご自身が健康に生活されることが、子どもの安全・安心につながります。

☆ DVなどの場合には、このパンフレット以外に特別な配慮も必要です。配偶者暴力相談支援センター（TEL 918-5186）にお問い合わせください。



アドバイス

すぐにはできないかもしれませんが、子どもの不安を少しでも取り除くために、いくつかのポイントをアドバイスします。

- 1 夫婦の問題と子どもの養育の問題を、分けて考えてみてください。

子どもの前ではけんかをしないでください。それは夫婦の問題で、子どもにとっては、どちらも他には替えられない存在です。子どもの養育については、できれば「協力的な」離婚にしてみてください。離婚後も、親は子どものための大切な「養育パートナー」です。

- 2 ご自分たちの現在の状況と離婚について、話をしてあげてください。そして子どもの気持ちをよく聞いてあげてください。

子どもにとっての離婚という視点から、話をしてください。離婚は子どものせいではないことをしっかりと伝え、子どもの気持ちを聞き、子どもが自分の気持ちを表現できる場面を作ってください。離婚後の生活の変化や計画はもちろん、子どもからの質問があれば正面から受け止めて、子どもが安心できるよう、話してください。

- 3 子どもへの愛情を、言葉やスキンシップで示してください。

離婚をしても、お母さんとお父さんは、あなたが必要とときは、いつでもあなたのそばにいたいこと、これからもあなたを大切に思い、育てていくことを、その都度、くり返し言ってあげてください。

アドバイス

- 4 子どもと一緒に暮らさないお父さん、お母さんへ。子どもの健全な成長は、父母共通の願いです。そのために養育費を定期的に支払ってください。

生活費の不足から、子どもが十分な食事をとれなかったり、一緒に暮らす親が生活費を稼ぐために、仕事のかけもちや無理な残業をしたりしていることもあります。それによって、子どもが家でさびしい思いをしたり、経済的な理由で仲間の輪に入りにくかったり、進学をあきらめたり、そういうことがないように配慮をしてください。

- 5 子どもと一緒に暮らさないお父さん、お母さんへ。一緒に住めなくても、子どもと会って、たくさん話を聞いてあげて、そしてたくさん話をしてください。

子どもには、父母が両方とも必要です。一緒に暮らしていても、養育費をきちんと支払ってくれて、定期的に会ってたくさん話を聞いて、話をしてくれると、子どもは自分が愛されていることを実感できます。



アドバイス

- 6 子どもと一緒に暮らすお父さん、お母さんへ。子どもが一緒に暮らしていない親と気楽に会えるようにしてあげてください。

両親がお互いに協力的であると、子どもも安心して自由に行き来することができます。子どもが親の顔をうかがったり、うそをついたりしなくてすむように、子どもが子どもらしくふるまうことができるように、配慮をしてください。

- 7 わが子は大丈夫という考え方を変えましょう。

子どもがおとなしくて模範的な生活を送っているように見えても、表面に出さないだけで、離婚は子どもにとってもつらいことです。子どもとたくさん話をし、愛情をそそいであげてください。



年代別のこどもの気持ちと対応の仕方

★乳幼児期（0歳～3歳前後） 言葉で表現できなくても、敏感に感じている

子どもは幼いほど、まわりの緊張したふんいきに敏感です。お母さんとお父さんが子どもの前でけんかしたり、急に一方がいなくなったりすると、子どもはこわくなったり、不安になったりします。

お父さん、お母さんは、ご自身のストレスや怒り、気持ちの落ち込みがあれば、それによって子どもの方に気持ちが回らなくなることのないよう、ご自身の情緒の安定をはかる手だてを取ってください。

また、子どもに対しては、スキンシップをたくさんすること、十分な関心と愛情を示してあげましょう。

★就学前の時期（3歳～6歳前後） 私のせい？……私はこれからどうなるの？

幼児は、親の離婚に対して、自分のせいでお母さんとお父さんが離婚すると考え、罪悪感を持つことがあります。また親の一方がいなくなったから、いま一緒にいる親もいつか自分から離れていくかもしれない、という不安にかられることもあります。

親の一方が突然いなくなるのは、子どもにとって、とてもショックなことです。離婚を決めたときには、子どもの視点に立って話をしてください。たとえば、

お母さんとお父さんは一緒に暮らさないけれど、

あなたのせいではないよ

お母さんもお父さんも、あなたのことが大好きで、大切だよ

子どもがよく理解できるよう、くり返し話をしましょう。また、子どもが感じている怒りや恐れなど、子どもの感情、気持ちを聞いてあげましょう。

年代別のこどもの気持ちと対応の仕方

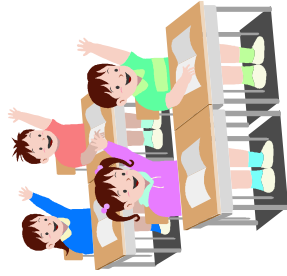
★小学生の時期 お母さん、お父さんは、また戻ってくるの？

子どもは、親の離婚のことを理解しているものの、もう一度一緒に暮らせないかという強い期待を持っています。父母がもう一度やり直すことについての子どもへの期待に対しては、現実的な可能性をわかりやすく伝えてください。

子どもと一緒に暮らしている親が、もう一方の親を非難したり、否定的な言葉を口にしたりすると、子どもは一緒に暮らしていない親への気持ちを封じ、言わなくなります。

また、子どもと一緒に暮らしている親をなぐさめたり、守ろうとするなど、まるで保護者のようにふるまうこともあります。

子どもが安心して「こども」でいられるように、離婚後も、両親は子どもに関心を注ぎ、そして子どもが怒りや不安など感じていることを言葉にすることができるように、手伝ってあげましょう。



年代別のこどもの気持ちと対応の仕方

★中高生の時期 自分も好き勝手にするよ

思春期には、情緒が不安定になることが多くみられます。父母の離婚に対して、反抗したり、ゆううつになったり、孤独を感じたり、時には成績が下がったり、時には登校拒否や家出などをすることもあります。逆に親の代わりをしようとして、優等生になったり、家事にも責任を持つなど「背伸び」をする子どももいます。いろいろな子どもの変化をしっかりと受け止めましょう。

子どもが親の離婚を経験する中で、自らの複雑な感情に向き合い、親子の間の信頼関係が維持できるように、離婚の事情や離婚後の生活について、子どもが受け止められる範囲で、ていねいに話をしてあげてください。子どもが離婚を非難したり、親を攻撃することがあっても、すぐに反論するのではなく、まず子どもの話を聞いてください。子どもには子どもなりの言い分や考えがあります。それをよい機会ととらえ、事情に応じて、子どもに謝ることも必要かもしれません。

離婚後の生活設計を決めるときには、子どもも参加して一緒に考え、子どもの意見を取り入れるなど、子どもが自分を「離婚の被害者」であると感じてしまわないような配慮もしてあげてください。



こども養育プランを作成しましょう

それでは、パンフレット「お子さんの健やかな成長のために～養育費と面会交流～」を見ながら、「こども養育プラン」を立て、可能であれば、「こどもの養育に関する合意書」を作成してみましょう。

合意書は、子どもを幸せにするための、子どもへの最高の贈り物です。お互いに心の底から納得した結論にしましょう。

無理のない内容にしましょう。自然な気持ちで、誠実に実行しましょう。

1 親権者および養育者

お母さんとお父さんのうち、どちらが主に子どもを育てるのがよいでしょうか？

親の気持ちや便宜よりも、子どもの幸せと安定的な生活を優先しましょう。

2 養育費

子どもと一緒に暮らさない親は、養育費をどれくらい、どのような方法で支払えばよいのでしょうか？

①養育費は親のためではなく、子どものためのものです。

養育費は、子どもの生活を支え、心を育てます。養育費を受け取る親に、支払う親の優しさが伝わります。

②養育費の金額および支払方法について、両親が具体的に合意してください。

こども養育プランを作成しましょう

③子どもと一緒に暮らさない親は、合意した養育費を定期的な方法によりきちんと支払うよう努力してください。思うように子どもと会えないからといって、養育費の支払いをやめてしまわないでください。

④子どもと一緒に暮らしている親は、他方が養育費を支払わないからといって、子どもとの面会交流を打ち切らないでください。

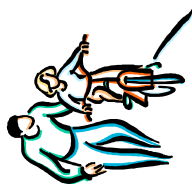
⑤経済的な事情が変化した場合、両親の合意によって養育費の額や支払方法を変更することもできます。お互いに事情を説明し、子どもの幸せを優先した話し合いをしてください。

3 面会交流

子どもと一緒に暮らさない親は、子どもといつ、どこで、どのような形で会えばよいのでしょうか？

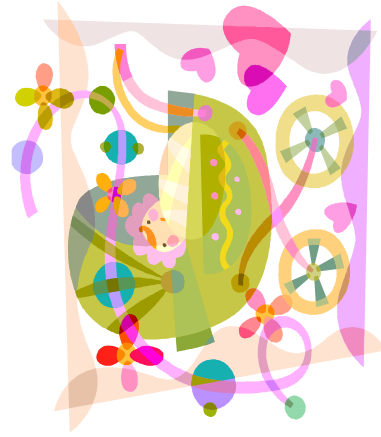
①定期的かつ気楽に会える時間、場所、方法などについて、両親が具体的に合意してください。可能であれば、子どもの意見も聞いてください。市が公共施設を提供することもできます。

②誕生日、祝日、夏休み、冬休み、お正月やクリスマスなど、どのように過ごすのか、参観日や運動会に参加できるのかなど、子どもと一緒に、こどもが楽しくなるような計画を具体的に立ててみてください。



母子・父子家庭支援

母子家庭・父子家庭のみなさんを、社会的に支えるしくみがあります。
ここでは、関連する福祉制度など、主な支援策のあらましについてご紹介します。詳細については、それぞれの関連部署にお問い合わせください。



医療費の助成

◆母子家庭等医療費の助成

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童、および両親のいない児童などを対象に、保険診療に係る医療費の自己負担金の一部を助成する制度です。（所得制限があります。）

【問い合わせ】児童福祉課（電話/078-918-5027）

◆こども医療費の助成

中学3年生まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療に係る医療費の一部負担金を助成する制度です。所得制限はありません。

【問い合わせ】児童福祉課（電話/078-918-5027）

手当

◆児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。支給期間は、対象児童が18歳になった後の最初の3月（中度以上の障害がある場合は20歳到達）までです。（所得制限があります。）

【問い合わせ】児童福祉課（電話/078-918-5027）

◆児童手当

中学3年生まで（15歳到達後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。

【問い合わせ】児童福祉課（電話/078-918-5027）

◆就学援助

経済的な理由によって就学させることが困難な保護者に、学用品費や給食費などの経費の一部を援助する制度です。

【問い合わせ】教育委員会事務局 学事給食課
(電話/078-918-5056)

し こ と

◆高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭のお母さん等の自立に向けた、就業に有利な資格取得の促進を目的としています。資格を取得するために専門学校などで修業する場合について、生活費の負担の軽減を図るため、給付金を支給する制度です。

【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5027)

◆母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭のお母さん等の就業を支援するため、主体的な能力開発の取り組みを支援する事業です。指定している講座を受講した場合、受講料の一部を助成します。

【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5027)

◆就労相談

母子家庭のお母さん等の就職や自立に向けた支援を行うために、就労支援員を配置し、就労の相談に応じています。就労を希望する母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんと面談を行い、その方の状況やニーズに応じてハローワークなどの関係機関と連絡調整を取りながら、自立に向けた就労支援計画の策定や情報提供などを行います。

【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5027)



相 談

◆母子・父子相談

ひとり親家庭に関する生活相談

- ・相談日時/月～金曜日 午前9時～午後5時
(年末年始、祝日を除く)

- ・相談場所/児童福祉課

【問い合わせ】児童福祉課 (電話/078-918-5182)

◆あかし子育て相談ダイヤル/あかしこども相談ダイヤル

子育てに関する相談全般

こども自身の悩みごとや困りごとに関する相談

- ・相談日時/24時間365日対応

※聴覚や言語に障害があり、電話による相談が難しい方は
メールまたはFAXもご利用いただけます。

- ・連絡先/ 電話/078-926-2525

メール/soudan24@akashi-kosodate.jp

FAX/078-926-2424

◆こども養育専門相談 (FPIC 職員)

- ・相談内容/離婚や別居に伴う子どもをめぐる相談 (養育費や面会交流)

- ・相談日時/毎月第4木曜日午後1時～4時

(年末年始、祝日を除く)

- ・相談時間/1人(組)60分

- ・申し込み/事前予約が必要 (先着順)

毎月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)午前8時55分から、その月の相談について市民相談室で電話予約受付

【問い合わせ】市民相談室 (電話/078-918-5002)

◆法律相談（弁護士）

- ・相談内容／法律問題全般
- ・相談日時／毎週火曜日・金曜日午後 1 時～4 時
（年末年始、祝日を除く）
- ・相談時間／1 人（組）20 分
- ・対 象／市内在住・在勤の人
- ・申し込み／当日の午前 8 時 55 分から市民相談室で電話予約
受付

【問い合わせ】市民相談室（電話/078 - 918 - 5002）

◆出張法律相談（弁護士）

- ・相談内容／法律問題全般
- ・相談日時／大久保市民センター（毎月第 2 月曜日）、
魚住市民センター（毎月第 3 月曜日）、
二見市民センター（毎月第 4 月曜日）
（年末年始、祝日を除く）

- ・相談時間／1 人（組）30 分
- ・対 象／市内在住・在勤の人
- ・申し込み／事前予約が必要。毎月 1 日（開庁日の場合は
翌開庁日）午前 8 時 55 分からその月の相談
について市民相談室で電話受付

【問い合わせ】市民相談室（電話/078 - 918 - 5002）

※そのほか市では、幅広い分野で相談窓口を設けて相談に応じて
います。気軽にご相談ください。

【問い合わせ】市民相談室

（電話/078 - 918 - 5002）



☑こどもの幸せを最優先して計画を立てましたか？

☑父母間でよく話し合っ計画を立てましたか？

どうしていいのかわからない、こどもの状況がわから
ないなどご質問があれば、いつでも明石市市民相談室にお
問い合わせください。法律相談、こども養育専門相談など
事情に応じた相談が可能です。

明石市政策局 市民相談室

〒673-8686

明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

電 話 078-918-5002

FAX 078-918-5102

(2) こどもと親の交流ノート（養育手帳）

離婚や別居後の父母がこどもの情報（病気や学校生活など）を共有できていないことでトラブルが生じているという現状を受けて、こどもの情報を共有できるようにするためのノートを作成し、市民相談室などで希望者に配布している。

使い方としては、父母それぞれがこどもの情報を書き込んで、こどもを通じて相手に渡すことを想定している。

詳細については、第3章2（49頁）を参照されたい。



(3) 親子交流サポート事業

面会交流の実施場所に悩んでいるので公共施設を開放してほしい旨の要望を受けて、こどもが安心して安全に親との交流を深めることができるための場所を提供している。

具体的には、日本最古のプラネタリウムがある市立天文科学館を開放し、プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約及び親の入館料の無料化（高校生以下のこどもは全員無料）を行っている。

2015年6月には、親子交流を啓発するため、父の日キャンペーンを実施した。

詳細については、第3章3（52頁）を参照されたい。

The flyer is for the 'Fathers' Day' campaign at the City of Aomori Planetarium. It features a large illustration of a family (father, mother, and child) looking at a star map. Text on the flyer includes: 'お父さんと一緒に 星空散歩に出かけよう！' (Let's go stargazing with dad!), '父の日キャンペーン' (Father's Day Campaign), '親子交流サポート事業' (Parent-Child Interaction Support Project), and '父の日' (Father's Day). It also mentions '無料開放' (Free admission) and '親子交流サポート事業' (Parent-Child Interaction Support Project). The flyer is dated 'No.1190 6月1日' (No. 1190, June 1st).

(4) 無戸籍者のための相談窓口

① 経緯

2014年7月に法務省が実態調査を開始したことを受けて、明石市内における無戸籍者を調査したところ、当時少なくとも4名の無戸籍児がいたことが判明した。

そこで、親の離婚等が原因で戸籍がないこどもを支援するため、市民相談室に「無戸籍者のための相談窓口」を開設した。

② 内容

保健師による妊婦全数面接を実施して、胎児の段階から無戸籍児の早期把握に努めるとともに、無戸籍者総合支援コーディネーターを配置して、各種の行政サービスのコーディネート、教育支援、生活支援などの総合的支援を実施している。また、「戸籍がない方のためのサポートパンフレット」を配布して、戸籍がなくても受けられる行政サービスや戸籍を作るための裁判手続を案内している。

2021年1月からは、「無戸籍24時間相談ダイヤル」を開設して、民間支援団体（民法772条による無戸籍児家族の会）と連携して24時間相談に応じるほか、戸籍を作るための裁判所手続費用の補助も始めている。

③ 効果

これまでの相談件数は合計22件で、このうち9名は戸籍を取得した。現在も無戸籍状態で支援を継続している方は4名おり、これらの方々に対しては、引き続き寄り添った支援を行っているところである。

無戸籍者のための相談窓口 のご案内

例えば、こんなお悩みはありませんか？

・離婚調停を考えています。妊娠中なのですが、こどもが無戸籍にならないか不安です…

・無戸籍の問題について弁護士に相談したいのですが。

・まだこどもの出生届が提出できていませんが、保育所に入所させることはできますか？

・前の夫の戸籍に入ってしまうと聞き、こどもの出生届が提出できていません。どうすればよいですか？

まずは
ご相談ください

明石市役所 無戸籍者のための相談窓口

078-918-5002

所在地 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所本庁舎2階 市民相談室

開設時間 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

・無戸籍問題についてのパンフレットもご用意しています。まずは窓口までご相談ください。

戸籍がない方も、多くの行政サービスを受けられます

健康保険証・予防接種・保育所入所…など、戸籍がなくても社会生活を送るうえで必要な多くの行政サービスは受けることができます。

戸籍を作る手続も、一緒に進めていきましょう

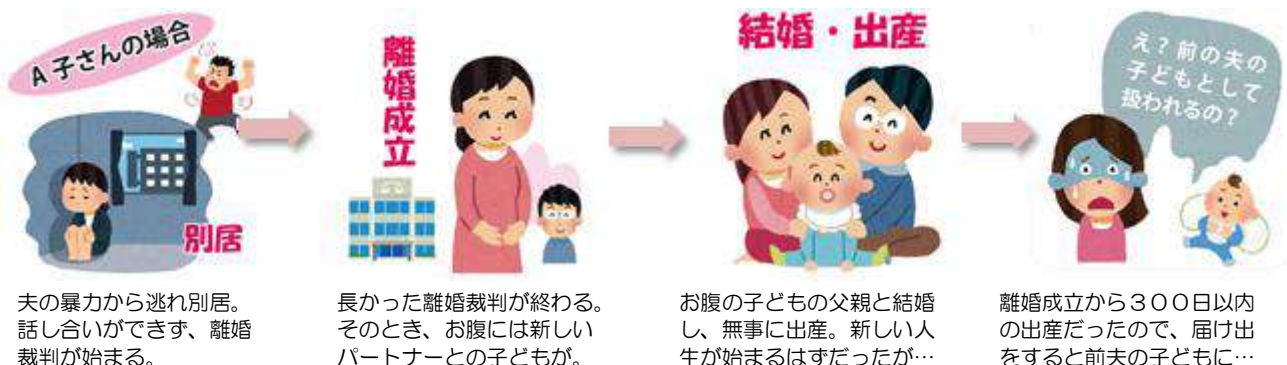
戸籍を作るための手続には、色々な方法があります。お一人で抱え込むことなく、まずはご相談ください。

なぜ、無戸籍になるの？

離婚調停や訴訟が長びいたり、DV などにより離婚手続もままならなかったりして、婚姻中や離婚後 300 日を経過する前にこどもを出産したような場合、実際の父親でなく、(前)夫のこどもとして戸籍が作られます。

そして、これを避けるため、出生届の提出ができず、結果としてこどもに戸籍ができないという状況が起こります。

[子どもが無戸籍となる場合の一例]



こどもの出生届が提出できていない方
自分に戸籍がなくて悩んでいる方

無戸籍24時間 相談ダイヤル

TEL 918-6059

月～金曜日 9:00 ～ 17:00
(祝日を除く)

FAX 918-5102

上記時間外及び休日は
民法 772 条による無戸籍児家族の会
(**TEL 090-8048-8235**)



戸籍を作るための
裁判所への申立費用も補助します

一人で悩まず相談してください

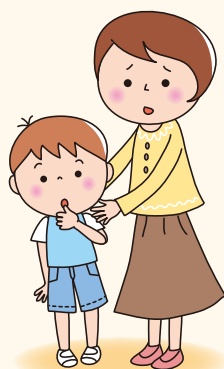
これまでに、
9人の方が戸籍を作られました。

戸籍がない方も、
多くの行政サービスを受けられます。

戸籍を作る手続きも、
一緒に進めていきましょう。



運転免許証や
パスポートを作れない…



この子の将来を考えて…

ほかにも…
サポートナンバー
カードの交付



行政サービスの
コーディネーター

4 こどもと親の心のケア

離婚や別居は、こどもにとっても親にとっても、精神的な負担が大きいと言われている。その負担が限界を超えると、こどもの非行や親による虐待を招くおそれがあり、親子のどちらにとっても不幸なことになる。

そこで、明石市では、早い段階から、こどもと親の心のケアに取り組んできた。

(1) こどもふれあいキャンプ

① 日時

2015年8月7日（金）～9日（日）（2泊3日）

② 場所

明石市立少年自然の家

③ 参加者

親が離婚等している小学4～6年生の男女10名

④ 企画運営

NPO 法人 Wink（責任者：光本歩氏）

⑤ 内容

- i 親の離婚を経験したスタッフによる個別カウンセリング
- ii 離婚家庭で育つこどもが抱きがちな悩みに対する回答をグループで考えるグループワーク
- iii 野外バーベキュー等の一般的なイベント

⑥ 参加者の声

「カウンセリングありがとう。気持ちが楽になった。」

「お父さんのことを色々しゃべれて少しスッキリした。」

<こどもを参加させた親の声>

「こどもが見たこともないような笑顔で駆け寄ってきた。
キャンプに参加させてよかった。」



対象 小学4年生～中学3年生

こどもふれあい

みんなで学ぼう 元気なところ



8月7日(金)～9日(日)

参加費無料

9月で行ける!
¥0

キャンプ

場所

市立少年自然の家
(大久保町江井島 567)

定員

20 人程度



**みんなでワイワイ
カレー作り!**

うまくできるかな!? 楽しみ!



野外バーベキュー

みんなで食べるのいいね!



**お兄さん・お姉さんと
話そう 親のリコン**

みんなはどう思っているの?

対象

市内在住・在学の小学4年生から中学3年生
(親が離婚・再婚・別居している
こどもに限定)



© 2015 ANAN 雑誌 And Tm

場所/市民会館大ホール

8/8 (土)

14:00～

**「さかなクンの
ギョギョッとびっくり!
たこさんのお話」**

を観覧!

詳しくは裏面をご覧ください

NPO 法人 Wink 主催のキャンプに以前参加した

こどもたちの声

- ★ めちゃめちゃ楽しかった!! メンタルセミナーを聞いて自分の考え方をもっとポジティブに考えようと思った(中1)
- ★ 楽しかったし、自分をみつめなおせた(中3)
- ★ すごく自分のためにもなったし、色々学べた気がする。みんなともいろんな話ができてよかった(中1)

●申込者多数の場合は抽選。7月下旬ころ参加の可否を連絡します。●後日、実施団体より詳しい案内を送付します。

主催: 明石市

企画運営: NPO 法人 W i n k

明石市の 取り組み

明石市では親の離婚や別居に伴う「こどもの養育」を支援する事業を行っており、その一環として「こどもふれあいキャンプ」を開催します。

親の離婚はこどもに大きな影響を与えることがあり、こどもは不安な気持ちを抱え込んでしまふことが少なくありません。

このキャンプの目的は、親の離婚を経験して成長したスタッフや仲間と共同生活を送ることで、日常の不安や悩みを改善することにあります。

こどもが自分の気持ちや家族の問題と向き合い、乗り越えていくためのきっかけになれば幸いです。



キャンプの内容



- ◎スタッフやこどもたちで対話する機会を設け、家庭のことや将来のことを話し合います。離婚家庭のこどもの当事者として成長したスタッフがこどもの気持ちに寄り添います。
- ◎心の健康について学びます。夢を叶えるための強い心を養ったり、嫌な思い出をプラスに変えたりする方法を身につけます。
- ◎カレー作りなどの調理を体験します。日常生活に役立つのはもちろん、自立心を養うことにもつながります。
- ◎テレビで大活躍のさかなクンの講演会にご招待します。さかなクンで本人から魚や明石にまつわる楽しい話が聞け、貴重な体験になります。



こどもふれあいキャンプ 8/7(金)～9(日)・2泊3日

離婚家庭のこどもを対象としたキャンプを開催した実績のある民間団体に実施を委託します。

スタッフは親の離婚などを経験したお兄さんお姉さん世代です。世代も近く、親近感を感じてもらえることでしょう。キャンプに参加したこどもからは「楽しかったし、自分をみつめなおせた。」などの声が寄せられています。

参加費は無料です。ぜひ、楽しくて、一回り成長できる「こどもふれあいキャンプ」にご参加ください！

対 象	市内在住・在学の小学4年生から中学3年生（親が離婚・再婚・別居しているこどもに限定）
定 員	20人程度
参加費	無料
申込期間	6/10(水)～7/17(金) 下記の参加申込書（FAX・メール） または電話

申し込み先 ▶ 明石市市民相談室

電 話：918-5002

FAX：918-5102

メール：soudan@city.akashi.lg.jp

「こどもふれあいキャンプ」参加申込書

		申込日	平成27年	月	日
こどもの 名 前	(ふりがな)	生年月日	平成	年	月 日 (歳)
	(男・女)	学校名・学年	小学校・中学校 年		
保護者の 名 前	(ふりがな)	(保護者の方に連絡のつきやすい時間帯をお書きください)			
	(父・母)				
住 所	〒 —				
電 話	自 宅 () —				
	保護者携帯 — —				
親が 離婚・再婚・別居 (年 ヶ月前から)					
こどもふれあいキャンプを知ったのは 広報あかし・市のホームページ ポスター(場所)・チラシ(場所) その他()					

※申込後、当キャンプを実施するNPO法人Winkのスタッフからお電話をさせていただきます（お子さんの健康状態やご家庭での様子などの聞き取りのため）。 ※申込締切後、参加の可否を決定し、7月下旬にご連絡いたします。申込多数の場合は、抽選といたします。

(2) 離婚前講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」

① 日時

2015年1月25日（日）

② 場所

明石市生涯学習センター

③ 参加者

未成年のこどもがいて離婚を考えている又は既に離婚した父母21名

④ 企画運営

FAIT-Japan 研究会

協力：小田切紀子氏（東京国際大学教授）

福丸由佳氏（白梅学園大学教授）

⑤ 内容

こどもの気持ちを考えるワークショップ（FAIT プログラム）を実施して、離婚や別居時にこどもが心配しやすいことやそれに対する対応の仕方を学ぶ

⑥ 参加者の声

「男女、環境、境遇、さまざまな方の意見、感じる事が聞けてよかった。」

「こどもの感じる事が知れてよかった。配慮してあげるべきだと強く感じた。」

⑦ 効果

多くの親が離婚前講座に参加したことを肯定的に捉えているが、参加後の感想は十人十色であった。

たとえば、既に離婚をしている親の体験談を聞くことによって、離婚後の生活や親子関係を思い描きやすくなり、こどもに配慮できるようになったと感じた親がいた。一方で、離婚前講座に参加した結果、離婚しない方がこどものためになると感じた親もいた。

いずれにせよ、離婚や別居の際に自分自身のことで頭がいっぱいになっている親が、離婚前講座に参加することで、こどもの気持ちに気付くことができたのは大きな成果である。

⑧ 提言

言うまでもないことであるが、家族の形は家族の数だけあり、どれが正解というものでもない。このような多様な家族の在り方を前提として、こどもの最善の利益を実現するためには、離婚を考えているすべての親に対して離婚前講座（親ガイダンス・親教育）を受講させ、離婚時におけるこどもの気持ちや養育費等について取り決める意義を伝えることが重要である。

最近では、FAIT プログラムが、オンラインによるワークショップを実施しており、全国どこからでもアクセスできるようになっていると聞く。

全国すべてのこども達が親の離婚で辛い思いをしないようにするためにも、国において全国で離婚前講座を実施できる体制を整えるべきである。

講座

離婚後の子育てと こどもの気持ち

これからの子育てが不安…

これからも
パパやママに会えるの？

平成 27 年

日時

1月25日日

参加費無料

※一時保育あり

13:00 ~ 16:50 (17:00 から個別相談会)

場所

生涯学習センター
学習室 3 (アスパア明石北館 8 階)

「これからどんなことが大変になるんだろう?」「行政はどんな支援をしてくれるの?」家族問題の専門家や市担当者がそんな疑問にお答えします。また、臨床心理士や弁護士などによる個別相談も実施。あなたの悩みやお困りごとをお聞きます。

対象

未成年の子どもがいて、離婚を考えている
(離婚をした) 父・母



第

1

部

子育て説明会

離婚後の行政サービスについて

時間 / 13:00 ~ 13:50

場所 / 生涯学習センター 学習室 3
(アスパア明石北館 8 階)

内容 / ◆ 養育費と面会交流

離婚にあたって考えておくべきこと

◆ こどもを支える行政サービス

- ・ 各種手当、給付金など
- ・ 幅広い相談窓口



第

2

部

こどもの気持ちを考える ワークショップ

ファイト

FAIT プログラムで一緒に考えよう

時間 / 14:00 ~ 16:50

場所 / あかし男女共同参画センター 会議室 2 及び 3
(アスパア明石北館 7 階)

内容 / 離婚時に子どもが心配しやすいことや、それへの対応の仕方を学びます。家族や子どもの専門家のもとグループ形式で行います。DVD を見たり話し合いを通して、こどもの気持ちに寄り添った離婚後の家族の形を考えます。



第

3

部

個別相談会

専門職が悩みをお伺いします

時間 / 17:00 ~

内容 / 臨床心理士や弁護士などが個別に相談に応じます

第 1・2 部参加者で
希望者のみ

お問い合わせ・申し込み

電話かファクシミリ、メールに参加者の住所、氏名、年齢、電話番号、個別相談の希望の有無を記入し、1月9日(金)までにお申し込みください。

【定員】20 名程度(応募多数時は、選考となります。)

※一時保育あり(事前申し込み要)

明石市 政策部 市民相談室

電話 078-918-5002

FAX 078-918-5102

E-mail soudan@city.akashi.lg.jp



相談内容や個人情報のプライバシーは厳守しますので安心してご参加ください。



こども養育専門相談

離婚前・離婚後の子育てに関する相談など、専門の相談員による「こども養育専門相談」を行います。
 [相談日時] 毎月第4木曜日 13時00分～16時00分
 [相談場所] 市民相談室（電話 /078-918-5002）
 [相談員] 公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室の相談員
 [定員] 1日3組 ※要予約
 [申し込み] 毎月1日（閉庁日の場合は翌開庁日）
 午前8時55分からその月の相談について電話にて予約受付（同一案件についての相談は、原則1回限り）



親子交流サポート事業

離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、天文科学館の入館料を無料でご利用いただけます。

プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約も受け付けます。詳細は、市民相談室（918-5002）へお問い合わせください。
 ※要申し込み



<http://www.city.akashi.lg.jp/>

明石市 こども養育支援

検索

明石市ホームページで公開しています



こどもと親の交流ノート （養育手帳）の配布

離婚・別居後の子どもの情報を、父母間で共有するための連絡ノートです。

子どものふだんの生活や最近の様子、面会交流時の様子などが書き込めるようになっていきます。子どもの情報が共有できれば、親子ともに安心して面会交流に臨めます。

市民相談室にて希望者に配布します。



▲養育手帳



パンフレット等の配布



「親の離婚とこどもの気持ち」 パンフレットの配布



親の離婚時にともなう子どもの気持ちを、年齢別にわかりやすく説明するパンフレットです。子どもの気持ちに配慮するためのアドバイス、母子・父子家庭支援策なども記載しています。離婚届用紙とともに配布します。

養育合意書・養育プラン

養育費や面会交流など父母間で取り決める約束事を記入するなど、今後の子どもの養育に関する話し合いの参考としてご利用ください。

申し込み先

明石市 市民相談室

FAX: 078-918-5102

「離婚後の子育てとこどもの気持ち」参加申込書

名 前			性 別	男 ・ 女
住 所	〒 ー			
電話番号				
一時保育	希望なし ・ あり（子どもの年齢 歳）	※1歳半～就学前の一時保育を行います		
第3部 個別相談	希望しない ・ 希望する	希望者は○をつけてください ・ 法律相談 ・ 心の悩み相談 ・ 行政サービスに関する相談 ・ その他（ ）		
下記の項目は、第2部のグループ分けの参考にさせていただきます				
①現在の状況について○をつけてください		②お子さんについて教えてください		
離婚前 ↳（同居中・別居中）	離婚後 ↳（ 年 月離婚）	・ 同居の子ども 無・有（① 歳 男・女 / ② 歳 男・女）	・ 別居の子ども 無・有（① 歳 男・女 / ② 歳 男・女）	

※いただいた個人情報は、本講座に関わる目的にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

(3) 離婚後の子育てガイダンス

① 経緯

児童扶養手当の現況届提出時期である８月は、母子・父子家庭のこどもや親と顔を合わせることができることから、２０１６年８月から毎年、認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ（理事長:赤石千衣子氏）に委託して、ひとり親家庭総合相談会を開催している。数ある相談メニューの１つとして、離婚後の子育てガイダンスを行っている。

② 内容

山口恵美子氏（明石市親子交流支援アドバイザー）が、主に初回の児童扶養手当現況届提出者を対象に、離婚・別居時におけるこどもの気持ちや親の心のケアについてガイダンスを行い、個別の相談にも応じている。

③ 参加者の声

「こんなことは相談できるのかなぁ…と思って後回しになっていた問題（こどもの発達と面会交流など）について話を聞くことができて、とてもほっとしました。」

アンケートに答えて
図書カードをもらおう！

この夏は 相談に行こう！

相談メニューいっぱい！

ひとり親家庭
総合相談会

児童扶養手当の現況届を提出する8月を「ひとり親家庭総合支援月間」として、
気軽に受けていただける専門相談を開催します。ぜひ、ご利用ください。

相談メニュー①～⑤は毎日実施しています！！

総合相談会

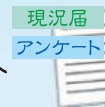
開催日／平成 28 年 8 月 8 日（月）～ 17 日（水）
午前 10 時～正午、午後 1 時～ 4 時
会 場／明石市役所 南会議室棟 1 階
103 会議室 受付順

当日の流れ

①児童扶養手当の現況届を
児童福祉課へ提出



②アンケートを
相談会場へ受付

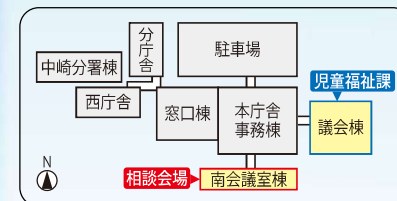


現況届と
アンケートは
事前に書いて
きてください



③各種相談コーナーを
ぜひご利用ください

アンケートを提出して
いただくと 500 円分の
図書カードをお子様の
人数分プレゼント



養

詳しくは裏面を
ご覧ください

こども養育専門相談

離婚や別居に伴うこどもをめぐる相談に応じます。

相談日／8月3日、15日、25日、
9月15日、29日

時間／午後 1 時～ 4 時

1 人（組）あたり 1 時間、1 日 3 人（組）

受付方法／毎月 1 日午前 8 時 55 分から

その月の相談予約を電話にて受け付け

予約・問い合わせ／市民相談室

（電話 918 - 5002）

要予約



法

詳しくは裏面を
ご覧ください

弁護士による法律相談

市弁護士職員による法律相談を実施します。

日時／8月10日午後1時～3時、

8月16日午前10時～正午

場所／市役所本庁舎2階 市民相談室

予約・問い合わせ／市民相談室

（電話 918 - 5002）

要予約

お問い合わせ

明石市こども未来部
児童福祉課

電話 918-5027

FAX 918-5650

メール jidouka@city.akashi.lg.jp

8月

相談日カレンダー

AUGUST 2016

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	1	2	3 養	4	5	6 休
7 休	8 生子 ハ健 離	9 生子 ハ健 離	10 生子 ハ健 離 法	11 休 山の日	12 生子 ハ健 離	13 休
14 休	15 生子 ハ健 離 養	16 生子 ハ健 離 法	17 生子 ハ健 離	18	19	20 休
21 休	22	23	24	25 養	26	27 休
28 休	29	30	31			

この期間が
おトクです！

相談メニュー①～⑤は
8日～17日の平日は
毎日開催しています！

相談メニュー①

生

生活相談

NPO 法人しんぐるまざ
あす・ふぉーらむのメン
バーが生活全般の相談を
お聴きします。



相談メニュー②

子

子育て相談

家庭児童相談員が子育て
の悩みや心配ごとについ
てお聴きします。



相談メニュー③

ハ

ハローワーク 就労相談

ハローワーク明石による
出張相談を行います。

詳しくは裏面を
ご覧ください



相談メニュー④

健

健康相談

保健師がこどもから大人
までの健康に関する相談
をお聴きします。



相談メニュー⑤

離

離婚後の子育てガイダンス

離婚後の子育てに役立つ情報や、面会交流の支援事業などをお話
します。

開催時間／①9:30～ ②10:15～ ③11:00～

④11:45～ ⑤12:30～ ⑥13:15～

⑦14:00～ ⑧14:45～ ⑨15:30～

⑩16:15～ ⑪17:00～

※1 回 15 分程度です

問い合わせ／市民相談室（電話 918 - 5002）



専門相談のご案内

第3章

すべてのこどもに愛情を！～面会交流支援～



I 総論

「私は、すべからく子供には親から『栄養と愛情』を受け取る権利があると思っています。離婚でいえば、栄養は養育費、愛情は面会交流です。」

これは、明石市こども養育支援ネットワークを立ち上げた頃に、明石市長・泉房穂が、雑誌の取材で語った言葉である。

明石市では、すべてのこどもに愛情を届けるため、養育費確保支援よりも先に、面会交流支援に丁寧に取り組んできた。

こどもの情報を共有するためのノート（養育手帳）を配布し、面会交流場所として公共施設を提供するほか、面会交流当日にこどもの付添いや受渡しも行っている。

言うまでもないことであるが、面会交流は、親のためではなく、こどものために行うものである。こどもが望まない面会交流は行いうべきではない。また、面会交流を行う際には、こどもの安心・安全が最優先であることも当然である。

明石市で作成して配布している参考書式「合意書・養育プラン作成の手引き」にも、「面会交流はこどもの安全と安心が前提となります。」と注意喚起をして、そのことを呼びかけている（89頁）。



2 こどもの情報共有—養育手帳

(1) 開始時期

2014年10月

(2) 経緯

明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議の委員から、離婚や別居後の父母がこどもの情報（病気や学校生活など）を共有できていないことでトラブルが発生している現状について報告があったことを受けて、韓国の取組を参考に作成した。

(3) 内容

主に一緒に暮らす親（監護親）が書く欄と、定期的に会う親（面会親）が書く欄に分かれており、それぞれの親がこどもの情報を書き込んで、こどもを通じて渡す交換日記である。

監護親がこどもの最近の生活や相手に気を遣ってほしいことなどを、面会親がこどもと会ってどのように過ごしたかなどを書くことを想定している。

(4) 効果

これまでに一定数を配布していることから、ニーズはあるものと思われる。養育手帳の内容は全国共通であり、外注費用（印刷製本費）も1冊100円程度で予算もあまりかからないことから、他の自治体でも同じように配布することは十分可能である。



こどもと親の交流ノート



子の氏名

明 石 市

離婚をしても、親子であることに変わりはありません。
こどもの幸せは、父母の幸せです。
幸せを実現するために、この交流ノートを使ってみませんか。

年 月 日 から
年 月 日 までの記録

こどもの写真を貼る場所

あなたが、いちばん、大切です
お母さんとお父さんは、おなじ「おうち」に
いないけれど
お母さんもお父さんも、あなたのことが
「大好き」
これまでも、これから、ずっと、ずっと

「こどもと親の交流ノート」の使い方

主に一緒に暮らす親が、子どもの最近の生活や相手に気を使って欲しいこと、相談したいことなども書いてください。
子どもから、このノートを今度会う親に渡してください。
子どもと会う親は、いつ、どこで子どもと会って、どのように過ごしたかを書いてください。また、相手に伝えたいこと、相談したいことなども書いてください。
子どもから、このノートを主に一緒に暮らす親に渡してください。
このノートは親子の交流の記録です。
親はノートに書かれていることを子どもに読んであげてください。
ノートに、お父さん、お母さんがお互いに励ましや感謝の気持ちなどを書いていると、子どもはもっと喜ぶでしょう。
交流ノートは子どもの成長記録です。
親として子どもの成長の姿を共有してみませんか。
書き込みがなくなったら、窓口に新しいノートをもってください。

記入例 1 主に一緒に暮らす親が書いてください

以下は、書き込みの具体例です。参考してみてください。
【記入日 〇〇年 〇月 〇〇日】
1 最近、子どもはこのような生活をしています。
（例）幼稚園で友達ができました。
〇月〇日にインフルエンザの予防注射をしました。
算数の試験で90点を取りました。ほめてあげてください。
2 今日、子どものことで気になっていることです。
（例）少しかぜをひいています。食後30分以内に薬を飲ませてください。
アトピーが少しひどくなりました。食べ物に気をつけてください。
3 相談したいことがあります / お願いしたいことがあります。
（例）最近、本を読んでもみたいと言っています。本屋と一緒に本を選んでほしいです。

記入例 2 定期的に会う親が書いてください

以下は、書き込みの具体例です。参考してみてください。
時間：（例）〇年〇月〇日〇時から〇時頃まで
場所：（例）定期的に会う親の自宅、〇〇児童館、〇〇パーク...
1 子どもと会ってこのように過ごしました。
（例）一緒に本屋に行き、本を2冊買いました。
公園で遊ぶつもりでしたが、かぜ気味なので、児童館でゲームをして遊びました。
お昼にファミレスでバススタと一緒に食べました。
2 相談したいことがあります / お願いしたいことがあります。
（例）新しいゲームソフトが欲しいようです。お母さんと相談してから買ってあげると言いました。買ってみたいです。
か。メールで返事をお願いします。
3 次回は、こんなふうに過ごそうと思います。
（例）一緒にサッカーの試合を見に行きたいです。いいですか。メールで返事をお願いします。



主に一緒に暮らす親が書いてください

【記入日 年 月 日】

1 最近、子どもはこのような生活をしています。

2 今日、子どものことで気になっていることです。

3 相談したいことがあります / お願いしたいことが
あります。

定期的に会う親が書いてください

【時間】 年 月 日 時～ 時頃
【場所】

1 子どもと会ってこのように過ごしました。

2 相談したいことがあります / お願いしたいことが
あります。

3 次回は、こんなふうに過ごそうと思います。

主に一緒に暮らす親が書いてください

【記入日 年 月 日】

1 最近、子どもはこのような生活をしています。

2 今日、子どものことで気になっていることです。

3 相談したいことがあります / お願いしたいことが
あります。

定期的に会う親が書いてください

【時間】 年 月 日 時～ 時頃
【場所】

1 子どもと会ってこのように過ごしました。

2 相談したいことがあります / お願いしたいことが
あります。

3 次回は、こんなふうに過ごそうと思います。



明石市政策局 市民相談室

〒673-8686
明石市中崎1丁目5番1号
電話 078-918-5002
FAX 078-918-5102

3 場所の提供—親子交流サポート事業

(1) 開始時期

2014年10月

(2) 経緯

明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議の委員から、面会交流の実施場所に悩んでいるので公共施設を開放してほしい旨の要望を受けたことから、こどもが安心して安全に親との交流を深めることができるようにするため、公共施設を無料で開放した。

(3) 内容

日本最古のプラネタリウムがある市立天文科学館を、面会交流に適した空間として提供している。

面会交流目的で利用する場合は、親の入館料を無料（高校生以下のこどもは全員無料）にしているほか、プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約を受け付けている。

(4) 効果

これまでに市立天文科学館を面会交流の場所として利用した親子がいることから、ニーズはあるものと思われる。こどもが安心して安全に面会交流をすることができる場所は、全国的にもそれほど多くないと耳にする。公共施設はまさに適した場所であることから、全国の自治体においても、こどものために公共施設を無料で開放してほしいものである。



4 親子の架け橋－面会交流のコーディネート

(1) 開始時期

2016年10月

(2) 経緯

面会交流において悩ましい問題の1つに、こどもを別居親にどのように引き合わせるかという問題がある。

父母間の葛藤が高く、お互いに顔を合わせられないようなケースでは、祖父母や代理人弁護士が仲介する例も見受けられるが、往々にして仲介者が父母の一方に加担しがちとなり、うまくいかないケースもあると聞く。また、民間支援団体による仲介の場合は、費用が悩みの種であるとの声も耳にする。

このような声を受けて、市が親子の架け橋となるべく、こどもの立場（父母間においては中立の立場）に立って、無料で面会交流のコーディネートを行うことにした。

行政が自ら面会交流をコーディネートしている自治体は、後にも先にも明石市だけである。



(3) 大前提

こどものための安心・安全な面会交流をスムーズに行うため、面会交流のコーディネートを行う際には、以下の３点を大前提としている。

① こどもが中学生以下で明石市内に住んでいる

「明石のこどもたちをまち全体で応援する」ことをまちづくりのビジョンに掲げているため、親の居住地にかかわらず、こどもが明石市内に住んでいることを必要としている。

また、一般的に高校生以上のこどもは自分の意思で面会交流をすることができる現状に鑑み、中学生以下を対象としている。

② こどもと父母全員の同意が必須である

こどもと父母三者全員の同意を得られない場合は、コーディネートを行わないことにしている。同意の方法は、文書でも口頭でも構わない。

③ 市は合意形成に関与しない

三者のうち誰かが同意しない場合や、文書での合意に違反した場合に、市がその者に対して同意を強制したり合意違反の責任を追及したりすることはない。

市は、あくまで、三者で合意した内容を実現するためにサポートするにとどまり、合意形成自体は裁判所や弁護士の業務として役割分担をしている。

(4) 支援者

面会交流に関して豊富な知識と経験を持つ山口恵美子氏（明石市親子交流支援アドバイザー）を中心に、市職員（一般行政職員及び弁護士職員）が担当している。

ケースによっては、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室に応援を頼むこともある。

(5) 内容

① 交流日程等の連絡調整

支援者が父母それぞれに連絡をして、第2日曜日を原則として面会交流の日程調整を行う。父母にとっては、相手方と直接連絡をとらなくても済み、心理的負担が軽減されるというメリットがある。

② 面会交流当日におけるこどもの受渡し

面会交流当日に、支援者がこどもと一緒に暮らしている親（監護親）からこどもを預かり、こどもと離れて暮らしている親（面会親）のもとにこどもを連れて行く。

交流中は、支援者はこどもや親に付き添わず、親子水入らずの時間を過ごす。

交流後は、支援者が面会親からこどもを預かり、監護親のもとにこどもを連れて行く。

父母にとっては、交流当日に相手方と顔を合わせなくても済むというメリットがある。

③ 面会交流の場における付添い

こどもを親に引き合わせる流れは②と同様であるが、交流中に支援者が付き添う点が②と異なる。主に未就学児が対象で、交流場所は明石駅前再開発ビル（パピオスあかし）5階（あかしこども広場）のプレイルームである。

こどもと面会親だけで過ごすことを避けられるため、特に監護親にとっては、連れ去り等を心配することなく安心して面会交流をすることができるメリットがある。



(6) 大まかな流れ

① 事前面談

支援者が父母それぞれと事前面談を行い、こどもの状態や交流の状況などについて確認する。

② 申込み

支援の利用について、こどもと父母の全員から同意をもらう。

③ 交流日程等の連絡調整

支援者がこどもと父母の予定を確認する。

④ 交流当日

こどもが安心・安全に面会交流をすることができ、父母が直接顔を合わせなくても済むようにするため、こども・監護親と面会親の集合時間と場所を別々に案内している。一般的に、面会親が先に集合場所に到着し、帰りはこども・監護親が帰宅してから一定時間経過後に面会親が帰宅する。



(7) 実績・ケース紹介

① 実績

約４年半の間（２０１６年１０月～２０２１年３月）に、
３４人のこども（２２家族）を支援し、コーディネートを含
計２２１回行った。

② ケースⅠ

【こども】 ８歳男児（支援開始時）

【監護親】 母

【申込み】 母

【方 法】 受渡し型

【期 間】 ２０１７年１１月～現在

【回 数】 合計２１回

【状 況】

母から市に対して、父からの付きまといが懸念されると相談があったケース。

母は、小学生のこどもの面会交流には前向きだが、当事者のみでは実施できないと判断し、市による面会交流のコーディネートに申し込んだ。

父と母子の集合時間及び場所を完全に分離することで、利用者の安心につながり、現在も面会交流を継続できている。



③ ケース 2

【こども】 3歳女兒（支援開始時）
【監護親】 母
【申込み】 母
【方 法】 付添い型
【期 間】 2016年10月～2019年7月
【回 数】 合計20回
【状 況】

父から母に対する暴力があったこと等を理由に離婚したケース。

こどもに会いたい父と、父子の面会交流の必要性を認識していた母の要請に応じて、親族の協力により面会交流を数回実施していたが、離婚当時の軋轢もあり、親族だけでは面会交流を継続することが難しくなった。

そこで、母が市による面会交流のコーディネートに申し込み、こどもが未就学であったことから、母からの希望も受けて、付添い型の支援を開始した。

市が中立の立場で支援を行うことで、継続的に面会交流を実施することができた。

こどもが明石市外に転居したため、現在、支援は終了している。

(8) 利用者の声



○明石市の介入により、多くの方にサポートしていただきながら面会できるようになり、感謝しています。
○普段から遊び慣れている場所ということもあり、こどもは楽しそうにしているようです。

○こどもと定期的に会えること、こどもの成長を確認できることが嬉しい。
○相手方親族に面会交流の調整をしてもらっていたが、上手く行かなかった。
第三者に間に入ってもらったことにより両方の精神的な負担が軽減されたと思う。



(9) 課題と提言

面会交流のコーディネートは、支援件数も多く、利用者にも好評であるが、以下のとおり、支援者の人材確保の難しさなど、一自治体が直営で永久的に実施することには限界もあるため、国において支援体制をしっかりと確立することを切望する。

① 支援者の人材確保の難しさ

面会交流のコーディネートの支援者には、様々な知識やスキルが求められる。具体的には、こどもの発達や心の状態等についての知識や法的知識のほか、対人関係のスキルが必要である。

明石市では、コーディネートの中心的役割を果たしている親子交流支援アドバイザーが臨床心理士の資格を有しており、弁護士資格を有する職員や、対人関係のスキルに秀でている一般行政職員とともに支援を行っているが、支援件数が逡増する中で、これらの知識やスキルを兼ね備えた人材を継続的に一定数確保することが難しい状況にあることは否定できない。

② 国による面会交流支援体制の確立

支援者の人材確保が難しい状況は、明石市だけに限った話ではなく、全国共通の問題である。

全国のこどもたちが安心して安全に面会交流を行うことができるようにするため、国において、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）、臨床心理士会、社会福祉士会、弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）などの関係機関と連携して、面会交流のコーディネートを行うことができる知識とスキルを兼ね備えた人材を育成して、しっかりと面会交流支援体制を確立することが喫緊の課題である。



別居・離婚を経験した親子のために…
明石市に住むこども達を支えます

※面会交流…こどもと離れて暮らしているお父さん
やお母さんがこどもと会って話をしたり一緒に遊ん
だりして交流することです

面会交流を サポートします！

今さら連絡
とりにくいなあ

え



お父さんは
どうしているの？



交流日程の連絡調整を
サポートします



※経験豊富なス
タッフがお手伝い
します

交流当日はスタッ
フがお子様を引き
合わせます



よかったね～



※すでに面会交流を実施中の方でも、お困りごとがあればご相談ください。



多くのこどもは、父親にも母親にも愛されたいと願っています。面会交流は、その願いに応えるチャンスです。



※こども・父・母の同意を確認したうえで、面会交流の支援を始めます

お申し込み・
お問い合わせ

明石市政策局 市民相談室

電話：078-918-5002 FAX：078-918-5102

メールアドレス：soudan@city.akashi.lg.jp

Ⅱ こども養育専門相談

なかなか聞けない「こども」の養育に関する相談について家庭問題の専門家が1時間じっくりお話を聞きます。

日時 毎月第4木曜日 午後1時～午後4時

予約 毎月1日から、電話にて予約受け付け

Ⅲ 養育合意書・養育プラン・作成の手引きの配布



夫婦間の話し合いにおける参考資料として、養育費や面会交流などについて記載された「こどもの養育に関する合意書」、「こども養育プラン」及び「合意書・養育プラン作成の手引き」を離婚届の配布時や相談時に配布しています。

▶作成の手引き

Ⅳ 養育手帳「こどもと親の交流ノート」の配布

離婚や別居後におけるこどもの情報を父母間で共有し、こどもの日常生活や面会交流の内容について記録するためのノートを希望者に配付しています。



▶こどもと親の交流ノート

Ⅴ 親子交流サポート事業



▶明石市立天文科学館（プラネタリウム併設）

離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料でご利用いただけます。

2020年4月作成
明石市 市民相談室

明石市の面会交流支援

明石市では、こどもの健やかな成長のために、両親の離婚や別居によって別々に暮らす親子の交流をお手伝いしています。

Ⅰ 面会交流のコーディネート



面会交流に際して、直接連絡ができない・顔を合わせられない両親間にて、

①交流日程等の連絡調整

②交流当日の受渡し

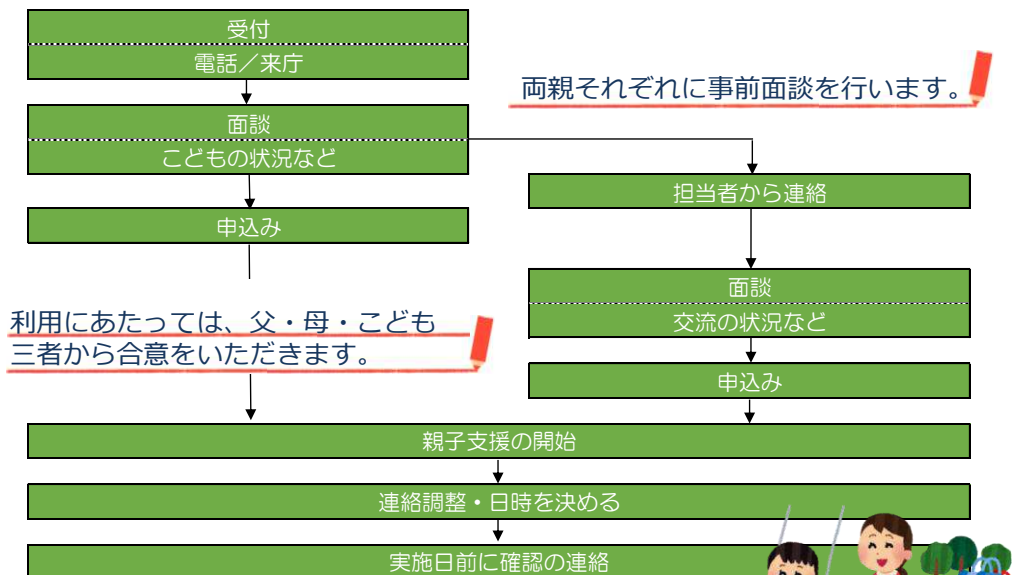
③プレイルームでの付添い を行っています。

面会交流のコーディネートの流れ

i) 申込みから交流当日まで

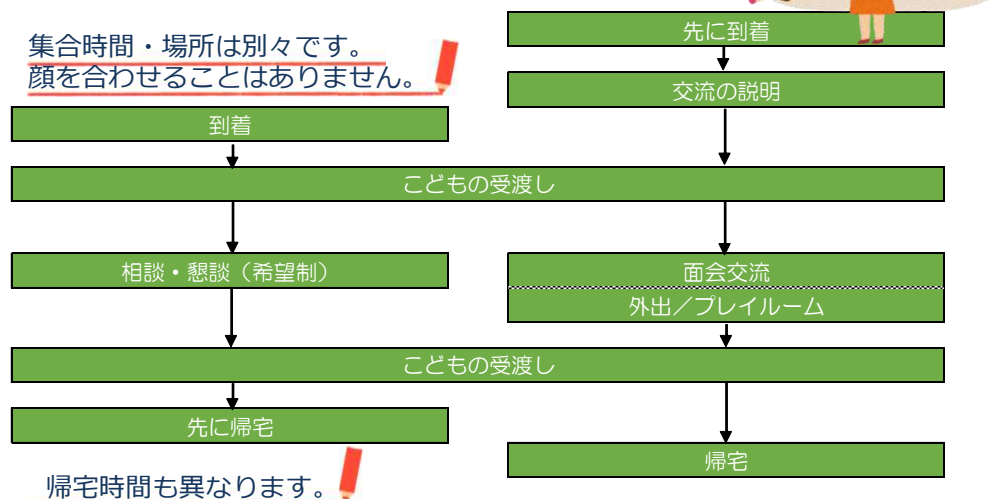
一緒に暮らす親
(監護親)

離れて暮らす親
(面会親)



ii) 交流当日

集合時間・場所は別々です。
顔を合わせることはありません。



コーディネートを実施したこどもの数 (件数)

22 人 (付添い 4 人、受渡し 14 人、連絡調整 4 人)

15 件 (付添い 4 件、受渡し 9 件、連絡調整 2 件)

コーディネート実施回数

平成 28 年度 8 回、平成 29 年度 42 回、平成 30 年度 64 回、
令和元年度 57 回 (令和 2 年 3 月末日時点)

平成 28 年 9 月のモデル実施以降、さまざまなお家庭のこどもの面会交流のコーディネートを行っています。

その中で、

- 母親と離れて暮らすこども
- 外国人の親をもつこども
- 一方の親が遠方に住んでいるこども
- 障害をもったこども など、

自力での面会交流実施が困難なお家庭の
コーディネートも実施してきました。



▶付添型の交流では、明石駅前の
プレイルームを利用しています。

利用者の声

アンケートなどでいただいたご感想の一部を紹介します。



○明石市の介入により、多くの方にサポートしていただきながら面会できるようになり、感謝しています。
○普段から遊び慣れている場所ということもあり、こどもは楽しそうにしているようです。

○こどもと定期的に会えること、こどもの成長を確認できることが嬉しい。
○相手方親族に面会交流の調整をしてもらっていたが、上手く行かなかった。第三者に間にあっていただくことにより両方の精神的な負担が軽減されたと思う。



第4章

すべてのこどもに栄養を！～養育費確保支援～



I 総論

厚生労働省の調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）によると、「養育費を現在も受けている」とされる母子家庭は24.3%（約4人に1人）にとどまっており、逆に「養育費を受けたことがない」とされる母子家庭は56.0%にも上っている。実に半数以上のこどもが、父親から養育費を受け取っておらず、栄養失調の危機という非常に厳しい状況にさらされている。

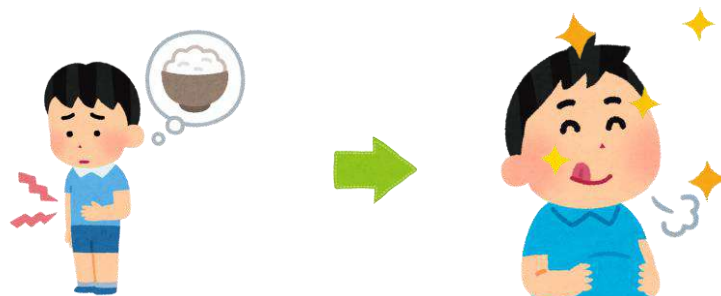
序章2（3頁）で記したとおり、諸外国では、行政が主体となって、養育費の確保に関する施策を当たり前に取り組んでいる。一例を挙げると、スウェーデン、ドイツ、フランスでは国による養育費の立替払制度が、アメリカ、イギリス、オーストラリアでは国による強制徴収制度が設けられている。

一方、日本では、諸外国と比べて国の取組が遅れており、養育費を受け取れずに泣き寝入りをしているこどもが多い。

明石市では、すべてのこどもに栄養を届けるため、面会交流支援に続けて、養育費確保支援にも丁寧に取り組んできた。

民間保証会社と連携して養育費の立替えを試行的に実施したことを皮切りに、市が単独で養育費を公的に立て替えて回収する全国初の制度を新設したほか、裁判所や公証役場で養育費の取決めをする際にかかる費用の補助も行っている。

養育費も、面会交流と同様に極めて重要なこどもの権利である。こどもの手元に確実に養育費が届いて、お腹を空かしているこどもが満腹になるように、こどもに最も身近な基礎自治体が全力でこどもに手を差し伸べなければならない。



2 こどもの養育費に関する検討会の設置

(1) 設置時期

2019年10月

(2) 経緯

2019年5月に民事執行法が改正され（施行は2020年4月1日）、養育費支払義務者の預貯金口座や勤務先（給料等）に関する情報を取得しやすくなったことを受け、養育費の不払いによる泣き寝入りを救済するため、新たに当事者や有識者からなる検討会を設置した。

(3) 委員

- 棚村政行 氏（早稲田大学法学学術院教授）＜会長＞
- 神原文子 氏（社会学者）
- 津久井進 氏（弁護士）
- 赤石千衣子 氏
（認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）
- 山口恵美子 氏（元家庭裁判所調査官・臨床心理士）
- 渡剛 氏（特定非営利活動法人あっとすくーる理事長）



(4) 検討項目

① 履行促進支援

i 合意形成支援

離婚届とともに参考書式を配布したり、調停申立書の書き方をアドバイスしたりするなどして、養育費の取決めに支援する。

ii 債務名義化支援

調停申立書や公正証書の作成についてアドバイスしたり、申立てや作成にかかる費用を補助したりするなどして、取決め内容の債務名義化を支援する。

iii 履行状況確認

養育費の取決めがある場合、履行状況に関する照会書を送付するとともに、養育費の意義や支払義務者に対する支援策の情報を提供する。

iv 履行勧奨

履行状況を確認した後、不履行の場合に、履行を勧奨する書面を送付する。

v 給与天引き

支払義務者の同意を得た上で、勤務先に連絡して、養育費を給与から天引きする。



② 差押え支援

i 情報取得支援

裁判所における「第三者からの情報取得手続」に関して、申立書の作成についてアドバイスしたり、申立てにかかる費用を補助したりするなどして、支払義務者の預貯金口座情報等の取得手続を支援する。

ii 情報提供

裁判所を介さずに、市が有する支払義務者の情報を提供する。

iii 強制執行支援

強制執行申立書の作成についてアドバイスしたり、申立てにかかる費用を補助したりするなどして、強制執行手続を支援する。



③ 立替金の支給

i 保証料支援

民間保証会社が実施している養育費保証契約における保証料を補助する。

ii 市単独の立替

市が不払いの養育費を立て替え、支払義務者から立替分を回収する。

④ 過料・公表

i 支払命令

支払義務者に支払能力があるにもかかわらず、市が立て替えた養育費を支払わない場合、支払命令の行政処分をする。

ii 過料

支払義務者が支払命令に従わず、財産隠しなどの悪質性がある場合、過料の行政処分をする。

iii 公表

支払義務者が過料を支払わず、こどもが希望する場合、支払義務者の氏名等を公表する。

⑤ その他

⑥ 検討対象から除外

i 行政サービスの一部制限

正当な理由なく養育費を支払わない支払義務者に対し、行政サービスを一部制限する。

ii 刑事罰（罰金など）

正当な理由なく養育費を支払わない悪質な支払義務者に対し、罰金刑などを科す。

(5) 状況

これまでに会議を5回開催した。現在は、①履行促進支援や③立替金の支給を中心に検討しており、②差押え支援と④過料・公表については今後の検討事項として整理している。

3 養育費の民間保証—養育費立替パイロット事業

(1) 実施時期

2018年11月～2021年12月

(2) 経緯

こどもが養育費を確実に受け取れるようにするため、民間の総合保証会社（株式会社イントラスト）と連携して、官民連携で養育費の立替えを試行的に開始した。

(3) 内容

① スキーム

民間総合保証会社が、養育費を受け取れていないひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対して立替分を督促して回収する。

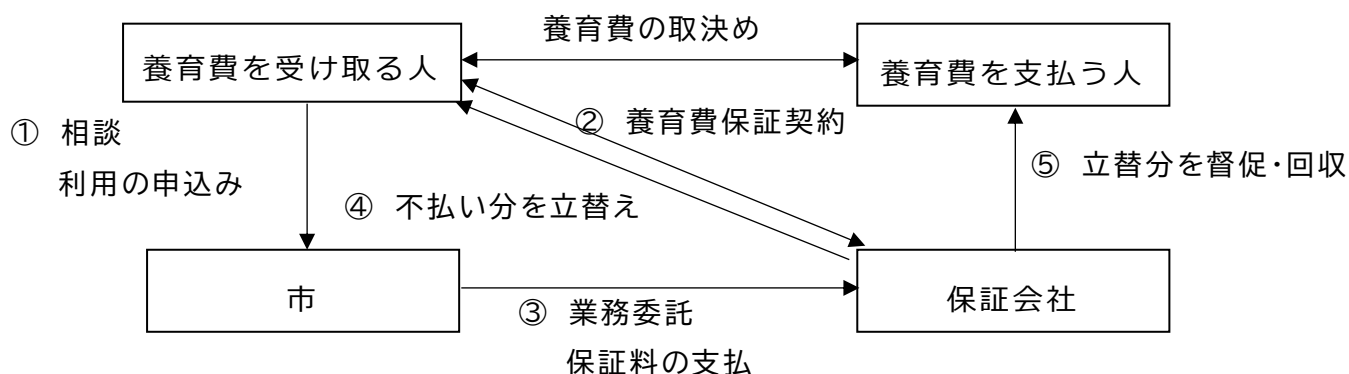
ひとり親家庭と同社との間で養育費保証契約を締結し、明石市が保証契約締結時に必要な初回の年間保証料（月額養育費・上限5万円）を負担する。

② 立替額・立替期間

月額養育費（上限5万円）・最大12か月

③ 更新

ひとり親家庭が更新料（月額養育費の半額）を負担することによって、養育費保証契約を更新することができる。



(4) 実績

申込件数 18件（定員）

(5) 利用者の声

「第三者が入ることで、養育費が支払われるようになってよかった。」

(6) 効果

保証契約を締結したことにより養育費の支払いが始まったケースや、保証会社が養育費を立て替えた後に支払義務者に督促したことによって支払いがあったケースもあり、第三者が介入することによって養育費支払の正常化につながった。

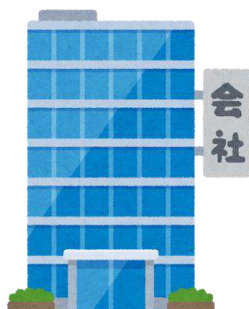
(7) 課題

利益を追求する民間企業が主体となっているため、支払義務者が資力に乏しく回収を期待できないケースの場合には審査が通らない可能性がある。また、ひとり親家庭にとって、保証料が負担になることもある。（なお、明石市の当該事業では、審査を不要にし、保証料は市が負担している。）

もっとも、支払義務者の資力が乏しいケースほど、養育費の支払いがなかったり、自ら預貯金口座等を差し押さえすることが困難であったりすることが多く、支援の必要性が高いのが現状である。

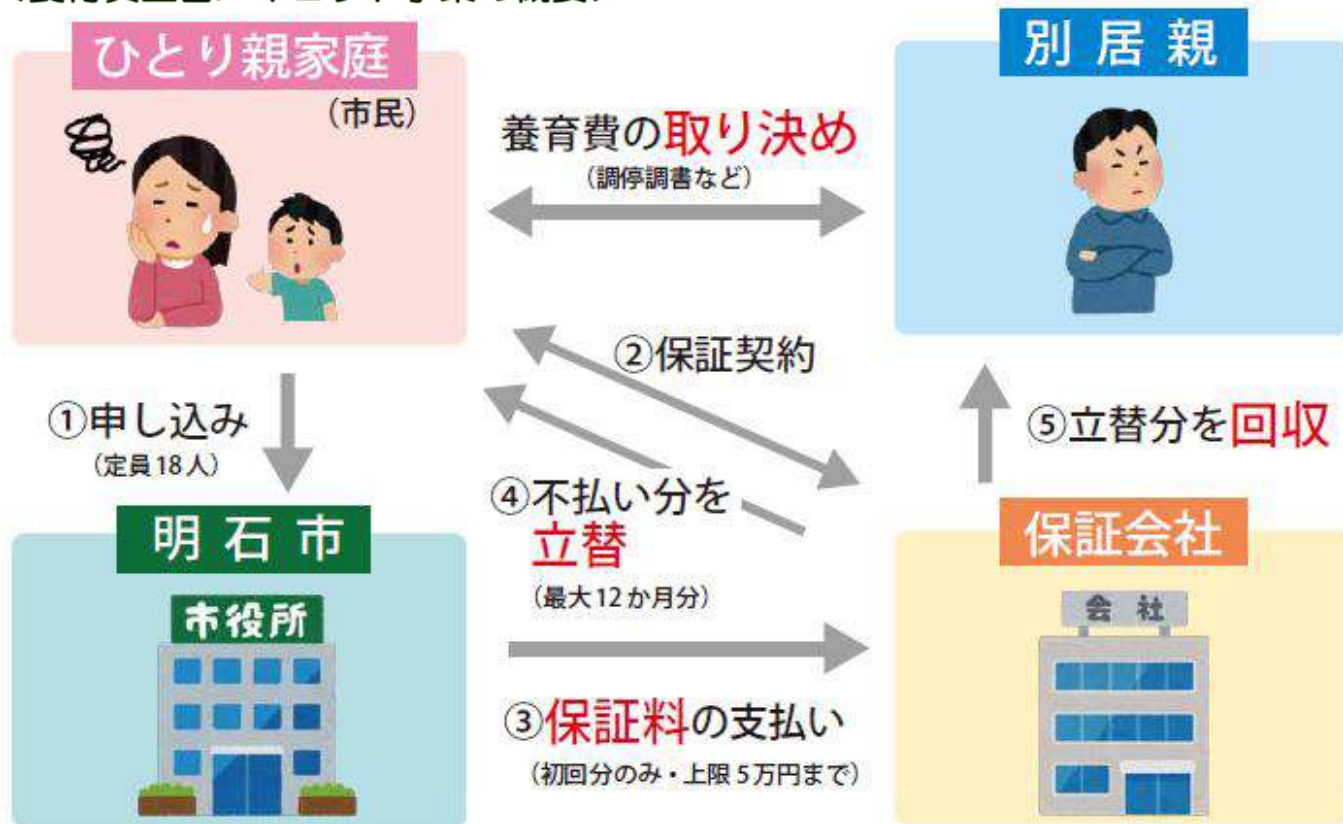
そのため、民間企業による養育費の保証・立替えでは、ひとり親家庭の格差を益々拡大させることにつながりかねないという弊害も見受けられる。

この点が、行政による養育費の立替えが求められる所以の一つである。



養育費の受け取りを サポートします！

<養育費立替パイロット事業の概要>



- ① 2020年末までに調停・審判で養育費を取り決める方がお申し込みいただけます。
(明石市に住むこどもとその親が対象です。)
- ② 取り決めの内容に基づき保証会社と保証契約を締結していただきます。
- ③ 保証契約に必要な保証料は明石市が負担します。
- ④ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社が立て替えます。
- ⑤ 立て替えた養育費は保証会社が支払義務者へ請求し回収します。

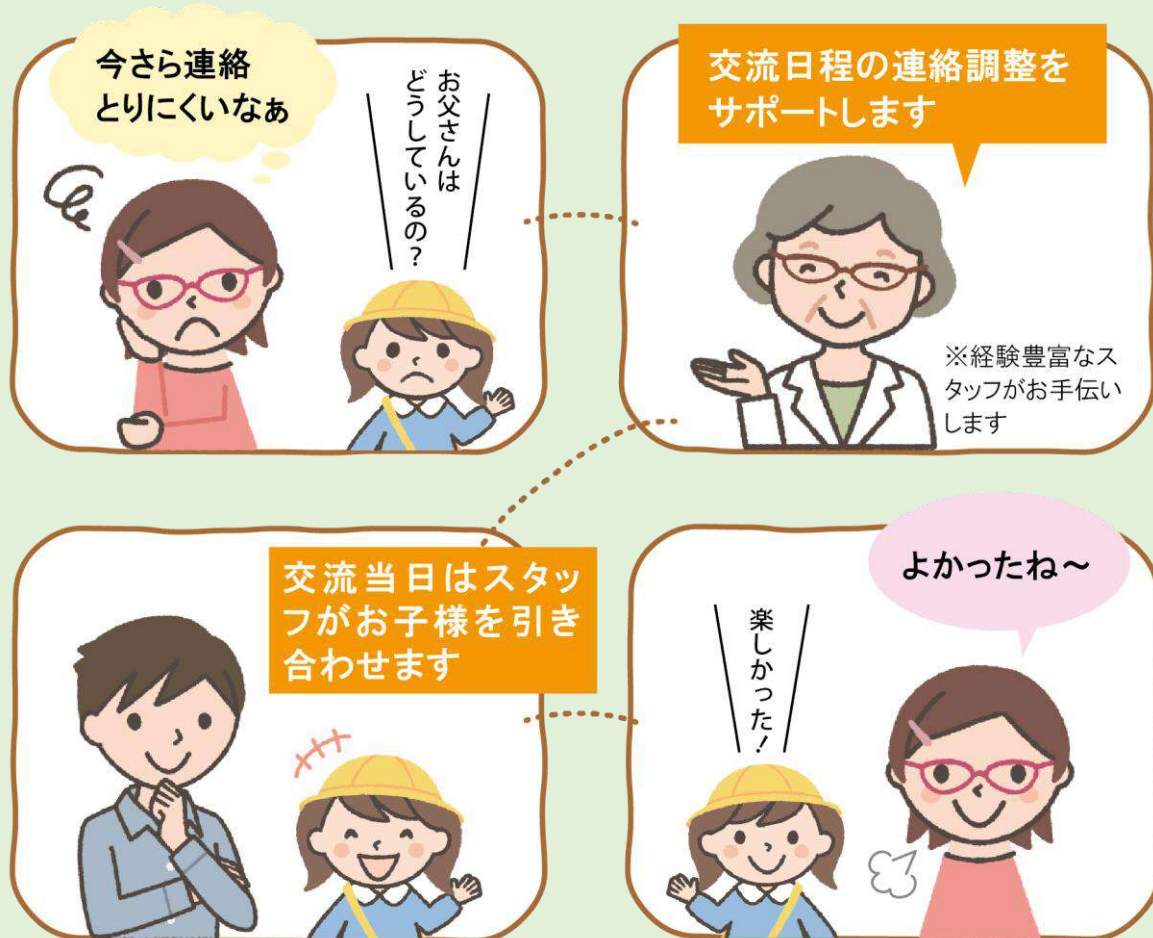
養育費の支払いは、親として子に対する最低の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。
(養育費相談支援センターHPより抜粋)

お問い合わせ

明石市 市民相談室
電話 078-918-5002 FAX 078-918-5102
E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

おしらせ

明石市では、面会交流のコーディネートも行っています。



こどもが離れて暮らす親と会いたいといっているけれど…
別居している親とは、直接連絡を取りたくない・顔をあわせられない等のご事情がある方へ、市の職員が交流日程の調整や当日の受渡しなど行います。
詳しくは、市民相談室までお問い合わせ下さい。

【お申込み・お問い合わせ】

明石市 市民相談室

TEL 078-918-5002 Fax 078-918-5102

E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

2018年10月作成
明石市 市民相談室

養育費立替パイロット事業のご案内

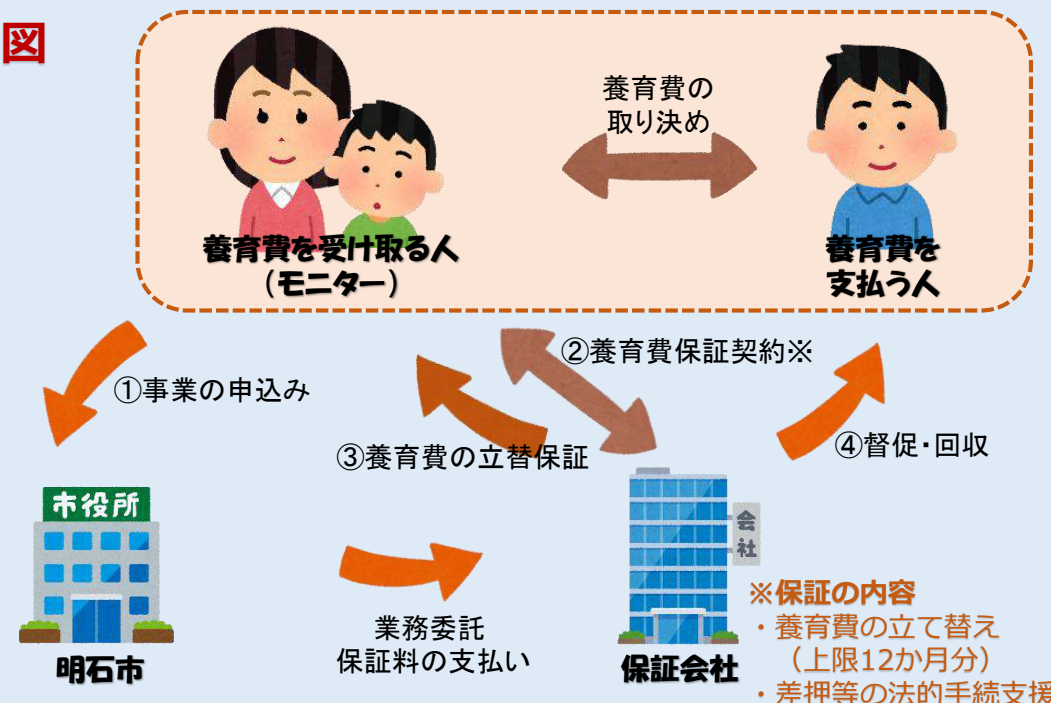
明石市では「こどもを核としたまちづくり」の方針のもと、離婚前後のこども養育支援に取り組んでいます。養育費を取り決めても受け取れないというご相談が多く寄せられていることから、民間の保証会社と連携して、「養育費立替パイロット事業」を試行的に始めます。

このたび、ひとり親家庭の方を対象に、この事業に協力していただけるモニターを募集します。

◆事業の概要

- ① 希望者が市にモニターの申込みをします。
- ② モニターを決定した後、保証会社と養育費保証契約を結びます。
初回の年間保証料は、市が負担します。（モニターに費用はかかりません。）
- ③ 養育費の不払いがあった場合、モニターが保証会社に連絡すると、保証会社はモニターに養育費を立替払いします。（上限5万円/月）
- ④ 保証会社が養育費を支払うべき人から督促・回収します。

概要図



◆事業の流れ

モニターの募集開始

明石市の広報紙等でお知らせします。

モニターの申込み

申込書など必要書類の提出や、面談などによるご家庭の事情の聴きとりをします。

モニターの決定

申込者からモニターを決定します（定員18名の予定）。

保証契約の申込み

保証契約加入に必要な書類の提出等をお願いします。

保証開始

保証期間は契約後1年間です。養育費の不払いがあった場合は、保証会社が立替を実施し、支払義務者への督促・回収を行います。

家計状況などの調査

訪問・面談・電話などによる調査をします。

保証契約の終了

利用後の継続調査

家計の変化などについて調査をします。

◆モニターの対象となる方

- 離婚をして子どもと明石市に住んでいるひとり親の方
- いずれかに当てはまる方
 - ① 養育費の取り決めについて、債務名義（確定判決、調停調書など）を有する方
 - ② これから調停など裁判所の手続で養育費を決める方
- 今後も明石市に住む予定で、最大3年間、家計や家庭の状況などの調査に協力できる方

取り決めはしているけれど、
養育費を受け取れていない…
これから取り決めをするけれど、
継続してちゃんと受け取れるか不安だ…

という方は、ぜひご相談ください。



◆モニター調査の内容

はじめに、家計や子どもの養育の状況などについてお伺いします。
その後、養育費の受け取りなどによってどのような変化があったかをお聞きします。
家庭訪問や郵送での回答、電話での問い合わせなどを行います。



◆モニターの申込み期間

≪2018年11月～2018年12月末≫



コラム 国内外の養育費の確保について

養育費は、子どもの健やかな成長のために必要不可欠なものです。しかし、我が国では実際に養育費を受け取っている割合は25%に満たない状況です。

もっとも、諸外国では行政が主体となり、養育費を確保する支援を実施しています。例えば、アメリカやイギリスでは養育費を支払わない非同居親に対して、行政による給料からの天引きなどの徴収が行われるほか、運転免許の停止（米）や最長6週間の収監（英）等が定められています。ほかにもスウェーデン、ドイツ及びフランスでは、養育費が支払われていない場合は、国による立替払いが行われ、非同居親に対して請求及び徴収をしています。

明石市では、親の離婚において子どもが受ける経済的不利益を軽減するように、取り組みを検討しています。

4 養育費の公的立替－こどもの養育費緊急支援事業

(1) 実施時期

2020年7月～2021年3月

(2) 経緯

新型コロナウイルス感染症の影響により養育費の不払いの状況はこれまで以上に厳しくなっていることから、こどもの手元に養育費が確実に届くようにするため、緊急的に事業を開始した。

(3) 内容

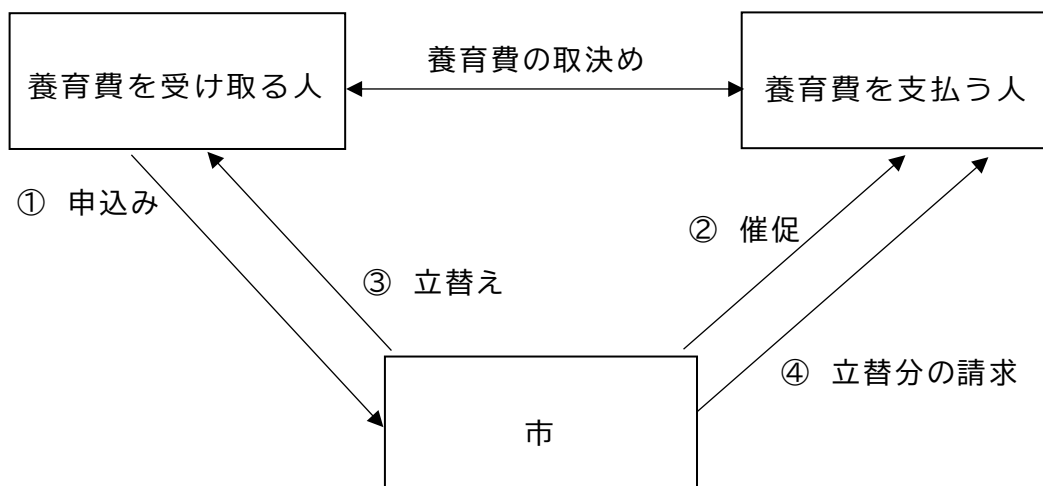
① スキーム

養育費の不払いがあったときに、市が支払義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分（こども1人あたり上限5万円）に限り立替払いをしたうえで、支払義務者に対して督促する。

② 対象者

養育費の債務名義（調停調書や公正証書など）がある市内在住のこども

〈イメージ図〉



(4) 実績

申込件数 23件 (こども32人)

番号	監護親 (申込者)	債務名義	養育費額 (1人)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上
1	母	調停調書	30,000	1		1		
2	母	調停調書	40,000	2		1	1	
3	母	調停調書	10,000	2		2		
4	母	調停調書	30,000	1		1		
5	母	調停調書	20,000	2		1	1	
6	母	調停調書	40,000	1				1
7	母	調停調書	30,000	2			1	1
8	母	調停調書	40,000	2			1	1
9	母	調停調書	30,000	1		1		
10	母	調停調書	45,000	2	2			
11	母	調停調書	10,000	1		1		
12	母	審判書	39,000	1		1		
13	母	審判書	15,000	1			1	
14	母	審判書	16,000	1		1		
15	母	審判書	17,000	1		1		
16	母	和解調書	20,000	1		1		
17	母	公正証書	30,000	1		1		
18	母	公正証書	25,000	2	1	1		
19	母	公正証書	100,000	1	1			
20	母	公正証書	50,000	2		1	1	
21	母	公正証書	110,000	1		1		
22	母	公正証書	30,000	1		1		
23	母	公正証書	30,000	2	2			

合計	調停調書	平均(円)	合計(人)	～6歳(未就学)
23	11	35,087	32	6
母	審判書	最大(円)	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)
23	4	110,000	14	17
父	和解調書	最小(円)	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)
0	1	10,000	9	6
	公正証書			16歳～(高校生以上)
	7			3

(5) 利用者の声

「行政が間に入ってくれたおかげで、養育費がちゃんと支払われるようになった。」

「生活が苦しいので、１か月分だけでは足りない。」

(6) 効果

こどもに冷たい日本社会において養育費の公的立替を実現できたという事実—これこそが最大の効果である。

ケースの中には、市が支払義務者に働きかけたことによって、市の立替前に支払義務者が任意に養育費を支払ったものが３件（こども４人）あった。このうち１件は、支払義務者が今後における養育費の支払いを約束しており、市が関わることの効果が窺える。

また、市が養育費を立て替えたことによって、こどもの手元に養育費が届いたケースが１３件（こども１８人）あった。このうち７件（こども１１人）は、立替後に支払義務者が市に立替分を支払っており、まさに立替えが機能している証である。

さらに、市による立替後にこどもや申込者（監護親）が嫌がらせを受けるなどの大きなトラブルには発展しておらず、安心・安全に養育費の公的立替が受けられている。

このように、申込件数２３件のうち約半数に当たる１０件で支払義務者が養育費や立替分を支払った現状に鑑みると、第三者である市が関わることによって、民間の審査による制限なく、多くのこどもへの養育費支払の正常化につながったという効果が得られたと結論付けられる。

市が立替払いをした金額が合計約６０万円、立替後に市に支払われた金額が約３５万円であり、低予算でありつつ立替分を一定程度回収することができているので、他の自治体において実施することも決して不可能ではないだろう。

(7) 課題

このような効果から判断すると、市が養育費を立て替えるメリットは極めて大きいと考えられる。

一方で、今回の事業では、財源確保の観点から、立替期間を1か月分、立替金額をこども1人あたり上限5万円と設定している。

養育費は一般的にこどもが成人するまで継続して満額支払われるべきものであることから、立替期間をより長くして、立替金額に上限を設けない方が望ましいことは言うまでもない。ただ、財源が市民の税金である以上、こどもの人数や財源の状況を考えると、どこまで支援することができるか悩ましい面もある。

また、市内に住むひとり親家庭のこどもの人数と比較すると、申込者の人数が少ないことは否めない。その理由としては、対象者への周知や広報が足りないこともあるが、支払義務者と関わりたくないという状況の中で、市役所で煩雑な手続をしなければならず、これらのハードルを乗り越えたところで所詮1か月分、上限5万円の立替えに過ぎないという費用対効果の低さも大きいであろう。

さらに、申込件数23件のうち約7割に当たる16件は、調停や審判など裁判所で取決めの手続を行っている。一般的に心理的・手続的負担が大きい裁判所での手続でようやく取決めをしたにもかかわらず、取決め内容が守られていないという状態を裁判所が放置しているのも問題である。

養育費不払いの問題は全国共通であることから、裁判所で取り決めた内容が確実に履行され、こどもの手元に養育費が満額届くようにするとともに、諸外国にならって国において養育費立替払制度をしっかりと構築すべきである。

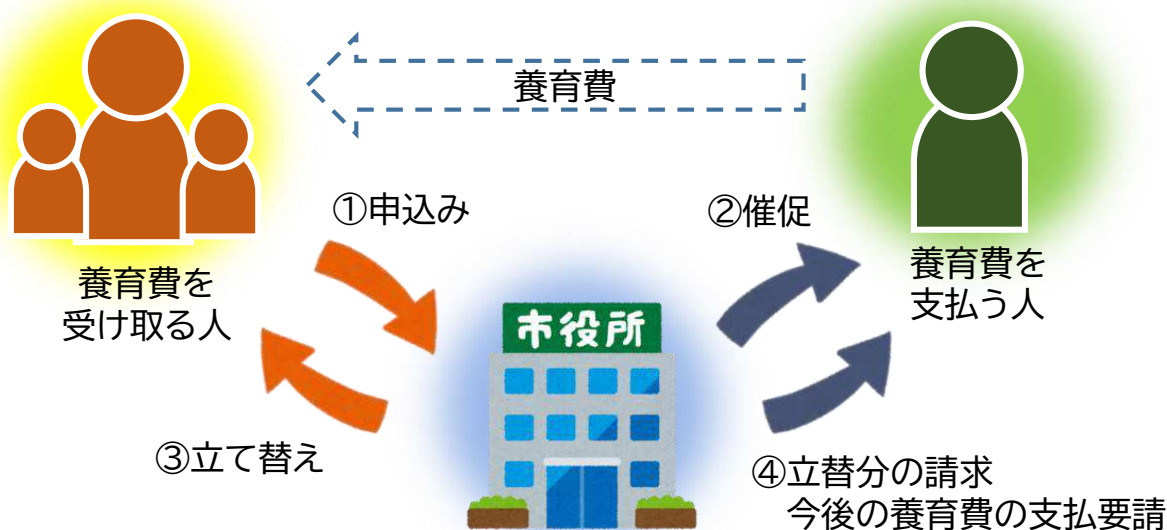
2020年7月
スタート

明石市こどもの養育費緊急支援事業

「せっかく取り決めたのに養育費を支払ってもらえない…」お困りの方へ！

受け取れていない養育費を市が立て替えます

1ヶ月分、5万円まで



対象になる方

こどもが明石市に住んでいる

調停調書や公正証書などの
公的な取り決めをしている

前月分の養育費を受け取れ
ていない



相手に連絡を取りにくいし、
諦めようかな…

こんな方や、そんな方も…

かわりに催促してくれたら
負担が減って助かるなあ…



まずはお気軽に
お問合せください

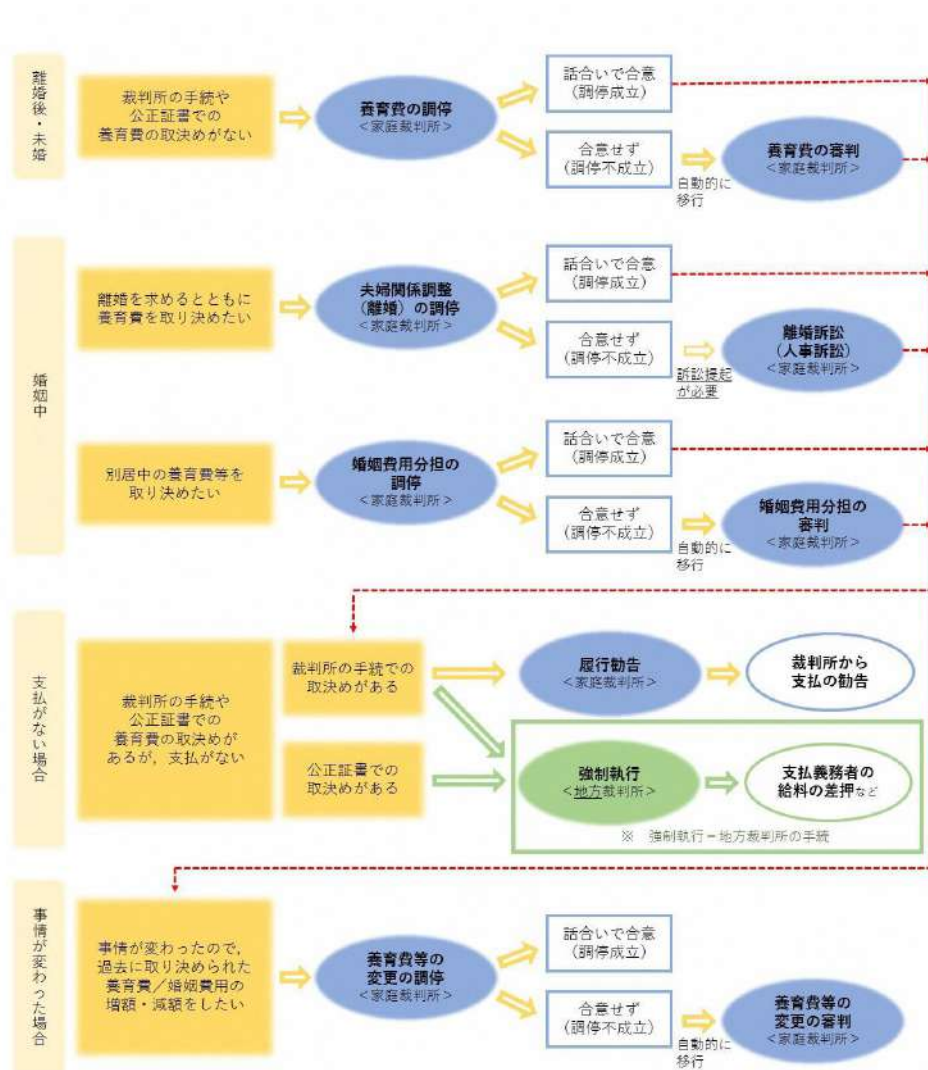


明石市 市民相談室
電話 078-918-5240 (専用ダイヤル)
FAX 078-918-5102
E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

5 取決め費用の補助—養育費取決めサポート事業

養育費の民間保証や公的立替を利用したくてもそもそも債務名義がないとの声を受けて、2020年8月から、債務名義を得られるようにするための手続支援と費用補助を開始した。

詳細については、第5章4(94頁)を参照されたい。



裁判所における養育費の取決めの種類と流れ(家庭裁判所ホームページ)

第5章

すべての親が約束を！～取決め支援～



I 総論

第3章（47頁）、第4章（63頁）で記したとおり、明石市では、すべてのこどもに愛情と栄養を届けるため、面会交流支援と養育費確保支援に、段階的に丁寧に取り組んできた。

取組にあたり、多くの当事者から声を聞く中で、そもそも養育費や面会交流について取決めをせずに離婚や別居をしている親子が極めて多いという現状が浮かび上がってきた。

「とにかく別れたかった。相手と関わりたくない。」
「養育費をもらえとは思わなかった。」



これらは、取決めをせずに離婚や別居をした親からよく聞く言葉である。

現に、厚生労働省の調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）によると、養育費について取決めをしている母子家庭は42.9％と半分にも満たず、面会交流について取決めをしている母子家庭は24.1％と4分の1未満である。

そこで、明石市では、養育費や面会交流についての取決めを促すため、参考書式を配布し、相談体制を充実させ、調停調書や公正証書などの債務名義を作成するための公費による助成も行っている。

夫婦間の葛藤は様々であり、DV等の場合には特別な配慮が必要であることは言うまでもないが、すべてのこどもが愛情と栄養を確実に受け取れるようにするため、すべての親が家族の事情に応じた約束をできるようにサポートすることが、行政に求められている役割というべきである。

2 ひながたの提供－参考書式の配布

(1) 開始時期

2014年4月

(2) 経緯

「養育費や面会交流について、何をどのように決めたらよいのかが分からない。」という市民からの相談が増えたことから、父母間の話し合いのきっかけや参考資料としてもらうため、明石市独自の書式を作成した。

(3) 内容

① こども養育プラン

こどもの生活拠点、養育費及び面会交流等について書く欄が設けられている。父母それぞれが自分の希望を書き込み、話し合いのためのメモとして活用する。

② こどもの養育に関する合意書

こどもの親権、養育費の額・支払期限・支払期間及び面会交流の頻度・方法・場所・連絡方法等について書く欄が設けられている。「こども養育プラン」をもとに父母間で話し合って合意した内容を記載し、末尾に各自が署名することで、法的拘束力を持たせることができる。

③ 合意書・養育プラン作成の手引き

「こども養育プラン」や「こどもの養育に関する合意書」の書き方や記入例が記載されている。

(4) 配布方法

相談時や離婚届の配布時にあわせて配布している。



(5) 効果

児童扶養手当の現況届提出者を対象としたアンケート結果によると、この参考書式を実際に活用したり参考にしたりしている親が少なからずいることから、取決めの促進に一定の効果を上げている。

現に、法務省の発表によると、２０１５年度の養育費取決め率が全国平均で６割のところ、明石市では７割であったことから、参考書式が養育費の取決め率向上に寄与したことが裏付けられる。

(6) 明石から全国へ

参考書式は明石市役所内部で印刷しており、予算も紙代程度と僅かであることから、他の自治体でも同じように配布することは極めて容易である。現に、明石市を参考に、鹿児島市や愛知県半田市なども相次いで同様の取組を始めており、これはまさに普遍性の表れといえる。

さらに、2016年10月には、法務省が明石市の書式を参考に「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し、全国の法務局を通じて全国の自治体で配布を開始した。明石市の取組が全国に広がった瞬間である。

この最初の一步が、他の自治体に徐々に広がり、開始から2年半後に遂に国を動かしたのである。



明石から全国へ！
(2016年10月～)



こどもの養育に関する合意書

1. 親権

こどもの親権については以下のとおりとします。

	名前	性別	生 年 月 日	親権者
第1子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父 ・ 母
第2子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父 ・ 母

2. 養育費

〔父・母〕は〔父・母〕に対して、以下の条件でこどもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的状況が変更した場合には、協議の上変更することとします。

	養育費の額	養育費の支払期限	養育費の支払期間	
			いつから	いつまで
第1子	月額 円	☐ 毎月（ ）日まで ☐ （ ）まで	☐ この取決めの月から ☐ （ ）から	☐ 満（ ）歳の誕生日まで ☐ 満（ ）歳に達した後の3月まで ☐ 以下の学校を卒業するまで ☐ 高校 ☐ 大学 ☐ （ ） ☐ （ ）まで
第2子	月額 円	☐ 毎月（ ）日まで ☐ （ ）まで	☐ この取決めの月から ☐ （ ）から	☐ 満（ ）歳の誕生日まで ☐ 満（ ）歳に達した後の3月まで ☐ 以下の学校を卒業するまで ☐ 高校 ☐ 大学 ☐ （ ） ☐ （ ）まで
その他（入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用等の負担について）				
養育費の支払方法（口座振込の場合にかかる手数料は、支払者が負担します。）				
口座振込	第1子		第2子	
	金融機関名 銀行 信用金庫 協同組合 本・支店名 店 ☐ 座の種類 普通 その他（ ） ☐ 座の番号 ☐ 座の名義		金融機関名 銀行 信用金庫 協同組合 本・支店名 店 ☐ 座の種類 普通 その他（ ） ☐ 座の番号 ☐ 座の名義	
その他				

3. 面会交流

こどもの面会交流（離れて暮らす父や母がこどもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること）については、以下のとおりとします。面会交流の際は、こどもの安全と安心を第一とします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡方法
☐ こどもが望むときいつでも ☐ （ ）週間に（ ）回程度 日帰り（ ）時間程度 ☐ （ ）ヶ月に（ ）回程度 宿泊（ ）泊程度 ☐ （ ）ヶ月に（ ）回程度 日帰り（ ）時間程度 ☐ （ ）ヶ月に（ ）回程度 宿泊（ ）泊程度 ☐ 手紙や電話など（ ） その他特記事項	☐ 公園・近隣施設など ☐ 面会する親の自宅 ☐ その都度協議 ☐ （ ）	☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ FAX ☐ （ ）を通じて ☐ （ ）

こどもの養育について、以上のとおり合意します。

年 月 日

父		
氏名	印	電話（ ） メール（ ） 緊急連絡先（ ）
現住所	〒（ ）	

母		
氏名	印	電話（ ） メール（ ） 緊急連絡先（ ）
現住所	〒（ ）	

こども養育プラン

あなたの養育プランを書き込みましょう。こどもの養育に関する話し合いのためのメモとしてご利用ください。

記入日 年 月 日

記入者氏名

こどもの生活拠点

（お子様が生活する場所を書き込みましょう。）

	名前	性別	生活の拠点
第1子	ふりがな	男 ・ 女	父の家・母の家・その他（ ）
第2子	ふりがな	男 ・ 女	父の家・母の家・その他（ ）

養育のための費用

（大切なお子様の健やかな成長のために使われるお金です。お父さんお母さんが負担可能な範囲で必要と思われる金額を書き込みましょう。）

	養育費の額	養育費の支払時期	養育に関する特記事項
第1子	月額 円	から まで	
第2子	月額 円	から まで	
その他（入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用について）			

離れて暮らすお父さん、お母さんとの交流について

（離れて暮らすお父さんやお母さんがお子様と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流する方法を書き込みましょう。交流に際しては、お子様の安全と安心を第一に考えましょう。）

交流の頻度と方法 （こどもが望むときいつでも） （〇週間に〇回程度 日帰り〇時間程度） （〇ヶ月に〇回程度 宿泊〇泊程度） （手紙や電話など）	
交流の場所 （公園・近隣施設、その都度協議など）	
お父さんとお母さんの連絡方法 （メール、手紙、電話、FAXなど）	

その他

お子さんの健やかな成長のために

～養育費と面会交流～

子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していけるよう、離婚の際にお父さん、お母さんとしてできることを考えておきましょう

合意書・養育プラン作成の手引き



平成24年4月1日より民法の一部が改正され、協議離婚の際には子の監護者（親権者）だけでなく、「面会交流」や「養育費」についても定めることとされ、その取り決めにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」旨が明記されました。

明石市政策局 市民相談室
 〒673-8686
 明石市中崎1丁目5番1号
 ☎ 078-918-5002
 FAX 078-918-5102

相談窓口のご案内

◎明石市役所

相談の種類	相談の内容	相談日時	相談場所
こども養育専門相談	離婚の際の養育費や面会交流に関することなど	毎月第4木曜日 13:00～16:00 毎月1日の朝8:55から電話でその月の予約（ただし、閉庁日の場合は翌閉庁日）	市民相談室 ☎918-5002
法律相談（弁護士）	多重債務・離婚・相続など法律問題全般	毎週火・金曜日 13:00～16:00 当日の朝8:55から電話予約	
出張法律相談（弁護士）	多重債務・離婚・相続など法律問題全般	13:30～16:30 毎月1日の朝8:55から電話でその月の予約（ただし、閉庁日の場合は翌閉庁日） ☎918-5002（市民相談室）	第2月曜日 大久保市民センター 第3月曜日 魚住市民センター 第4月曜日 二見市民センター
女性のための法律相談	女性が抱える問題に対する女性弁護士による法律相談	原則第3木曜日 13:30～15:30 予約受付時間 火曜日～日曜日 9:00～17:00	あかし男女共同参画センター 女性のための相談室（アスピア明石北館7・8階） ☎918-5611
母子・父子相談	ひとり親家庭に関する生活相談	月～金曜日 9:00～17:00	児童福祉課 ☎918-5182
就労相談	ひとり親家庭の父母の自立に向けた就労に関する計画を策定するなどの支援		

※詳しくは、担当課にお問い合わせください（土（一部を除く）・日・祝日、年末年始は休み）
◎その他の機関

◆養育費相談支援センター
 電話相談 03-3980-4108 0120-965-419（携帯電話使用不可）
 平日（水曜日を除く）10:00～20:00 水曜日 12:00～22:00
 土・祝日（年末年始を除く）10:00～18:00
 メール相談 info@youikuhi.or.jp

◆公益社団法人家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室（有料）
 ☎ 06-6943-6783 受付時間 月～金（年末年始、祝日を除く）10:00～16:00

記入例

※02

1. 親権

こどもの親権については以下のとおりとします。

氏名	性別	生 年 月 日	親権者
第1子 明石 花子	女	2018年 1月 1日生	父 ・ 母
第2子 明石 太郎	男	2020年 4月 1日生	父 ・ 母

2. 養育費

(父・母)は(父・母)に対して、以下の条件でこどもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的状況が変更した場合には、協議の上変更することとします。

養育費の額	養育費の支払期間	いつから	いつまで
第1子 月額 35,000 円	☒ 毎月 (25) 日まで	☒ この歳決めの月から	☒ 満 () 歳の誕生日まで
	☐ () まで	☐ () から	☐ 以下の学校を卒業するまで
	☐ () まで	☐ 高校	☐ 大学
第2子 月額 35,000 円	☒ 毎月 (25) 日まで	☒ この歳決めの月から	☒ 満 (20) 歳の誕生日まで
	☐ () まで	☐ () から	☐ 満 () 歳の誕生日まで
	☐ () まで	☐ 以下の学校を卒業するまで	☐ 高校
	☐ () まで	☐ () から	☐ 大学

その他 (入学、進学、習い事、入寮や手帳にかかる費用等の負担について)

・小・中学校への入学料には別途として、10万円を支払う。その後の進学料については、双方協議する。
・入寮、手帳にかかる進学料は、双方が半額ずつ負担する。

養育費の支払方法 (口座振込の場合は、支払者が負担します。)	第1子	第2子
口座振込用名	天文 銀行 (信用金庫) 協賛組合	天文 銀行 (信用金庫) 協賛組合
基本・支店名	明石支店	明石支店
口座の番号	12345	67890
口座の名義	アカツ ハナコ	アカシ タロウ

3. 面会交流

こどもの面会交流 (離れて暮らす父や母がこどもと定期的に、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること) については、以下のとおりとします。面会交流の際は、こどもの安全と安心を第一とします。

面会交流の方法	父	母
こどもが望む回数 (1) 回程度	☒ 毎月 (3) 回程度	☒ 毎月 (3) 回程度
こどもが望む回数 (2) 回程度	☐ 毎月 () 回程度	☐ 毎月 () 回程度
手紙や電話など () 回程度	☐ 毎月 () 回程度	☐ 毎月 () 回程度

その他特記事項

・毎月1回(11月)に神戸市で面会交流。詳細については、メールで協議する。
・毎年1回は、手紙を送る。プレゼントを贈る。
・神戸市の施設など事情が変化した場合は、再度協議する。

こどもの養育について、以上のとおり合意します。

父	母
氏名	明石 一郎
住所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
連絡先	電話 (090-1234-5678) メール (abc@dd.ne.jp) 緊急連絡先 (090-8765-4321)

「こどもの養育に関する合意書」は、父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となります。2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。なお、市に提出していた

1 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務で、婚姻中は父母が共同で行使しますが、離婚後は、父母の一方が親権者となります。未成年の子がいる夫婦の離婚では、離婚届を提出する際、子それぞれの親権者を定める必要があります。

いずれの親と暮らすのが子の福祉に通うのか、父母が子の福祉の視点に立ってしっかりと話し合いをする必要があります。

2 養育費

親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておきましょう。養育費は、こどものためのものです。こどもと離れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めましょう。

① 養育費の額

父母で話し合って決めますが、折り合いがつかない場合は、東京・大阪養育費等研究会が策定した「養育費算定表」が参考になります。「養育費算定表」は、公表されており、市のホームページ等で見ることができま。

こどもが複数の場合は、それぞれの額を決めておきましょう。

② 養育費の支払期限

支払いの時期を決めてください。毎月決めた日までに支払いましょう。

③ 養育費の支払期間

支払いの始期と終期を決めておきましょう。

④ その他

定額の養育費とは別に、入学金や医療費などの随時的な費用負担等についても決めておくといひよう。

⑤ 養育費の支払方法

支払方法 (口座振込など) を決めておきましょう。複数のこどもがいる場合は、それぞれについて決めておくといひよう。

3 面会交流

面会交流は、こどものためのものです。こどもにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

① 交流の頻度と方法

週又は月に何回、何時間、宿泊 (何泊程度)、手紙や電話のやりとりを認めるかなどを決めておきましょう。

② 交流の場所

交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくことが望ましいでしょう。

③ 父母の連絡方法

連絡方法の手段を具体的に決めておくことが望ましいでしょう。

④ その他特記事項

事情が変わった場合は再度協議することや、誕生日のプレゼントや交通費等の費用負担などについても取り決めておくことが望ましいでしょう。

記入例

こども養育プラン

ver.02

あなたの養育プランを書き込みましょう。こどもの養育に関する話し合いのためのメモとしてご利用ください。

記入日 2020 年 4 月 1 日
記入者氏名 明石 一郎

こどもの生活拠点

(お子様が生活する場所を書き込みましょう。)

第 1 子	第 2 子	名前	性別	生活の拠点
男	女	明石 花子	男・女	父の家・母の家・その他()
男	女	明石 太郎	男・女	父の家・母の家・その他()

養育のための費用

(お子様のお父様やお母様の収入を記入してください。お父様とお母様が毎月お預けの口座で決められる金額を書き込みましょう。)

養育費の額	養育費の支払時期	養育に関する付記事項
第 1 子 30,000 円	2020年4月 から 2020年12月 まで	
第 2 子 30,000 円	2020年4月 から 2020年12月 まで	

その他(入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用について)

※ 養育費とは別に小学校入学の際には、準備金10万円を支払う。

離れて暮らすお父さん、お母さんとの交流について

(離れて暮らすお父さんやお母さんがお子様と定期的に会う機会を確保し、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流する方法を書き込みましょう。交流に際しては、お子様の安全と安心を第一としましょう。)

交流の頻度と方法 (こどもが喜びやすい方法) (例) 月に1回程度 日曜日の午前中 (10分程度) 電話 10分程度 (手紙やメールなど)	- 毎週日曜日はこどもと過ごす。 - 夏休みや冬休みには、こどもと旅行したい。 - 誕生日には、手紙を送るプレゼントを贈りたい。 - 学校行事に参加したい。
交流の場所 (例) 公園、児童館、そのほか(例) 児童館	- 住み合わせは、母親が近隣の公園とする。 - 場所については、児童館や児童センターなどこどもと楽しめる場所を希望する。
お父さんとお母さんの連絡方法 (メール、手紙、電話、FAXなど)	メールで連絡する。

その他

※ 遠方に転居した場合は、夏休みや冬休みなどにゆつくりとこどもと過ごしたい。

「こども養育プラン」は、父母がこどもの養育(養育費や面会交流など)のことについて考えていることを書き留めておくもの(メモ)で、話し合いの際の参考にしてください。

- こどもの生活拠点
離婚後にこどもが生活する場所を記入してください。
お子さんの親権を父母のどちらにするかを決める必要があります。
- 養育のための費用
養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に考えておきましょう。
- 離れて暮らすお父さん、お母さんとの交流について
面会交流のことについて、頻度と方法、場所、連絡方法などを具体的に考えておきましょう。

※ 「こどもの養育に関する合意書」の手引きも参考に記入してください。

「こどもの養育に関する合意書」及び「こども養育プラン」の作成にあたって

- ◆ 合意書・養育プランは、市に提出していただくものではありません。
- ◆ 合意書・養育プランを作成しないと離婚届が受理されないということはありません。
- ◆ 合意書・養育プランは、調停・裁判、公正証書作成などの際の資料としてもご利用ください。
- ◆ これらの参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要なと考えられる項目を記載しているものです。双方がお子さんの立場に立って、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。



※ 面会交流はこどもの安全と安心が前提となります。
DVなどの場合には、特別な配慮も必要です。
配偶者暴力相談支援センター(☎918-5186)にお問い合わせてください。

養育費とは？

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。一般的に言えば、未成年子（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。この世に生を受けた子どもに親としてその生活を保障し、心の成長を支えることは、当然の責任です。養育費の支払いは、親として子に対する最低の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。

養育費取り決めの時期と方法は？

1 話し合いで決める

話し合いで納得いく結論に至るのがベストです。離婚するとき、親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法など細かい点まで煮詰める必要があります。結果は、口約束だけでなく、書面にしましょう。費用や手間はかかりますが、公証役場で、公正証書にするのが望ましいでしょう。公正証書にしておくと、万一、不払いになっても、強制執行（差し押さえ）ができます。

2 家庭裁判所の調停や審判などで決める

未成年の子どものある夫婦の離婚調停では、養育費の取り決めをするのが普通です。また、離婚届を出してからでも、養育費請求の申し立てをすることもできます。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所では審判で養育費を決めます。家庭裁判所の調停や審判で決まれば執行力のある債務名義と同じような効果があるので、いざというときには、強制執行（差し押さえ）もできます。

3 家庭裁判所の裁判で決める

離婚を求める訴訟で、離婚と同時に養育費について、判決で決めてもらうこともできます。

4 離婚後の養育費の請求

養育費は、離婚時に決めていなくても、子どもの必要や親の支払能力に応じ、いつでも、請求できます。

5 事情の変更があった場合の養育費の金額の変更

養育費は、長い年月継続するものです。その間、生活状況が大きく変化し、以前に決めた養育費が実情に合わなくなることもあるでしょう。一緒に暮らす親にすれば、子どもの成長や病気がなど監護費用が増大することもあるでしょう。また、別れて暮らす親からすれば、再婚して扶養家族が増えた場合や転職により、減収となる場合もあるでしょう。そういう場合、増額や減額の話し合いができなければ、養育費額の変更について、家庭裁判所の調停・審判を申し立てることができます。

面会交流とは？

離婚後あるいは別居中に、別れて暮らす親子が面会したり、連絡しあったりすることを「面会交流」といいます。

両親は離婚して他人になっても、親子の関係は変わりません。子どもの福祉を害しない限り面会交流を実施することが子どもの健康な発達を促すと考えられています。子どもは、表面上はともかく心の底では両方の親から愛されたいと願っているからです。養育費が別れて暮らす子への経済的支援だとすれば、面会交流は、精神的支援であり、いずれも親と子の絆を強めるものです。

面会交流が円滑に行われるために、父母は十分に子の利益が図られるようお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。

子どもと会わずに養育費をもらいたいのですが？

養育費と子どもに会うこと（「面会交流」と呼んでいます）とは別の問題です。面会交流を実施しなくても養育費を請求することはできます。しかし、子どもに会うことは養育費を支払う励みになることでしょうし、別れた親と子が良い関係を持てるようにすることは子どもの成長にとっても大事なことです。会わせることが難しいような事情がある場合には、最近の子どもの様子を知らせたり、写真などを送ってあげるといった方法もあります。

— 面会交流を真に子どものものにするために —

面会交流は、離婚の怨念や係争中の事件の駆け引きの道具にされてはなりません。親の離婚を経験している子どもは、父親にも母親にも愛されたいと願っています。そのために、自分が微妙な立場にいることを自覚しており、例え、別居している親がプレゼントしようとしても、子どもは、同居している親、きょうだい、祖父母はどう思うかを考え、要らないと言いかも知れません。面会交流の場合は、物で子どもの歓心を買うところではなく、子どもに父親の愛、母親の愛を感じ取ってもらう場です。面会交流を終えた子どもが、「楽しかった！」と素直に言えて、それを聞いた同居親が「よかったネ」と言ってもらえるような交流であることを願っています。

公益社団法人 家庭問題情報センター発行「家庭問題情報誌 ふあみりお 第39号『子どもたちへの応援歌』（2006.10.26発行）」より

3 相談体制の充実—こども養育専門相談

(1) 開始時期

2014年4月

(2) 経緯

養育費や面会交流についての相談内容は、法律面にとどまらず多岐にわたっていることが多いため、複合的な相談について時間をかけて相談できるように、定例の弁護士相談以外に、新たに専門家による総合相談を開始して、相談体制を充実させた。

(3) 内容

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)大阪ファミリー相談室の相談員（家庭裁判所調査官経験者など）が、毎月1回（3枠）、離婚時等におけるこどもの養育に関する複合的な相談に応じている。

(4) 効果

相談件数は年間約25件（全枠の約70%）で、ニーズは比較的高い。

弁護士による法律相談が20～30分であるのに対し、相談時間が1時間と長いので、ゆっくり相談できるメリットがあり、利用者からも「時間をかけていろんなことを相談できてよかった。」と好評である。

FPICへの委託費用も低額（年間約20万円）であることから、FPICと調整できれば、他の自治体でも同じように実施することは十分可能である。



家庭問題情報センター (FPIC)

FPICは家族紛争の調整や非行少年の更生に長年たずさわってきた元家庭裁判所調査官が中心となって平成5年3月に設立された民間団体です。さらに家庭問題解決に専門的知見を持つ各分野からの会員も加わり、健全な家族関係の実現に貢献するために、さまざまな活動を行っています。

■ 大阪ファミリー相談室の活動

- 相談 家庭、家族をめぐる不安や悩みなどの相談を行います。
- 面会交流援助 子どものよりよい発達のため、一緒に暮らせない親子の交流を仲立ちします。
- 調停 (ADR) 離婚協議及び離婚後の子の監護に関する調停をします。
- 後見人の受任 家庭裁判所からの選任により受任しています。
- 公正証書遺言者への支援 遺言者の依頼により、公正証書作成の立会証人となります。
- 鑑定 刑事事件の情状鑑定や離婚に伴う親権者の適格性などの鑑定を裁判所から受命しています。
- 研究・研修 家庭問題についての研究のほか、セミナーや研修に講師派遣を行います。また、自治体等の養育費相談者研修にも講師を派遣します。

■ 全国ファミリー相談室

東京、横浜、千葉、宇都宮、新潟、名古屋、広島、松江、福岡などにも相談室を開設しています。

公益社団法人家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室

■ 大阪ファミリー相談室へのアクセス

- 住所 〒 540-0026

大阪市中央区内本町 1-2-8

T.S.K.ビル9階

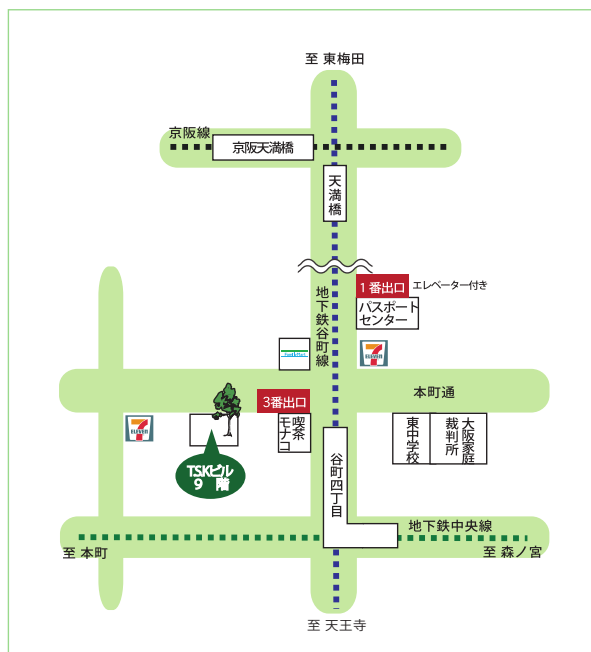
- 電話 06-6943-6783
- FAX 06-4792-7535
- 交通

大阪市営地下鉄谷町線・中央線

「谷町四丁目」駅下車

③番出口を出て西へ徒歩2分

(駐車場はありません)



ご相談ください
あなたと家族の
明日に向けて



公益社団法人家庭問題情報センター
大阪ファミリー相談室
(FPIC)

面接相談

日々の暮らしの中で抱えてしまう悩みや葛藤などまわりの人に相談しにくい困りごとの相談を、経験豊富な担当者がお受けします。

- * 自分自身への悩み
自分らしく生きるには など
- * 夫婦間の悩み
性格や価値観のズレ、子育ての悩みなど
- * 離婚をめぐる悩み
なにを決めたらいいの？
- * 子どもをめぐる悩み
子育てやしつけ、不登校、非行など
- * 面会交流の悩み
ルール作り、再婚時の対応など
- * 親族関係の悩み
老親の扶養、遺産をめぐる争いなど
- * 後見に関する問題
高齢者の財産管理など
- * 対人関係の悩み
職場、近隣との人間関係など

標準相談料（税込）

60分まで	5,000円
90分まで	7,000円

面会交流の援助

別居や離婚によって子どもと暮らせなくなった親と子どもの面会交流の実施を援助します。

援助を希望される方は、調停その他でとり決めをされる前に、必ず当室へご相談ください。実情を伺い、当室のルールをご了解いただいたうえで、契約させていただきます。

両親それぞれからのお申込みが必要です。



このような援助をいたします

- * 面会交流の付添い
- * 面会交流時の子どもの受渡し など

標準援助料（税込）

事前面接	父母それぞれ	5,000円
申込金（1年間）	1 ケース	10,000円
援助料（毎回）	1 ケース	10,000円

離婚協議等調停手続（ADR）



法務大臣による裁判外紛争解決手続きの認証制度
認証年月日 平成21年4月15日 認証番号 27号

話し合いができずに悩んでいるあなた。ひとりで悩みをかかえないで、話しあってみませんか。

「かいけつサポート」として法務大臣から認証を受けている私たちがお手伝いします。

夫婦でよく話し合い、お互い納得のいく答えを見つけて、新しい一歩を踏み出してください。

この調停は夫婦同席で行います。

紛争の迅速な解決を目指して、休日や夜間でも調停を開きます。集中した期日設定も可能です。合意ができると、調停合意書を作成します。

安心してご相談（無料）ください。詳しいことは電話または当室のホームページ※で。

※ 「大阪ファミリー相談室」で検索し、「公益社団法人家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室」のページを開いてください。

調停費用（税込）

調停開始手続費用	それぞれ	3,000円
調停実施費用（毎回）	それぞれ	10,000円

4 公費による助成—養育費取決めサポート事業

(1) 開始時期

2020年8月

(2) 経緯

養育費の民間保証や公的立替は、養育費の取決めについての調停調書や公正証書などの債務名義がなければ、利用することができない。そもそも債務名義を作成していないひとり親が多数いるという現状を考慮して、債務名義を取得するための支援を開始した。

(3) 内容

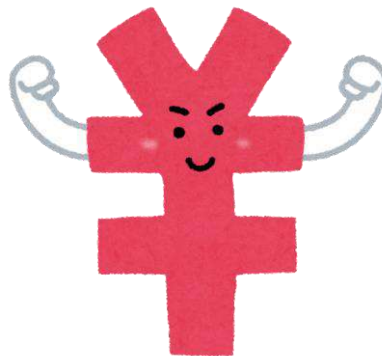
① 手続支援

養育費の取決めについての調停申立書の書き方や必要書類の準備など、手続の方法をアドバイスする。

② 費用補助

養育費の取決めについての調停申立手続費用や公正証書の作成費用（実費全額）を補助する。

※ 調停申立手続費用…3000円程度
公正証書作成費用…1～3万円程度



(4) 実績

申込件数 34件 (こども63人)

番号	監護親 (申込者)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上	費用補助	相談対応
1	母	2	2				公正証書	
2	母	2	2				公正証書	
3	母	2	1	1			公正証書	
4	母	2	1	1			公正証書	
5	母	1	1				公正証書	
6	母	2		2			公正証書	
7	母	1	1				公正証書	
8	母	2	1	1			公正証書	
9	母	3	1	2			公正証書	
10	母	3	3				公正証書	
11	母	1	1				公正証書	
12	母	2	2				公正証書	
13	母	2			1	1	公正証書	
14	母	2	2				公正証書	
15	母	2		2			公正証書	
16	母	2	2				公正証書	
17	母	1	1				公正証書	
18	母	3	3				公正証書	
19	母	2		2			公正証書	
20	母	1	1				公正証書	
21	母	2	1	1			公正証書	
22	母	1	1				公正証書	
23	母	3		1	1	1	調停申立	
24	母	3	1	2			調停申立	
25	母	2		1	1		調停申立	
26	母	3		3			調停申立	
27	母	3		1		2	調停申立	○
28	母	1	1				調停申立	○
29	母	1	1				調停申立	○
30	母	1		1			調停申立	○
31	母	1			1			○
32	母	2		2				○
33	母	1		1				○
34	母	1		1				○

母	合計(人)	～6歳(未就学)	費用補助	相談対応
34	63	30	30	8
父	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)	公正証書	
0	12	25	22	
	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)	調停申立	
	15	4	8	
	子3人(件)	16歳～(高校生以上)		
	7	4		

(5) 効果

申込みが継続的にある状況から判断すると、費用の負担が債務名義の作成を躊躇する原因の1つになっていたことが窺える。

公費による助成は、養育費の債務名義を取得する動機付けとなっており、養育費の取決めについて一定の効果を上げていると考えられる。

費用はそれほど高くないことから、他の自治体でも同じように実施することは十分可能である。

お子さんの生活・将来のために 2020年8月
スタート

養育費の取り決め 明石市がサポートします

Q.裁判所の手続きって
自分でできるの？

A.手続きの仕方を
アドバイスします！

申立書の書き方、必要書類の準備に
不安がある方はご相談ください。

Q.取り決めて
お金かかるんでしょ？

A.取り決めにかかる
費用を補助します！

調停調書の作成には3千円程度、
公正証書の作成には1～3万円程度
がかかります。⇒全額補助で負担軽減！

◎対象となる方

- ✓ こどもが明石市に住んでいる
- ✓ こどものために、養育費をしっかり取り決めたい方

※費用補助の対象は、令和2年7月1日以降に養育費の取り決めについて裁判所に申立てを行なった方または公正証書を作成した方です。

養育費について取り決めをしておくことはお子さんの生活や将来のために大切なことです。
取り決める際には、調停調書や公正証書など公的な書類にしておくことで、万一不払いの際に差し押さえ等ができるようになります。

これから離婚する方も

まずはお気軽に
お問い合わせください

取り決めをせずに
離婚した方も

お問い合わせ先
明石市 市民相談室
電話 078-918-5240
FAX 078-918-5102
E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

第6章 全国への広がり



I 国の動き

第1章2（7頁）で記したとおり、2012年4月1日に民法第766条が改正施行されて以降、国も徐々に動き始めた。

2012年4月
民法第766条 改正施行
離婚届に養育費や面会交流に関する取決めの有無についてチェックする欄が設けられる。
2016年10月
法務省が明石市の参考書式を参考にして、「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し、法務局を通じて全国の自治体で配付を開始する。
2020年1～5月
森まさこ法務大臣による養育費勉強会が開催され、5月29日に取りまとめが行われた。 明石市は第2回勉強会（1月31日開催）に出席して、取組を説明した。
2020年6月
法務省と厚生労働省による「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」が設置された。 10月にタスクフォース関係者が明石市を視察し、自治体における養育費確保支援について意見交換を行った。
法務省による「養育費不払い解消に向けた検討会議」が設置され、12月24日に取りまとめが行われた。 明石市は、第2回会議（7月17日開催）で取組について説明した上で、自治体として国に望むことを伝えた。
2020年7月
「すべての女性が輝く社会づくり本部」が「女性活躍加速のための重点方針2020」を発表し、養育費不払い問題を解消するための法改正検討を盛り込んだ方針を決定した。
2021年2月
上川陽子法務大臣が、父母の離婚に伴うこどもの養育のあり方に関する法制度の見直しを法制審議会に諮問した。

養育費や面会交流の問題は全国共通であることから、国による積極的な制度設計を大いに期待したい。



2 自治体の動き

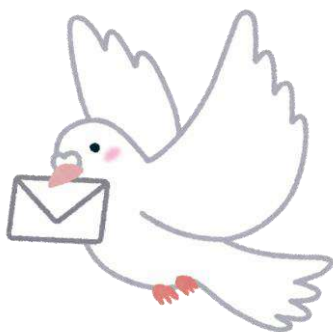
他の自治体も動き始めている。

2014年4月に明石市が参考書式を配布して以降、全国各地の自治体から、「我が自治体でも配布したいので、参考にしてもよいか?」、「予算はどのくらいかかったか?」といった問合せが殺到した。

このうち、鹿児島市、愛知県半田市、埼玉県新座市、奈良市は、法務省が手引きを作成する前年の2015年に、参考書式の配布を始めている。また、滋賀県彦根市、大津市、東京都文京区、福島市は、2018年度から、明石市が配布しているパンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」を参考に、同様のパンフレットを配布している。

また、厚生労働省が2020年10月に取りまとめた「養育費の履行確保等に関する取組事例集」によると、公正証書等作成費用や養育費保証契約保証料の補助などの支援策を導入している自治体は、今や枚挙にいとまがない。

2014年4月、こども養育支援のテーマに行政としておそろおそろ一石を投じた全国初の試みが、全国津々浦々の自治体に波及しているという現在の状況は、誠に喜ばしい限りである。これからも、明石市で生み出した様々な支援策の翼が、全国の自治体に益々広がっていくことを願っている。



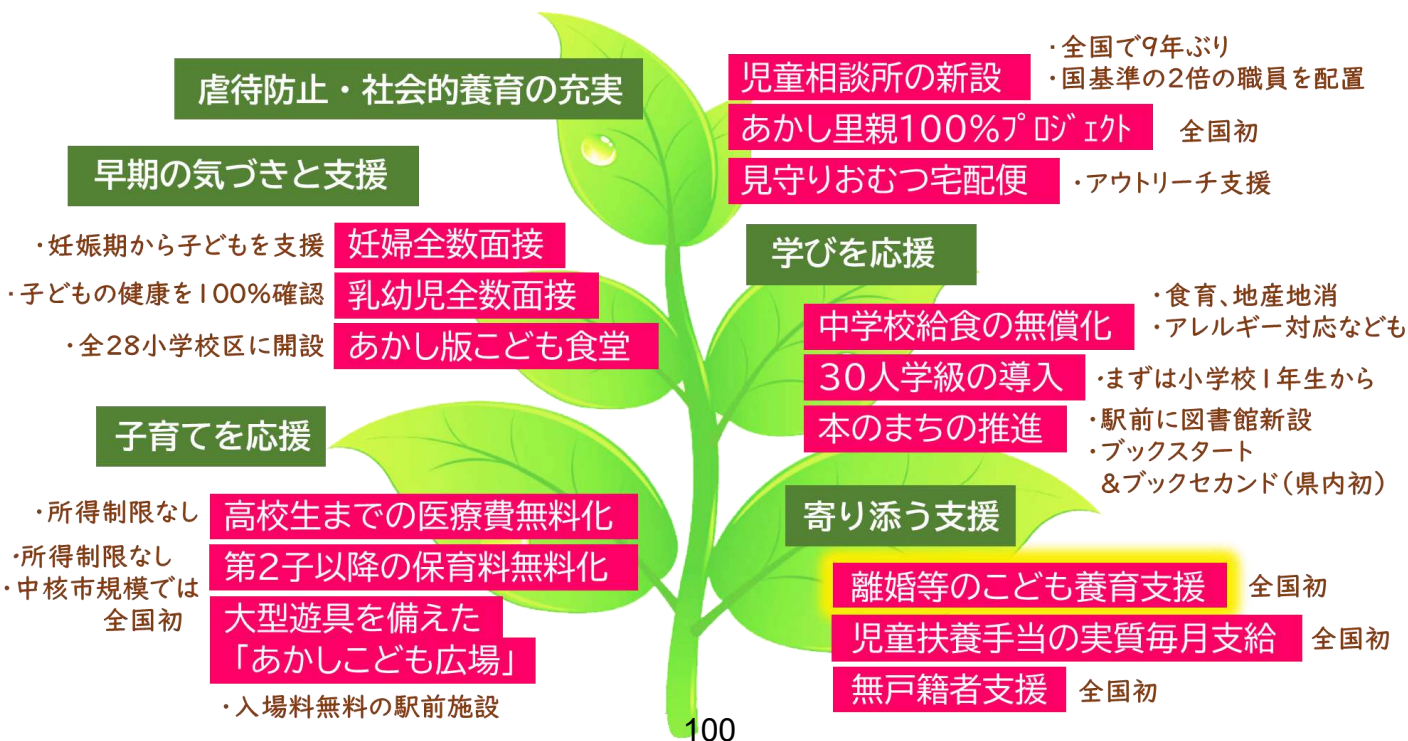
〈 基本理念 〉

こどもを核としたまちづくり

- 1 **すべての子どもたちを** (支援の対象)
誰一人として見捨てない ⇨ × 貧困家庭限定
- 2 **まちのみんなで** (支援の責任主体)
行政や地域や市民みんな ⇨ × 親だけに責任
- 3 **一人ひとりに寄り添って** (支援の視点)
こども目線 ⇨ × 行政目線や親目線
- 4 **本気で応援** (支援の内容程度)
あれもこれも全部やる ⇨ × 予算の範囲内
(ワンストップ・チームアプローチ・アウトリーチ)

まちのみんなが幸せになる

〈 こども総合支援 〉 こどもの未来は社会の未来



(1) 負担の軽減 5つの無料化

- 1 **医療費** 2013年～ 中学生まで 完全無料
2021年～ 高校生まで 完全無料
- 2 **給食費** 2016年～ 中学校給食の実施
2020年～ 中学校給食費の無料化
- 3 **保育料** 2016年～ 第2子以降 完全無料
2019年～ 副食費も 完全無料
- 4 **遊び場** 2013年～ 市民プールなど 利用料無料
2017年～ 大型遊具もある施設を 親子とも無料
- 5 **おむつ** 2020年～ 満1歳まで無料（宅配も）



(2) 環境の整備

1 少人数学級

小学校1年生は30人学級（2016年～）

中学校も35人学級へ（2021年4月から段階的に実施）

小中一貫校は全学年30人学級（2021年4月開校）



2 学童保育

指導員の半数以上が教員免許あり

市独自で認定資格の研修を実施



3 保育所整備

5年間で5,700人の受入増（2016～20年）

(3) 寄り添う支援 明石発！全国初！の施策

1 こども養育支援

養育費の立替え制度の導入（市独自での立替えも）

面会交流の直接支援（日程調整や付き添い）



2 無戸籍児の支援

戸籍取得のための司法手続支援（費用助成も）

無戸籍24時間相談ダイヤルの開設



3 乳幼児全員との面接の実施（健診不参加なら家庭訪問）



4 児童扶養手当の毎月支給



5 こども食堂の全小学校区での開設



〈こども部門〉 **ひと** 職員の数を増やし、質を高める



専門職採用

弁護士 **12人**

福祉職ほか

65人 採用

うち、こども養育支援担当 **5人**

少ない人数でも実施可能



〈こども部門〉 **カネ** 予算を増やす (やりくり)

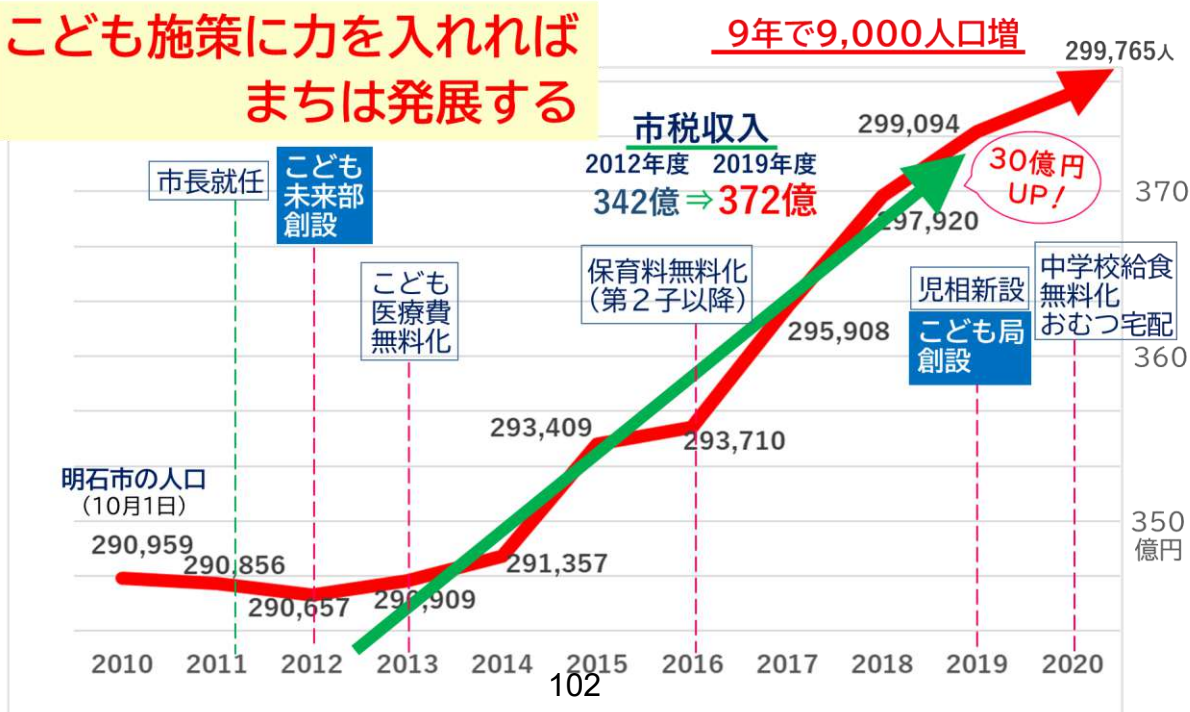


[参考比較] 一般会計 2019年度 歳入



うち、こども養育支援予算 **約500万円**
低予算でも実施可能

**こども施策に力を入れれば
まちは発展する**



こども施策に力を入れれば まちは発展する



兵庫県明石市の概要（2021年4月1日時点）

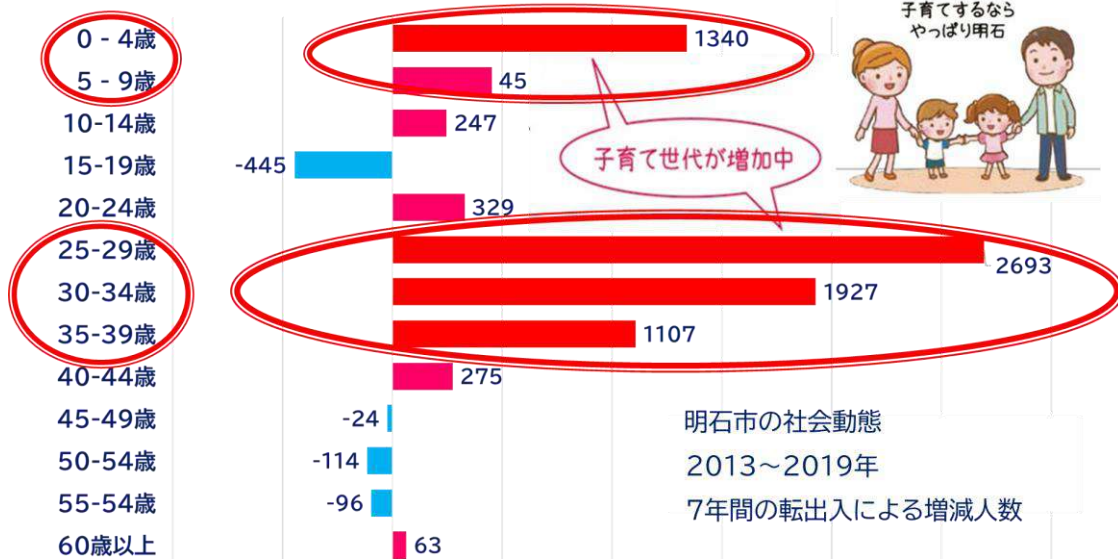
人口 299,623人 面積 49.42 km²

こども 55,603人

児童扶養手当受給対象者数(こども) 3,165人

世帯数 2,077世帯

子育て層が大幅に増加!



メッセージ特集



Ⅰ こどもの養育費に関する検討会

※肩書は 2021 年 3 月時点のものです

(Ⅰ) 委員

棚村政行 氏（会長）

早稲田大学法学学術院教授

神原文子 氏

社会学者

津久井進 氏

公益財団法人あすのば監事・弁護士

赤石千衣子 氏

認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長

山口恵美子 氏

元家庭裁判所調査官・臨床心理士

渡剛 氏

特定非営利活動法人あっとすくーる理事長



(2) 会長からのメッセージ

明石市における養育支援施策に関する報告・提案

早稲田大学法学学術院教授 棚村 政行

明石市においては、これまで、市政の重要な柱として、こどもたちに笑顔や明るい未来を拓くことをモットーとしながら、「こどもを核としたまちづくり」を強力に推進してきた。その一環として、2014年4月から、離婚や別居に伴うこども養育支援施策として、市独自に、面会交流や養育費の合意形成のための参考書式の作成・配布、こども養育に関する専門相談体制の充実、「こども養育支援ネットワーク連絡会議」などの関係機関との連携強化に取り組んできた。2014年10月からは、「こどもと親の交流ノート(養育手帳)」、「親の離婚とこどもの気持ち」の配布、天文科学館の無料利用での親子交流サポート事業を開始した。2015年1月には、離婚前後の親ガイダンスを試行的に実施し、2015年8月には、親子の交流を図るこどもふれあいキャンプを実施した。

また、2016年8月からは、市が父母の間に入って、面会交流の引き合わせや連絡調整を行う面会交流コーディネート事業を開始した。2018年11月からは、市が民間の保証会社(株式会社イントラスト)に業務委託をして、養育費を受け取れていないひとり親家庭に不払い分を立て替えて支払う保証事業を開始し、市が初回の保証料5万円を負担することにした。2020年7月からは、養育費の取れていない方に代わり、市が義務者に催促し、不払いが続くときに立て替えて支払う「こどもの養育費緊急支援事業」を開始した。また、2020年8月からは、養育費を確実に受け取れるように、調停調書や公正証書などの債務名義の作成を支援する「養育費取り決めサポート事業」を開始した。

そこで、本報告・提案書では、第1部として、明石市が独自に実施してきた上記こども養育支援施策についての目的・趣旨を明らかにするとともに、その実施状況、実績等について整理分析し、その概要を報告する。次いで、第2部として、明石市がこれまで行ってきたこども養育支援施策についての特色・留意点、具体的な成果等を明らかにするとともに、その問題点や今後の課題を提示することにする。ここでの取りまとめた結果については、是非、他の基礎自治体での取り組みの参考にしたい。そして、最後に、第3部として、明石市の一自治体としての取り

組みの限界を明らかにするとともに、明石市から、広域自治体である都道府県や中央にある国に対して、養育費不払い問題を抜本的に解決するための具体的提言を行うことにしたいと思う。

1 養育費保証委託事業について

明石市が2018年11月に、他の自治体に先駆けて、民間保証会社(株式会社イントラスト)に業務委託して、養育費の未払い分を保証会社が翌月に立替払いし、滞納分は保証会社の債権として義務者に支払いを督促するサービスを開始した。明石市の2019年3月から12月までの14件(保証契約数)のうち、イントラストの養育費保証事業と比べ、明石市の場合は、義務者に対する支払い能力の審査はなく、立替発生率は30.3%、立替後の未払い率も46.7%、全体未払い率14.1%ときわめて高くなっていた。結局、民間保証会社であると、資産・収入等の審査が前提になっており、そもそも「支払う能力がない」とか、「支払う気がない」「逃げ得を狙う」ケースには限界があって、民間保証会社では十分な対応ができない。また、養育費債権を単なる私債権・金銭債権として、民間保証会社が譲り受けたり保証委託契約を結ぶことで、金銭の催促や取立ての問題として処理することで、かえって親子関係全体が破壊されたり、元夫婦の感情的な問題を再燃させかねない危険性もある。さらには、保証会社の利用には、保証料が伴い、ただでさえ少額の養育費の金額から差し引かれることにもなり、子どもの手元にいくら届くかわからない。民間による養育費保証事業では、行政による許認可や監督などの規制がなく、法律問題にかかわる点で、弁護士法72条、73条違反の非弁行為や譲り受け行為ともなりかねない。このような、利用のメリット・デメリットを考えると、行政の中立性が求められる自治体としても、ある程度慎重にならざるをえないであろう。

2 こどもの養育費緊急支援事業について

明石市が、やはり全国の自治体に先駆けて、養育費義務者に働きかけて、支払いがない場合には、1か月分(こども1人につき上限5万円)を立替払いし、義務者に督促する養育費緊急支援制度を設けたことは注目に値する。韓国の養育費緊急一時支援サービスのように、子どもたちにしっかりお金が届くシステムとしては大きな意義があろう。2020年10月20日時点の利用状況は、申し込み件数17件、こども24人、立替前の支払いが2件(こども3人)、立替10件(こども14人)、市に納付4件(こども6人)であった。このうち、3分の1は、行政が間に入った結果、

任意の支払いにつながった。

明石市は、児童扶養手当の受給者対象者から推計した市内のひとり親世帯におけるこどもの人数が4500人ほどいて、この人数に債務名義で養育費を取り決めたが不払いの率を掛け合わせて300人分の予算を計上した。しかしながら、実際の申込者数は17件であって、予算計上全体の6%にとどまり、決して申込者・利用者数は多いとは言えない。その要因として考えられるのは、制度の周知徹底が足りないか、手続に手間や時間がかかるか、相手方に連絡がいくとトラブルにならないか不安があるなどが考えられる。しかも、経済的にも逼迫するひとり親にとって、1か月分のためだけに、時間や労力をかけることがためらわれたり、面倒だとの判断もあり得る。

メリットとしては、確かに、養育費の問題でも、身近な自治体が関与することで、履行確保につながったことは大きな成果と言える。たとえ、1か月分上限5万円としても、こどもたちに確実にお金が届くことに重要な意義が認められる。しかし、明石市においても、手続や時間をとることに煩瑣と感じる親も少なくないのではないか。その意味で、今後、用意できる財源にも限りがあるため、緊急支援の期間、条件、支援回数等についても一定の明確なルールを設ける必要がある。また、再婚や新たな子の出生等の事情変更に対しても、市が緊急支援の対象とすべきか検討の必要もあろう。さらには、養育費と面会交流との関係で、「会わせてもらえないので、支払わない」というケースにもどのように対処すべきかも課題と言えよう。養育費問題には、総合的支援が求められているゆえんでもある。

3 養育費取決めサポート事業について

明石市では、2020年8月から、市が養育費の債務名義を取得する手続への助言とともに、養育費の債務名義を取得するための手続の費用を補助する事業を開始した。これは、若干の自治体でも既にはじまっているが、養育費の合意形成支援と回収支援は車の両輪のような密接な関係にあるから、本サービスも是非充実させるべきであろう。

しかしながら、この制度にも、他の制度と同様に、基本的な課題として、①制度に関する情報提供とその周知・徹底、広報啓発、②手続の迅速性・簡便性・効率性の確保、③DV・暴力・ストーカーなどの問題行動に対する対策、④他の給付・手当との調整による減額への不安の払拭などが求められている。明石市の緊急支援事業と取決めサポート事業は、合意形成支援と履行確保支援の双方を含んでおり、相

談者からすれば、多様な支援ニーズや支援層を把握したうえで、それに応じた多彩な支援策と支援内容を充実させる必要があるだろう。

本事業の利用状況は、同じく 2020 年 10 月 20 日時点で、申込件数が 14 件(こども 25 人)、費用補助では 10 件(こども 20 人)、うち公正証書 8 件(こども 14 人)、調停申立て 2 件(こども 6 人)、相談対応 5 件(こども 8 人)であった。やはり、この事業についても、制度対象者、支援対象者数と比べると、圧倒的に実際の利用者は少なく、同様に、①情報提供や制度の周知に問題があるのか、②手続に時間や労力、用意すべき書類の数などにハードルがあるのか、③安全・安心の利用が確保されているかなどが影響を与えているかもしれない。公正証書は、手間暇や費用がかかるわりに、家庭裁判所の簡便な履行勧告・履行命令制度の利用ができず、メリットが少ない。調停・審判も、素人にもある程度分かり易い案内もなされているが、裁判所の手続を踏むことに対して敷居が高いと感じる当事者はかなりいると思われる。公証人や家庭裁判所の利用のハードルを下げ、迅速かつ実効的な制度を用意しない限り、安心・安全、手軽な制度の利用にはなかなか結び付かない可能性もある。

4 都道府県や国に対する要望と提案について

以上のように検討してきた限り、一自治体の努力や取り組みには自ずと限界があると言わなければならない。また、一自治体でのサービスでは、他の自治体の格差を招き、地域ごとのばらつきや制度の一貫性、サービスの公平性、内容の一律性に問題を生じるおそれがある。そこで、ここでは、都道府県や国に対する具体的な要望と期待される制度設計や仕組み、法整備や具体的支援策について、明石市の取り組みの検証の結果から見て取れる具体的な提案や要望をしたいと思う。

(1) 取り決め段階での支援と具体的方策

まず第 1 に、当事者に養育費の意義や必要性について十分な理解をしてもらい、子どもたちにとって、養育費がもつ意味についてきちんと考えてもらえる工夫をすることが求められている。離婚や別居という一大事に直面した父母に、子どものことを第一に考えてもらい、子ども養育についての意識を変えてもらうためにも、離婚や別居時の親ガイダンスの制度化を図る必要があるだろう。

第 2 に、養育費の法的性質や権利の根拠、位置づけなど法的なルールとして明確化するとともに、養育費を算定する際の重要な考慮事項を明らかにし、どのように決まるかの計算方式や計算方法を分かり易く明示する必要がある。

第 3 に、離婚時の養育費や面会交流などの子の養育に関する取り決めを促進

するためには、養育計画書の作成や取り決められた養育計画の公的届出制度・登録制度を整備するとともに、法的には、養育計画の義務化、制度化をも積極的に検討すべきである。もっとも、DV・暴力・虐待等の不安や危険性があるケースでは、安全・安心の確保のために、例外や必要な措置を設ける必要があるだろう。

第4に、家庭裁判所の利用促進を図るために、夜間・休日受付をはじめ、オンラインによる調停・審判申立て、オンライン調停・審判期日などを工夫し、当事者の負担軽減や手続の利便性を向上させ、即決調停・審判制度の創設など簡易・迅速な手続とすべきである。養育費等の話し合いが困難なケースでは家庭裁判所の利用が考えられるが、一般の人にとって家庭裁判所は相変わらず敷居が高いので、大幅な改善が求められる。

第5に、柔軟で機動性のある民間ADRの活用も考えられるが、和解合意への執行力の付与など債務名義化への制度的ハードルを乗り越える必要がある。民事執行法の改正も視野に入れた大胆な検討が必要である。

第6に、日弁連での新算定表の提案や家庭裁判所での改訂された標準算定表はあるものの、統一されておらず、むしろ、国で生活水準や物価指数等の統計的な数値に基づき、合理的な養育費自動計算ツールを開発するとともに、簡易迅速な責任ある養育費算定方法を示すべきである。これにより、養育費の取り決めや調停・審判も難しい事案では、迅速な養育費の決定に至るツールとして有効な働きを期待できよう。

(2) 回収・実現段階での支援と具体的方策

第1に、2020年4月には、養育費についての強制執行の手続において財産開示制度の改正があり、債務者の財産等の情報について第三者からの情報取得手続が新設されたものの、あい変わらず、当事者にとってはハードルが高く、手続の時間・費用・用意する書類等の負担は重い。そこで、情報取得手続等の強制執行手続にしても、より簡便で迅速な制度改善が求められる。また、家庭裁判所の履行勧告や履行命令制度についても、実効性の確保と利用促進のための大幅な改善策を示すべきである。

第2に、民間サービスの活用による取立て支援については、サービスの活用が説かれているが、債権回収の専門家であるサービスには、養育費債権の回収が認められているだけでなく、ひとり親との契約での個人間の対応には限界があり、ひとり親の手数料負担は、子どもの手元に届く養育費の減額になりかねない。民間サービスの活用には、養育費問題の少額性・複雑性・多様性・流動性

などの点で多くの課題が立ちはだかる。

第 3 に、最近、民間保証会社と自治体との連携で、養育費保証事業が拡大しつつあるが、これにもサービス同様の多くの問題がある。たとえば、事前審査、高額な保証料、貧困ビジネスの危険性、養育費債権の性質と譲受をめぐる問題、弁護士法との問題、養育費だけが切り取られ、面会交流など子ども養育と分断された問題解決の限界などである。

第 4 に、養育費の回収をめぐる抜本的解決策としては、既存の制度を前提としない公的強制徴収制度や公的立替払い制度の新設が有効である。たとえば、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアなどの英米法系の国々では、養育費の支払い義務者の住所・勤務先・収入・資産などの情報の収集・提供などを権利者に行い、行政機関が養育費の合意形成の支援をするとともに、不払いがあるときには、給与からの天引き、手当・年金からの天引き・引き落とし、税金の還付金や失業給付からの相殺、運転免許証やパスポート等の停止、扶養料の不払いを犯罪として処罰したり裁判所侮辱で収監するなど、かなり思い切った養育費の決定・回収策を講じている。これに対して、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドなどの北欧諸国、ドイツ、フランスなどは、養育費の不払いに対して、国や行政が不払い額を立替払いして、義務者に対して直接に取り立てたり、回収する公的立替払い制度を採用している。

いずれの国々も、中央政府に養育費の専門部署を設けて、養育費をめぐる情報の収集管理・提供、合意形成支援、合意実現・回収支援の公的一元的ワンストップサービスを実現している。とくに、注目すべきは、韓国の養育費履行管理院である。韓国では、2015 年から公的強制徴収制度を新設するとともに、努力している権利者に、そのつなぎとしての月額 2 万ウォン(約 1 万 7000 円)、最大 1 年間の養育費緊急支援サービスを行っており、公的強制徴収制度をもうけつつ、公的立替払いの制度も補完的に採用している。日本でどこまでできるかはわからないが、是非、韓国くらいの公的支援制度は見習う必要がある。

第 5 に、国や都道府県は、明石市のような先駆的事業、先進的な取組みに対して、これを奨励するために、積極的に補助や助成を進めるべきである。他の先進国でも、国や中央政府が未来の主権者である子どもたちの問題を最重要政策課題と位置づけ、とくに先進的な取り組みをする自治体をモデル事業に指定するとともに、補助金を支給し、他の自治体のモデルとするように奨励策を講じている。

第 6 に、養育費との関係で、児童扶養手当などの社会手当、生活保護などの

公的給付を減額されたり、また、義務を履行しない者に、公的給付や税法上の優遇措置がなされないように配慮すべきである。養育費と公的給付・税制との関係も留意すべきである。

第 7 に、養育費問題では、合意形成だけでなく、履行確保の観点からも、DV・暴力・虐待・ストーカー行為等の問題行動に対する対策を強化し、安心・安全を確保する必要があることは言うまでもない。

第 8 に、既存の制度である法テラスの利用の拡充、償還免除等や弁護士の無料法律相談体制、専門弁護士の認定と公的紹介制度など、弁護士や法律相談・法的サービスへの利用促進とアクセス障碍の除去などにも積極的に取り組むべきである。

(追記)

明石市のこども養育支援をめぐる先進的な取り組みの特色は、①迅速性、②機動性、③専門性、④斬新性、⑤挑戦性の 5 つで言い表すことができる。

周知の通り、明石市は、2014 年からこども養育支援の参考書式の配布、専門相談の体制の充実、関係機関との連携強化などを強力に進めてきた。①つねに子どもの立場に立って、迅速に行動することが貫かれている。また、②明石市は、身近な自治体が機敏に動くことも重視しており、すぐできることから施策や制度をどんどん進めることも特色である。さらに、③こども養育には、法律、心理、福祉などの子どもの専門家の指導・助言が不可欠であり、明石市は、職員として専門家を採用するだけでなく、幅広い専門家に協力をいただき高い専門性も確保している。また、④明石市の取り組みは、つねに身近な市民・住民のサービスを心掛け、都道府県や国の足りないところに手が届く斬新性、先取り性も特徴である。そして、最後に、⑤明石市は、声をあげられない子どもたちや弱い立場の市民のために、新しい制度や施策を試行的にやってみるという、小さいながらもアクティブな自治体である。このような明石市の取り組みについては、他の自治体だけでなく、国も都道府県も、全国の国民も注目しており、これからも、明石の子どもたちだけでなく、全国の子どもたちのための支援策を提案し実行し続けてほしいと思う。

(3) 委員からのメッセージ

養育費制度について

—国に期待したいこと・明石市に期待したいこと—

社会学者 神原 文子

養育費に関する検討会では、泉市長はじめ市担当者の方々の、ひとり親世帯を支援したいとの熱い思いに後押しされながら、中身の濃い意見交換をさせていただいたのではないかと考えております。ただ、明石市と国との温度差が否めません。

養育費について、法務省のHPでは、「子どもを監護している親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。なお、離婚によって親権者でなくなった親であっても、子どもの親であることに変わりはありませんので、親として養育費の支払義務を負います。」と解説されています。しかし、次のように変更されるべきではないでしょうか。「離婚によって親権者でなくなっても、子の親には養育費の支払義務があります。養育費の支払義務を怠ることは、子の遺棄に相当し、法的措置が発生します」と。養育費支払の「義務」を明確にした上で、養育費支払義務者には、給与から養育費の天引き制度、扶養手当と扶養控除の適用、非監護親としての悩み相談などの支援体制も合わせて整備される必要があると考えます。

政府には、養育費の取り立て制度および立て替え制度の早期実現を期待しながら、面会交流と切り離して法制化されることを強く願っています。

全国の自治体に先駆けて養育費の立替事業をスタートされた明石市に敬意を表するとともに、今後さらに、以下の2点についてお願いしたいです。

1 今後の大きな課題として、養育費立替事業および養育費取決サポート事業の効果測定を行っていただきたいです。たとえば、養育費を受け取っている世帯と受け取っていない世帯との世帯収入の違いを把握することができれば、養育費に関する事業の有効性を、客観的な数値によって示すことができます。

2 監護親にとっては、非監護親に養育費を請求するのは、結構ハードルが高く、養育費立替事業および養育費取決めサポート事業の利用を躊躇している人びとが少なくないのではないかと推測されます。2021年度以降も事業が継続されるのであれば、養育費を受け取ることができていないひとり親の方々に、養育費立替事業および養育費取決めサポート事業を安心して利用しようと思っていただけるような情報提供のあり方を検討いただきたいです。

国において養育費取立制度と立替制度を早期に実現していただきたいですが、それまでの間、明石市におけるひとり親世帯の実態、ひとり親世帯支援関連予算、養育費事業関連予算、さらに、ひとり親世帯を支援する組織体制などを参考に、他市でも養育費立替事業や取り立て事業が広がりますように期待しています。

司法関係者こそ頑張らなければ！

公益財団法人あすのば

監事・弁護士 津久井 進

私は、子どもの貧困対策を行う公益団体の一員として、そして、司法の一翼を担う弁護士として、この検討会に参加させていただきました。

養育費が十分でないという社会的実態が子どもの貧困を招く大きな原因となることは言うまでもありません。一刻も早く、子どもたちの貧困の連鎖を断ち切らなければなりません。では、どうしたらよいでしょう？養育費の不払い問題の解決は、大きなテーマの一つです。

「養育費問題」というと、私は、すぐに裁判所における養育費をめぐる調停の場面を連想します。調停の場にいるのは、お父さんとお母さんです。子どもはその場にはいません。そのせいでしょうか、養育費の件は、父と母の間の紛争という捉え方をされ、私人の間のプライベートな法律問題と受け止めがちです。私も、その子どもの顔も知らないまま裁判所に臨むことも度々ありました。しかし、この検討会に参加していろいろ考える機会を得て、私の視野がとても狭かったことに気付きました。主役である子どもの存在を忘れて調停が行われることがなんと多いことか！

本来、養育費は子どもの権利であって、突き詰めると親の権利の問題ではありません。子どもこそが第一です。そして、子どもの権利であるということは、この社会の未来の問題にほかなりません。そうであれば、社会全体で考えるべきパブリックな課題として考えるべきです。社会全体の問題と捉えたら、裁判所だけでなく、市民の力、行政の力も総動員していくのが当然でしょう。法律という意味では、司法機関だけではなく、立法機関にも積極的に働き掛けるのが当たり前ということになります。司法の現場でしばしば感じていた無力感は、制度の不備にも一因があることが分かりました。ならば、立法機関に働きかけを行うことは、民主主義の社会である以上、当然の大人の責務です。

大人は大人の立場だけではなく、子どもの代弁者としての役割も担っています。明石市で芽生えた問題意識を一人でも多くの人と共有することが求められています。官・民の垣根を越えた力強い連携が必要です。全国の司法関係者は、子どもの代弁者として養育費の権利をきちんと実現できるよう、社会の先頭に立って、呼び掛けをしていくことが大事だと思います。そうすることで、私たちの未来は、希望の手応えが感じられる明るいものになっていくに違いありません。

こどもの養育費を負担するのが当たり前の社会をつくる

認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

理事長 赤石 千衣子

明石市は養育費取り決め支援や養育費緊急支援（公的立替）を行い、こどもの養育費というマイナーだった課題を一気に社会全体で解決すべき重要課題へと押し上げた。

これまで養育費の支払いはこどもを育てる側に責任が重くのしかかってきた。公正証書をつくる、調停や裁判での取り決めも同居親が頑張って決めるものであった。

離婚後等のひとり親は、住まい、仕事、こどもの学校・保育園、あるいはこどもと自分の心身の回復など四重苦にあえぎながら努力をするしかなかった。結果としてこどもは十分な養育を受けられないことになってきたのである。

わたしは、養育費の取り決め取立はひとり親にとって簡便であり、安全であり、そして個々の事情に対して伴走的でなければならぬと検討会でも述べてきた。

そして、親にこどものケアができるだけの余裕ができることがこどもにとっても大切なことであろう。

先ごろ法務省は「未成年時に親の別居・離婚を経験した子に対する調査」の結果（WEB 調査、対象 1000 人）を発表した。それによるとこどもたちは多様な受け止めをしており、調査時点で父母の離婚や別居について「父母にも自分にもよかった」という回答が 28.3%、「父母にも自分にもよくなかった」は 9.3%、「父母にとってはよかったが、自分にとってはよくなかった」14%「特になし」44.7%などとなっており、よかったと考えている者が 3 割近くいることがわかる。

両親の離婚についてのこどもの受け止めは多様である。

離婚そのものをこどもにとってよくないことである、と一義的に決めてしまうのではなく、両親の離婚を経験したとしても、こどもたちがしあわせに過ごせるようなしくみづくりをするのが私たちの責務である。

国や各地の地方自治体が、明石市に続いて、こどもの養育費についてさらに一歩踏み出すよう、後押ししていきたい。

すべてのこどもの育ちを支える支援制度づくりを

元家庭裁判所調査官・臨床心理士

山口 恵美子

明石市は2014年4月に、明石市こども養育支援ネットワークを立ち上げ、こどもの立場、基礎自治体の責務、他の自治体でも実現可能な普遍性の3つの基本理念を掲げ、全国に先駆けてこども中心の政策を試みてきた。その政策の未来志向性、多面的総合性、取組みの迅速性にも目を見張るものがあった。

とりわけ、コロナ禍で一層逼迫したひとり親家庭のこどもの支援が急がれている昨今、緊急支援金や立替えから条例化まで踏み込もうとする養育費確保への素早い取り組みには、敬意を表し、今後のさらなる充実発展を期待している。

明石市の支援が多面的総合的であったからこそ、紛争の全面解決に役立った好事例がある。減額請求の手続きを知らずに減額養育費を支払っていた義務者が、立替払い制度がきっかけで、精算した後に減額調停を申し立てることができた。その調停の中で権利者の方から明石市の支援制度の利用による面会交流が提案され、何年も会えなかったこどもとの面会交流も実現したのである。

養育費の立替払いの試行からは、手続開始通知、立替後請求等により、三分の一の義務者が支払いに応じ、制度の安全性が危惧されるようなトラブルも生起していない等の支援の有効性が見えてきた。反面、必要な情報の周知の難しさや、手続き・費用の支援だけでは家庭裁判所利用の敷居の高さは解消しない等の課題が推測された。支援の必要性和有効性と同時に、後追い支援より、事前支援の重要性が認識される。正確な情報に基づく協議ができるように、離婚前にこそ、親ガイダンスの受講等を可能にする制度の構築が望まれる。

また、養育費確保は、支払い義務者の責任強化だけに偏らない制度設計が必要である。権利者の権利行使手続きを容易・簡便にすることによって、義務者の支払い能力の把握も容易にし、義務の履行者にはインセンティブを、不払いにはサンクションを与え、支払えない義務者のこどもの支援の充実にもっと注力すべきである。生田秀弁護士による義務者の資産調査結果は、窮乏義務者の比率は想像以上に高いことを示している。子どもの未来に責任を負うには、制度疲労を起こし始めている私的扶養、あるいは親にお金を配り続ける社会的扶養から、明石市の試みのように子育てにお金のかからない社会への転換に歩を進めるべき時期にあると思われる。

明石市での成果と課題が他の自治体や国でも取り組まれ、さらなる発展を遂げて、日本中のすべてのこどもが健やかな育ちを支えられることを心から望んでいる。

子どもに届き、子どもの声が届く制度設計を

特定非営利活動法人あっとすくーる

理事長 渡 剛

私自身が未婚の母子家庭で育ち、その当事者としての経験から養育費の問題を見たときに気になることがありました。私は今回の明石市の取組を「当事者に寄り添って考えてくれているな」と感じたのですが、このことに関する報道が流れると同時に疑問の声が少なからずあったということが驚きでした。その疑問が例えば当事者が不利益を被るからというものであればよくわかりますが、「行政が家庭に介入すべきではない」といった意見があるのを聞いた時は本当に驚きました。

聞けば聞くほど納得がいなくなり、一番最初の検討会で同じ検討委員で以前からのお知り合いでもあった津久井先生に「司法は僕らを守ってくれないんですか？」と聞いたくらいです（笑）。でもこうしたことを踏まえて、ひとり親家庭がこの日本で暮らすということがいかに大変なことなのかを改めて認識できました。

今回の養育費の取組のプロセスに関わらせていただく中で、私自身は「子どもにとってどうなのか」という視点で意見を出させていただきました。検討会を終えての感想は、養育費は子どもの権利と言われていますが、まだまだその権利が十分に守られる環境ではない、ということです。

例えば今回の養育費の立替払いについても、例えば行政が介入してくれたとしても、元配偶者と連絡を取るもののハードルが高く、利用に繋がらなかったようなケースが何件かあると聞きました。

保護者の方のそうした気持ちの葛藤はわかる一方で、子どもの権利であるはずの養育費が、子どもの意思がどうかではなく保護者の気持ちによってのみ決められることには疑問があります。例えば今回の明石市の取組は1ヶ月分を上限5万円で立て替えるというものでしたが、中学生や高校生であれば、受験費用に充てることで受験校を1校増やすということも十分にできる金額です。子ども自身もこれ以上保護者に負担をかけたくないから我慢をしているかもしれません。でもそこに養育費という選択肢があれば、これまで諦めていたものを諦めなくてよくなるかもしれません。

だからこそ私は、子どもの権利である養育費について子ども自身がきちんと知る機会が必要だと考えています。年齢が小さい子どもであれば難しいですが、中学生、高校生くらいの子どものみであれば、十分に理解できると思います。その上で子どもが養育費を必要だと感じたときに、例えば弁護士の先生や行政の職員の方など、関わる大人が「君の権利を大人は全力で守るからね」というメッセージとともに支えてくれるようになることが不可欠であると考えます。単に制度だけを整えるのではなく、子どもを支えてくれる大人を増やしていくことも通じて「社会が守ってくれる」という感覚を当事者が感じられるようになることを切に願っています。

2 明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議

(1) 委員

<関係機関>

日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所

兵庫県弁護士会（４回目まで）

兵庫県社会福祉士会

兵庫県臨床心理士会

明石公証役場

公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）

大阪ファミリー相談室

公益財団法人あすのば（６回目から）

<有識者>

片山登志子 氏（弁護士）

福市航介 氏（弁護士）

二宮周平 氏（立命館大学法学部教授）（２回目から）

田中通裕 氏（関西学院大学法学部教授）

（２回目から８回目まで）

<オブザーバー>

神戸家庭裁判所



(2) 委員からのメッセージ

法テラスの活動とこども養育支援の展開

法テラス兵庫地方事務所

所 長 林 晃史

法テラスは、国民にとって司法を身近に、そしてアクセスしやすい存在にするという目的で国が設置した機関です。法テラス兵庫では、法的トラブル解決への情報提供、経済的に余裕のない方への無料法律相談の実施、弁護士・司法書士の費用の立て替え、高齢者・障がい者などを対象とする出張相談、DV・ストーカー・児童虐待などの被害を現実を受けている方への法律相談など時代のニーズに対応した法的サービスの提供も行なっています。また令和2年10月からは法テラス兵庫法律事務所を開設し、地域の法的サービスの充実を図っています

さて未成年の子供さんがいる夫婦の離婚問題については、ご相談の件数も多く、また当事者（もちろん子供にとって）には切実な問題であり、有効な解決の手段が求められる分野です。明石市の養育費の取り決め、面会交流、そして養育費の受け取りに関する取り組みは、法テラスとしても有効な解決手段として期待を持って利用者にご案内させていただきたいと考えています。ただこの取り組みは明石市限定でなく、兵庫県全域、また全国的にも必要な制度だと考えていますので、今後この制度の拡大・充実に明石市とともに取り組んでいきたいと考えています。

日本での養育支援

明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議に参加して

兵庫県社会福祉士会

監 事 土 谷 長 子

2014年明石市で始まったこども養育支援事業は、明石市発で全国に広がったといえるほどの成果があがった。この間の泉市長はじめ、市民相談係の方々のご尽力に敬服を表したい。これらの事業は離婚家庭の子どもも当然ながら、一人の人格として尊重すると共に、健全な成長に必要なものとして捉えられる。離婚後の親子の交流について描かれた絵本を読むと、翻訳書では同居していない親の家も「もうひとつのおうち」として描かれているものがある一方で、日本の方の手によるものではほとんどが、時々会うというものだ。FPICでなされた厚生労働省委託調査(2016)においても、日本における面会交流の特徴をみることができる。日本における文化や政策を背景とした面会交流の実践が模索されてきているのだろう。兵庫県社会福祉士会もこの事業に対する取り組みについて、引き続きお手伝いさせていただければ幸いである。

明石市こども養育支援の事業に関するメッセージ

兵庫県臨床心理士会

会長 羽下 大信

子どもの状況に関する世界的な統計データからは、日本の子どもたちは世界の先進諸国の中でも、自己肯定感や生きていることの幸福感が大きく差をつけられて低い、ということが知られています。

そんな中、日本の現状をよく知る外国籍のある識者で、日本の10代の子どもたちに向けて、できるだけ早く、国外に逃亡するか、はたまた、自衛のために武器を取るよう、檄を飛ばす人がいます。彼は相当に真剣な発信をしていると思われます。

「子どもたちは未来からの難民だ」。これは子どもにかかわる人たちの間でよく知られたフレーズで、僕の幾分知るところでは、これを元に、カナダ、イギリス、オランダなどは、国策として子ども施策に本気です。（一方、「老人は過去からの難民だ」、という、別のフレーズもあり、先ほどの国々では、それぞれに老人施策でも本気のようなのです）。

子どもの現状に関するわれわれ日本の大人の認識は、一般にはそれほど危機的ではありません。われわれの認識は相当に甘いのかもしれません。事実、大方のわれわれは、自分たちのこの1、2年のことは考えても、子どもたちの10年20年後を想定して、彼らに手渡し、あるいは託せるほどのものを用意していることは稀でしょう。個人的にも行政的にも、教育・福祉の面で、その本気度は残念ながら低いと、僕には見えてしまいます。事情は問わず、われわれは自分たちのことにかまけて、彼らに対して、とても恥ずかしいことをしている。そんな気になります。

明石市のこども支援の事業を拝見するにつけ、現実の親子の困難な事態に具体的に対応する、実行可能な施策だという感を強くします。明石市の「本気」を感じます。

大阪ファミリー相談室の願い

公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室

事務長 松島 茂

大阪ファミリー相談室は、家族と子どもの問題の解決に携わってきた元家庭裁判所調査官が、「あなたと家族の明日に向けて」の願いで、活動を行っている公益社団法人です。父母は別れても、子育てのパートナーとして、子どものすこやかな成長のためには、協働しあってほしいと考えています。離婚が子どもの養育や子どもに与える心理的影響を受け止め、子どもの成長を共に喜び合える父母であってほしいと考えています。当相談室は、子どものすこやかな成長のため、離れて暮らす親子の交流を仲立ちする面会交流支援、家庭、家族をめぐる問題の不安や悩みなどの相談、離婚や夫婦関係の修復、養育費、面会交流に関する調停等、公正証書遺言者への支援、セミナーに講師派遣等の事業を行っています。明石市の行う先駆的な子ども支援施策に協力できることは当相談室の誇りです。連携して、明石市民の健全な家族関係の実現に貢献できるように励みたいと思います。

養育費問題に社会全体で取り組もう！

公益財団法人あすのば

監事・弁護士 津久井 進

未来ある社会を実現するためには子どもの権利を第一に考える必要があります。しかし、子どもの貧困が社会問題になっているのが現実です。その原因の一つは、親の離婚に伴う養育費の不払いにあります。養育費は裁判所で解決が図られます。しかし、きちんと履行されないと子どもが犠牲になります。この事態は、法制度の不備が、子どもたちに苦難を背負わせていることにほかなりません。養育費は未来を託された子どもの権利であって、父母の大人の私的な問題ではありません。むしろ、社会全体で考えるべき非常に公的な問題です。司法の限界が指摘されることがありますが、地方自治体や国の行政がフォローすれば改善を図れます。明石市では知恵を絞って養育費問題に取り組みました。とても意義あることで、海外の流れも汲んだ大事な成果です。明石市の取り組みが全国に広がることを期待しますし、裁判所や弁護士など司法関係者が奮起して、大きく制度を変えていくことが必要です。

子ども養育に関する最先端の取り組みを全国的な取り組みへ

弁護士 福市 航介

明石市における離婚等のこども養育支援は、どの地方自治体よりも早く開始がされ、その支援内容は、現時点でも先進的であり、創造的かつ意欲的なものばかりです。その具体策は、個別に挙げると与えられた紙面をすぐに使い切るほど多数であり、その内容は充実しています。

これらの諸施策で一貫しているのは、離婚等を経験する「こども」を社会全体で守るという視点です。当たり前でありながら、必ずしも十分になされてこなかった取り組みを積極的に行う明石市の姿勢は、極めて重要であり、全国的な取り組みとなることが必要です。

ただ、これを各地方自治体に任せるだけでは十分な取り組みの進展は期待できません。特に予算などは、地方自治体だけでは十分ではないからです。国には、明石市の取り組みを全国的に広げるべく、予算措置を含めた積極的な取り組みを期待します。

子どもサポート、子育て支援

立命館大学法学部

教授 二宮 周平

日本の離婚の87%は協議離婚です。未成年の子のいる離婚の場合、両親は、離婚後の子の養育計画を練り上げて、子が別居親と交流を継続し、養育費を受け、安心して生活できるようにする責任があります。しかし、協議離婚は単なる戸籍窓口への届出で成立します。現行制度は、この責任を果たすための情報提供も相談対応も当事者に丸投げしています。明石市は、国や他の自治体に先駆けて、協議離婚届書を取りに来た市民に対して情報提供の冊子を配布し、こども養育専門相談など相談体制を充実させ、さらに離婚後の親子の面会交流や養育費の支援事業を立ち上げました。親の離婚について突然切り出され、誰とどこで暮らすのか、学校や友達はどうなるのか、別居した親とは会えるのかなど、不安で一杯の子どもたちがいます。明石市の取り組みは、こうした子どもたちのサポートであり、親の子育て支援だと思っています。心から応援しています。

3 本市事業へご協力いただいている方からのメッセージ

※肩書は 2021 年 3 月時点のものです

若林昌子 氏

（前公益社団法人家庭問題情報センター理事長
元明治大学法科大学院教授）

小田切紀子 氏

（東京国際大学教授）

福丸由佳 氏

（白梅学園大学子ども学部教授）

鶴岡健一 氏

（公益社団法人家庭問題情報センター事務局長）

榊原富士子 氏

（弁護士）

光本歩 氏

（特定非営利活動法人ウィーズ理事長）

子どもの権利条約の実感できる社会を目指して

前公益社団法人家庭問題情報センター理事長
元明治大学法科大学院教授

若林 昌子

我が国における子どもの権利条約は風化の危機にさらされているといわれて久しい。国連子どもの権利委員会も、再三にわたり、締約国日本に対し、「子の最善の利益」実現の法制度構築を勧告している。この厳しい状況の中で、明石市は2014年4月こども養育支援ネットワークを立ち上げ、子どもの養育支援について全国的にも稀な先進的実績を積み上げられた。その根底には理念的知見が堅持され、施策の実効性も弁護士専門職の活用などにより顕著であり、今後の施策に期待が高まる。

子どもの成長発達する権利保障には、如何なる法制度、司法、行政がその実効性を担保するか。あるべき法制度論、当事者支援について理論的究明が求められる。特に、家裁実務経験から痛感する緊急最重要課題は、子どものある協議離婚制度改革、離婚後の共同親権制度の構築であろう。

この条約は、子どもは父母に養育される権利主体であり、国は父母の養育義務履行確保のための支援責務を負い、子どもに与えられた諸権利について、「子の最善の利益」原則に沿う権利保障を担うことを明示している。この条約が生きていると実感できる社会を実現し、全ての子どもの未来に希望を届けたい。

親の離婚を経験する子どもに寄り添う

東京国際大学教授

小田切 紀子

私は、面会交流支援と親プログラムの実践と研究に専念しており、2015年に明石市の講座「離婚後の子育てと子どもの気持ち」で親プログラムの紹介をさせて頂いた。2014年にスタートした「明石市こども養育支援ネットワーク」のすばらしさのひとつは、離婚や別居に伴う子どもの養育について、定期的に連絡会議を行い関係機関と「連携」して実施していることである。

今、国が親の離婚を経験する子どもの養育で取り組むべきことのひとつは、面会交流支援団体の資金助成および人材育成とそれを可能にする公的費用の援助である。もう一つは、父母の離婚において子どもを当事者と考え、子どもに関わる問題について子どもの意思や気持ちを聴く機会を与え、子どもを取り巻く状況について、今どきのようなことが起こっていて、これからどうなる可能性があるのかなどについても伝える制度である。明石市の事業をモデルに、子どもの養育問題を社会全体で取り組む必要がある。

子どもたちの未来につながる有機的なシステムを

白梅学園大学子ども学部

教 授 福丸 由佳

6年ほど前にご縁をいただき、離婚を経験する親子に向けた FAIT (Families In Transition) プログラムを明石市でも実践させていただきました。FAIT は、子どもの視点から親の離婚を考え、親と子どもの双方が尊重される中で家族の関係や子どもの育ちが支えられることを目的にした心理教育プログラムです。明石市の先進的な取り組みからも大いに刺激を頂きながら改良を重ね、現在はオンラインも取り入れた実践と研究を行っています。

教育や臨床の現場でも、多様な家族の形、育ちの道筋がある中で、子どもも親もそれぞれが大切にされながら、胸を張っていけることの重要性を痛感します。全国に先駆けて、具体的な子どもの養育支援に精力的に取り組まれてきた、明石市の存在の大きさを改めて感じるとともに、地域や自治体をはじめとする官民さまざまな取り組みが有機的に関係しあい、子どもたちの未来につながるようなシステムを作っていくことも次なる課題であると実感するこの頃です。

明石市への期待ー子ども施策ネットワークのフロンティアとして

公益社団法人家庭問題情報センター

事務局長 鶴岡 健一

「子ども目線」、「市民の理解」、「広がっていく」。平成26年に明石市で始められたことも養育支援ネットワークの施策として掲げられた3つのポイントです(注)。極めて簡明で、誰にも分かりやすい、見事なビジョンマーケティングです。このビジョンはその後、養育費や面会交流の取決めの支援、養育費の立替え、天文科学館やあかしこども広場を活用した面会交流支援からコロナ禍の養育費緊急支援に至るまで、市政の中で着々と形になって実現されています。

また、「明石の街は子どもでいくんだ」というぶれないリーダーシップによって、市の人口はV字回復を果たし、子ども施策に伴う経済効果によって市民の理解が増していくという結果を示しているように思われます。このように施策の効果が目に見えることによって、明石モデルともいべき子どもを核としたいろいろな施策が全国の自治体に広がっており、国の政策を動かし、子どもの支援にかかわる様々な人々を力づけています。

(注)「養育費等をめぐる関係機関の役割と連携についてⅠー明石市におけるこども養育支援ネットワークについて」平成27年3月1日養育費相談支援センター刊

子どもが主人公に

弁護士 榊原 富士子

眼前に、瀬戸内海と雄大な明石海峡大橋を望む明石市は、それだけでも魅力あふれる地方都市の1つですが、子ども、高齢者、障がいのある者、性的マイノリティその他、政治が真っ先に手をさしのべるべき人々に寄り添う施策を、先頭にたって進めている街として素晴らしいと思います。特に、父母の不和、別居そして離婚に巻き込まれた子どもたちへの積極的な支援策の数々は、他の自治体への刺激・手本になり、今、国の施策を大きく動かしつつあります。無料の専門相談、父母の養育費や面会交流の合意形成の支援、養育費の緊急支援、面会交流の具体的支援・・・子どもたちが義務教育を無償で受けられることが憲法で保障されているのと同じように、こうした子ども支援が日本全国に広がって当たり前になることを願っています。

支援の存在を知った子どもたちが生きる希望を持てる取り組み

特定非営利活動法人ウィーズ

理事長 光本 歩

両親の離婚を経験した子どもの支援をおこなう私たちのもとには、『両親の争いを見ているのが辛くて死にたい』『自分が家族を持つことに前向きになれない』等、両親の負の感情に巻き込まれて悩む10代の子どもたちはもちろん、その経験を20代、30代になっても消化できずにいる方からの相談が日々寄せられます。

2015年に実施した「別居・離婚家庭のこどもふれあいキャンプ」では、心に抱えた父母への想いを涙ながらに語る子どもたちの姿がありました。子どもたちは親の笑顔を願い、愛されているという実感を求めているのです。

親に限らず、寄り添いながらエンパワーしてくれる大人が、子どもの周りにいたかどうか子どもが人生を左右します。そういうコミュニティを、市を挙げて築き上げようとしている明石市は、子どもたちに『あなたは大事な存在だよ』というメッセージを常に発してくれています。

今後も明石市の子どもの視点に立った取り組みに期待するとともに、国全体がその重要性に気づき、広がっていくことを心から願っています。

あとがき

このテーマとの深い関わりは、20年以上前の弁護士になりたての頃のある出来事がきっかけである。離婚事件の依頼人である母親の代わりに子どもを学校まで迎えに行った際に、その子が泣きながら「お父さんと離れたくない。」と私に訴えかけてきた。本書の冒頭（序章1）に記した弁護士は、実は私のことである。

その後、2003年に衆議院議員となり、面会交流の重要性を訴え、養育費の立替払制度なども議員立法で創設しようとしたが、その当時は議員もマスコミも全く相手にしてくれなかった。

2011年に生まれ故郷の明石市長に就任し、このテーマについても、市民に最も身近な基礎自治体としてできることから始めようと考え、時代の流れを読みつつ、準備を進めてきた。

そして2014年の4月、満を持して、参考書式の配布を始めた。離婚に行政がかかわりをもつこと自体への批判も想定され、おそろおそろスタートした取り組みであったが、ありがたいことに好意的な報道が続いた。今となっては懐かしい昔話であるが、当時としては極めて大きな一歩であった。長い間空を覆っていた黒い雲の隙間から一筋の光が差し込んだ、まさに歴史的瞬間だったのである。

その後も施策を段階的に進めていく中、2016年10月には国が同様の参考書式を全国に配布し始める。2020年7月には明石市独自の養育費の公的立替にも踏み切り、国でも法制審議会での本格的な検討が始まった。ようやくここまできたかという気持ちと、まだまだ不十分、いよいよこれからという気持ちが交錯しているが、市長就任時の10年前と比べれば隔世の感がある。

いずれにせよ、ここまでやってこられたのは、このテーマに心を寄せ、明石市の取り組みにご厚情をいただいた方々のご尽力の賜物である。お力添えをいただいたすべての皆さまに、この場をお借りして心から感謝の意を表し、厚く御礼申し上げたい。

そして、引き続き、ともに取り組みを進めていきたい。
すべてのこどもたちの笑顔のために。

2021年

明石市長 泉 房穂



いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで
SDGs未来安心都市 明石市

